令和元年度の業務の実績に係る評価(ポイント) (農業保険関係業務)

- ◎ 当基金の令和元年度における業務の実績に関する主務 大臣の評価結果は以下のとおり。
 - 1 中期目標における<u>所期の目標を達成している</u>と認められ、<u>総合評定はB</u>。
 - 2 業務の実施に当たり、<u>理事長のリーダーシップの下</u>、 業務の進捗や予算執行の把握に努め、業務運営の効率化 を図りつつ<u>的確に業務運営が遂行されており</u>、特に重大 な業務運営上の課題は検出されておらず、<u>計画どおり順</u> 調に業務が実施されている。
 - 3 項目別では、<u>Aが1項目(農業信用保険業務における</u> <u>「適切な保険料率・貸付金利の設定」)</u>、Bが31項目、 評価の対象外が7項目。
 - 一※ 自己評価においては5項目をAとした。

項目別の実績と評価の概要

① 情報提供の充実及び利用者の意見の反映

NOSAIイントラネット、全国会長会議等の全国 会議において、農業保険関係業務の業務実績及び貸付 金利の水準等について説明、情報提供。



主務大臣の評価はB。

② 共済団体等に対する貸付業務の適正な実施

・ 共済団体に対し、台風第15号及び第19号により 被災した農業者に対する共済金の支払いに必要な資 金の貸付けを2回行った。



・・主務大臣の評価はB。

令和元年度評価 項目別評定総括表

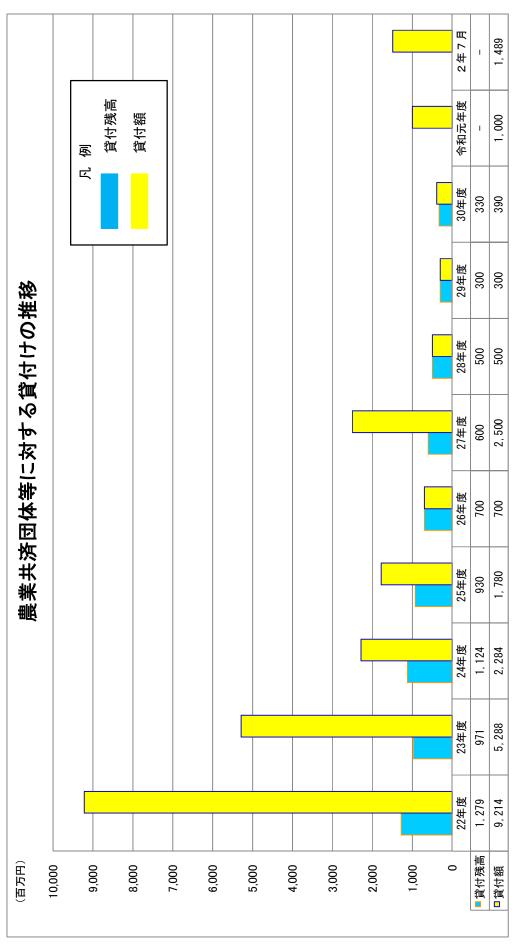
中期目標 期間実績	期間実績評価																												
中期期間	見以明明																												
	4年度																												
	3年度																												
評価年度	2年度																												
	元年度	В	В	В	В	В	В	В	В	В	I	ı	I	I	I	В	I	В	В	В	В	В							
	30年度	В	В	В	В	В	В	В	В	В	I	I	I	I	I	В	I	В	В	В	В	В							
五 班	1 文 工	第2 業務運営の効率化に関する目標を達成するためと るべき措置	1 事業の効率化(平成29年度対比5%以上の事業 費の削減)	2 経費支出の抑制 (平成29年度対比20%以上の一般管理費の抑制)	3 調達方式の適正化	4 電子化の推進	第3 財務内容の改善に関する目標を達成するためとる べき指置	1 財務運営の適正化	2 予算 (人件費の見積りを含む。)、収支計画及 び資金計画	3 決算情報・セグメント情報の開示	4 長期借入金の条件	5 短期借入金の限度額	6 不要財産の処分に関する計画	7 不要財産以外の重要な財産の譲渡等に関する計 面	8 剰余金の使途	第4 その他主務省令で定める業務運営に関する事項	1 施設及び設備に関する計画	2 職員の人事に関する計画 (人員及び人件費の効率化に関する目標を含む。)	3 積立金の処分に関する事項	4 その他中期目標を達成するために必要な事項	(1) ガバナンスの高度化	(2) 情報セキュリティ対策	(注)評定欄のカッコ書きは、自己評価である。						
 東京	期間実績評価																												
中期目標 期間実績	開が開																												
	4年度																												
	3年度																												
評価年度	2年度																												
际	元年度	В	B(A)	B(A)	A	B(A)	B(A)	В	В	В	B(A)	В	В	В	В	В	В	В	В	В	В	В	В	В	В	В	В	В	
	30年度	В	В	В	В	В	В	В	В	В	В	В	В	В	В	В	В	В	В	В	В	В	В	В	В	В	В	В	
E E		国民に対して提供するサービスその他の業務の質 の向上に関する目標を達成するためとるべき措置	農業信用保険業務	(1) 融資機関等に対する普及推進・利用促進の 取組【重要度: 高】	適切な保険料率・貸付金利の設定 【重要度:高】	保険事故率の低減に向けた取組	求賞権の管理・回収の取組	利用者のニーズの反映等	(6) 事務処理の適正化及び迅速化	林業信用保証業務	(1) 融資機関等に対する普及推進・利用促進の 取組	(2) 適切な保証料率の設定【重要度:高】	代位弁済率の低減に向けた取組	求賞権の管理・回収の取組	利用者のニーズの反映等	(6) 林業者等の将来性等を考慮した債務保証	(7) 事務処理の適正化及び迅速化	漁業信用保険業務	適切な保険料率・貸付金利の設定 【重要度:高】	保険事故率の低減に向けた取組	求賞権の管理・回収の取組	利用者のニーズの反映等	(5) 事務処理の適正化及び迅速化	農業保険関係業務	(1) 情報提供の充実及び利用者の意見の反映	共済団体等に対する貸付業務の適正な実施	漁業災害補償関係業務	(1) 情報提供の充実及び利用者の意見の反映	十次日子二十二人 经工业器 ()

令和元年度災害補償事業実績の概要

(農業保険関係業務)

令和2年10月13日

独立行政法人農林漁業信用基金



1. 貸付額は、各年度の年間の実績である。「2年7月」は、令和2年4月から令和2年7月までの実績である。2. 貸付残高は、各年度末の実績である。「2年7月」は、令和2年7月末現在の実績である。 (世

農業共済団体に対する共済金等支払財源の貸付けは、近年、貸付先である<u>農業共済団体の合併が進展し、各団体の財務基盤が安定</u> <u>し</u>ていることを背景として、<u>減少傾向で推移</u>しているが、令和元年度は、台風第15号及び第19号の被害に伴い10億円の貸付けを行っ 2年度は、前年度に発生した九州地方の大雨被害に伴い約14.9億円の貸付けを行った。 た。また、

丰 角 計 0 令和元年度に係る業務の実績に関する 独立行政法人農林漁業信用基金

財務省 農林水産省

様式1-1-1 中期目標管理法人 年度評価 評価の概要様式

1. 評価対象に関する事項	する事項	
法人名	独立行政法人農林漁業信用表	基金
評価対象事業年	年度評価	令和元年度(第4期)
英	中期目標期間	平成30~令和4年度

2. 評価の実施者に関する	事項		
主務大臣	農林水産大臣		
法人所管部局	経営局	担当課、責任者	金融調整課長 河村 仁
評価点検部局	大臣宜房	担当課、責任者	広報評価課長 常葉 光郎
主務大臣	財務大臣(農業信用保険事業、林業信用保証事業及び漁業信用保	険事業に関する評価を農林	水産大臣と共管)
法人所管部局	大臣宜房	担当課、責任者	政策金融課長 辻 貴博
評価点検部局	大臣官房	担当課、責任者	文書課政策評価室長 大森 朝之

の実施に関する事項	7日:年度実績に係る自己評価について理事長及び監事からのヒアリング	0日:年度実績に係る自己評価及び大臣評価案について農林水産省独立行政法人評価有識者会議農林漁業信用基金部会からの意見聴取
3. 評価の実施に関する事項	・7月27日:年度実績	· 7 月 3 0 日:年度実績

4. その他評価に関する重要事項

該当なし

様式1-1-2 農林漁業信用基金 年度評価 総合評定様式

1. 全体の評定						
評定	B:中期目標における所期の目標を達成していると認められる。	(参考)	() 本中期目標期	月間における過年	度の総合評定	の状況
(S, A, B, C, D)		平成30年度	令和元年度	2年度	3 年度	4年度
		В	В			
評定に至った理由	項目別評定は39項目のうち、Aが1項目、Bが31項目、評価の対象外が7項目となっておまた、全体の評定を引き下げる事象もなかったためBとした。	り、全体として	中期目標におけ	トる所期の目標を	達成している。	

2. 法人全体に対する評4	通
法人全体の評価	農業信用保険業務、林業信用保証業務、漁業信用保険業務、農業保険関係業務、漁業災害補償関係業務の実施に当たり、理事長のリーダーシップの下、業務の進捗や予算
	執行の把握に努め、業務運営の効率化を図りつつ的確に業務運営が遂行されており、特に重大な業務運営上の課題は検出されておらず、計画どおり順調に業務が実施されて
	いると評価する。
全体の評定を行う上で	特に全体の評価に影響を与える事象はなかった。
特に考慮すべき事項	

3. 項目別評価における主要な課題、	主要な課題、改善事項など
項目別評定で指摘した	該当なし
課題、改善事項	
その他改善事項	該当なし
主務大臣による改善命	該当なし
令を検討すべき事項	

4. その他事項	
監事等からの意見	特になし
その他特記事項	特になし

		中期計画(中期目標)			年度評価			Į.	備老)
			30年度	元年度	2 年度	3 年度	4 年度	10年10月10日	1		
紙		国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向 上に関する目標を達成するためとるべき措置	В	В						部2	業務運営の効率化に関する : 措置
	-	農業信用保険業務	В	В				第1-1	<u>т</u>		事業の効率化(平成29年 削減)
		(1) 融資機関等に対する普及推進・利用促進の取組 【重要度: 高】	вО	B O重				第1-1-(1)	РЗ	0	: 経費支出の抑制(平成29 理費の抑制)
		(2) 適切な保険料率・貸付金利の設定【重要度: 高】	ВО	A O重				第1-1-(2)	Ь 6	<u> </u>	3 調達方式の適正化
		(3) 保険事故率の低減に向けた取組	В	В				第1-1-(3)	P 10	4	- 電子化の推進
		(4) 求償権の管理・回収の取組	В	а				第1-1-(4)	P 14	紙 の 無	財務内容の改善に関する目 措置
		(5) 利用者のニーズの反映等	В	В				第1-1-(5)	P 17		財務運営の適正化
		(6) 事務処理の適正化及び迅速化	В	В				第1-1-(6)	P 19	0	: 予算(人件費の見積りを 金計画
	2	林業信用保証業務	В	В				第1-2	P 22	<u>ო</u>	3 決算情報・セグメント情
		(1) 融資機関等に対する普及推進・利用促進の取組	В	ш				第1-2-(1)	P 24	4	・ 長期借入金の条件
		(2) 適切な保証料率の設定【重要度: 高】	ВО	BO重				第1-2-(2)	P 27	מ	5 短期借入金の限度額
		(3) 代位弁済率の低減に向けた取組	В	М				第1-2-(3)	P 29	9	・ 不要財産の処分に関する
		(4) 求償権の管理・回収の取組	В	В				第1-2-(4)	P 31		・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
		(5) 利用者のニーズの反映等	В	М				第1-2-(5)	ь 33	0	割余金の使途
		(6) 林業者等の将来性等を考慮した債務保証	В	В				第1-2-(6)	P 35	熊 4	その他主務省令で定める業
		(7) 事務処理の適正化及び迅速化	В	В				第1-2-(7)	P 37		施設及び設備に関す
	က	漁業信用保険業務	В	В				第1-3	P 39	N	: 職員の人事に関する計画 に関する目標を含む。)
		(1) 適切な保険料率・貸付金利の設定【重要度: 高】	ВО	BO重				第1-3-(1)	P 41	<u></u> м	積立金の処分に関する事
		(2) 保険事故率の低減に向けた取組	В	В				第1-3-(2)	P 43	4	・・その他中期目標を達成す
		(3) 求償権の管理・回収の取組	В	В				第1-3-(3)	P 46		(1) ガバナンスの高度化
		(4) 利用者のニーズの反映等	В	В				第1-3-(4)	Ь 48		(2) 情報セキュリティ対
		(5) 事務処理の適正化及び迅速化	В	М				第1-3-(5)	P 50	別 1	
	4	農業保険関係業務	В	В				第1-4	P 52	第 3	3. 令和元事業年度資金計画
		(1) 情報提供の充実及び利用者の意見の反映	В	В				第1-4-(1)	P 54		
		(2) 共済団体等に対する貸付業務の適正な実施	В	В				第1-4-(2)	P 56		
	D	漁業災害補償関係業務	В	В				第1-5	P 58		
		(1) 情報提供の充実及び利用者の意見の反映	В	В				第1-5-(1)	P 60		
		(2) 共済団体に対する貸付業務の適正な実施	I	ı				第1-5-(2)	P 62		
りつ	(注1)	評価は、「第1-1-(3)保険事故率の低減に向けた取組」	ļ.,	第1 -2 -	(3) (£1	立弁済率の	(低減に向	3)代位弁済率の低減に向けた取組」「	第1 -3	-(2)伯	一(2)保険事故率の低減に向けた取

Р 89

第4-3

P 90

第4-4

P 91

第4-4-(1)

94

Ф

第4-4-(2)

令和元事業年度収支計画及び実績

0

令和元事業年度業務収支

度資金計画及び実績

度予算及び決算

ュリティ対策

スの高度化

P 86

第4-2

 $\mathbf{\omega}$

 \mathbf{m}

関する計画(人員及び人件費の効率化 含む。)

 $\mathbf{\Omega}$

 \mathbf{m}

 $\mathbf{\Omega}$

Ш

標を達成するために必要な事項

に関する事項

Ш

Ш

Ш

 $\mathbf{\omega}$

82

Ф

第4-1

P 75

第3-2

Р 78

第3-3

80

Ω

第3-4

P 82

第3-6

8

Ф

第3-5

1

-

-

-

1

. 8 計画

の重要な財産の譲渡等に関す

分に関する計画

Ш

 $\mathbf{\omega}$

3

で定める業務運営に関す

に関する計画

83

Ф

第3-7

84

Ω

第3-8

P 72

第3-1

P 66

第2-2

64

Ф

第2-1

 $\mathbf{\Omega}$

Ш

(平成29年度対比5%以上の事業費の

化に関する目標を達成するためとる

中期目標)

Ш

Ш

一般管

制(平成29年度対比20%以上の

 $\mathbf{\Omega}$

Ш

Ш

Ш

Ш

Ш

せべ

1

達成するためと

日標を

Ш

Ш

Ш

Ш

収支計画及び資

含む。

 $\mathbf{\Omega}$

Ш

情報の開示

備考

項目別調書%

年度 4

年度 က

2 年度

元年度

30年度

 $\mathbf{\omega}$

年度評価

P 68

第2-3

70

Ф

第2-4

各評 各評語の横に「〇」を

=100%

Ш 語の横に「重」を付している。 含む3 つの中項目がB であったため、 、重要度:高とした小項目を 拼2 () () () () \sim

項目×2 点)=100% 項目×2 点)=100% 点+1 項目×2 点)/(4 項目×2 点+1 項目×2 点) した。 | ×2点| / (4項目×2点) =100% | ため、Bとした。(3項目×2点) / (3ため、Bとした。(3項目×2点) / (3にあったため、Bとした。(4項目×2にはであったため、Bとした。(4項目×2 7) Bとした。(4項目× 3項目でBとなったた 3項目でBとなったた 53項目でBとなったた を含む1つの大項目がB を付し、重点化の対象とした項目については、各ち、5項目でBとなり、重要度: 高とした小項目点) = 100%ち、4項目でBとなったため、Bとした。(4項も、実績のない5項目を除き、3項目でBとなっち、実績のない1項目を除き、3項目でBとなっり、重要度: 高とした小項目を含む1つの大項目 5 つの中項目のうち、5 2 点+3 項目×2 点) = 1 つの中項目のうち、4 1 つの中項目のうち、乗3 つの中項目のうち、乗1 つの中項目のうち、乗4 項目でBとなり、重 () 重要度を「高」と設定している項目については、各 () 第1の評定については、当該大項目を構成する5 (5 項目×2点+3項目×2点)/(5項目×2 第2の評定については、当該大項目を構成する4 第3の評定については、当該大項目を構成する8 第4の評定については、当該大項目を構成する4 法人の総合評価については、当該大項目を構成する4 法人の総合評価については、当該大項目を構成する4 法人の総合評価については、大項目4つのうち、 ※評価基準に基づき算定。

年度評価 項目別評定調書 (国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置)

農業信用保険業務

1. 当事務及び事業に関する基本情報

第1-1

2. 主要な経年データ							
主要な参考指標情報		主要なインプット情報(財務情	(財務情報及び人員に関する	る情報)			
農業信用保険業務			平成 30 年度	令和元年度	2年度	3年度	4 年度
$\overline{}$	(第1—1—(1)参照)		(2018年度)	(2019年度)	(2020年度)	(2021年度)	(2022年度)
(2) 適切な保険料率・貸付金利の設定 (3) 保除事故率の低減に向けた取組	(第1—1—(2)参照) (第1—1—(3)参照)	予算額(千円)	27, 216, 555	25, 905, 763			
	1 - 1 - 1 - 1 - 1 - 1 - 1 - 1 - 1 - 1 -	決算額(千円)	21, 652, 333	21, 755, 048			
・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	1 1 (6)	経常費用(千円)	3, 219, 733	3, 270, 132			
		経常収支(千円)	2, 804, 602	3, 156, 208			
		行政コスト (注) (千円)	△2, 764, 435	3, 270, 175			
		従事人員数 (人) ※期首の全体数	×110	%108			
		(注) 「行政コスト」欄について、		平成 30 年度は「行政サービス実施コスト」	ミ施コスト」である。	%	
3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評	年度評価に係る自己評価						
單口單七		在年計画) 丫兴	法人の業務実績・自己評価	計価 計	
上	国温茶土	中发引画	業務実績		10日	自己評価	
第3 国民に対して提供するサービスその他の業務の質	孝 (9) ~ (1) 一1 一1	同左	同左	評定:A			
の向上に関する事項	参照。			6項目の小項目のうち、	目のうち、重要度	重要度が高い業務とされた2項目を含	1た2項目を含
1 農業信用保険業務				む4項目でA	(①融資機関等に	(①融資機関等に対する普及推進・利用促進の取	・利用促進の取
•				組、②適切な(果酸料率·貸付金	組、②適切な保険料率・貸付金利の設定、③保険事故率の低減に	事故率の低減に
(第一十一十一(1)参照(第一十二十一(1)参照(第一十二十一)				同けた受鑑が	4)求價権の管理・	4€,	ル以外の2項目 田内珍難数・1
(2) 画切み不成件半・真巧 歩付の改た (第1―1―(2)参照)				いっぴく DO D C C C C C C C C C C C C C C C C C	にしいて日のこにこのいの、下墳ロ・一ついてはる評価とする。		版米16日77日本第15
(4) 求價権の管理・回収の取組 (4) 水間を開かる (4)							
(第一一一一(4)参照) (第一一一一(4)参照) (1) (1) (2) (2) (3) (3) (4) (4) (5) (5) (5) (6) (6) (6) (6) (6) (6) (6) (6) (6) (6							
(第1-1-(6)参照)							

〈評定に至った理由〉

6項目の小項目のうち、1項目でA、5項目でBとなった。このうち、重要度が高い業務とされた2項目((1)融資機関等に対する普及推進・利用促進の取組、(2)適切な保険料率・貸付金利の設定)の、 1項目((2)適切な保険料率・貸付金利の設定)でA、1項目((1)融資機関等に対する普及推進・利用促進の取組)でBとなり、「独立行政法人農林漁業信用基金の業務の実績に関する評価の基準」に基づ

き評価を行った結果、中項目「1 農業信用保険業務」についてはB評価とする。 (1項目×3点+5項目×2点+1項目×3点+1項目×2点)/(6項目×2点+2項目×2点)=112.5% ※算定にあたっては、評定毎の点数を、S:4点、A:3点、B:2点、C:1点、D:0点とし、重要度が高い2項目((1)融資機関等に対する普及推進・利用促進の取組、(1)適切な保険料率・貸付金利 の設定)については、ウエイトを2倍としている。

く指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策>

<その他事項>

その他参考情報

農業信用保険勘定において、決算額が予算額を2割程度下回っているが、これは、保険事故が当初の見込みを下回ったことによる保険金支払の減少が主な要因であるため、予算額と決算額が乖離すること! 特段の問題があるとは認められない。

農業信用保険業務一融資機関等に対する普及推進・利用促進の取組

1. 当事務及び事業に関する基本情報

第1-1-(1)

2. 主要な経年データ									
評価対象となる指標	指標	(参考) 平成 29 年度 (2017 年度)	30 年度 (2018 年度)	令和元年度 (2019 年度)	2年度 (2020年度)	3年度 (2021年度)	4年度 (2022年度)	(参考情報) 当該年度までの累積値等、	(参考情報) の累積値等、必要な情報
銀行・信用金庫・信用組合 等と農業信用基金協会と の保証契約締結機関数	_	のベ 252 機関 期中増 19 機関	のべ 267 機関 期中増 17 機関	のベ 272 機関 期中増 7 機関					
融資機関等関係機関に対 する普及推進・利用促進の 取組状況	ı								
農業団体等関係機関と の意見交換回数	年3回以上	回 2	7 🗈	а 8					
銀行・信用金庫・信用組 合等との意見交換	年 20 回以上	16 回	30回	14 回					
3. 各事業年度の業務に係る目標	神画、	業務実績、年度評価に係る自	自己評価						
日田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田		田田二田田		4 年 計 匝	土た評価指揮		法人の業務	法人の業務実績・自己評価	
十朔日儒		十为司国		홋티띄	エタ計画指係		業務実績		自己評価
第3 国民に対して提供するサ	第 -	国民に対して提供するサ	無	国民に対して提供するサ	<主な定量的指標>	₩	8種>	: :	<自己評価>
ービスその他の業務の質の向 Fに閏する事項		ービスその他の業務の質の向 Fに閏する日標を達成するた		ービスその他の業務の質の向 トに閏する日標を達成するた	なし	O 制度の部及 イギ(ご 39	制度の晋及推進・利用促進のため、基金協会ととまし、39 の融資機関等への説明を実施(回数	め、基金協会と 田を単格(回数	評定:A より効果的に制度の
K 1-1-1-1-1-1-1-1-1-1-1-1-1-1-1-1-1-1-1-	一一方で、あれ、	\ \ \ \ \		江京にたが、9.1. 描置	<その色の指標>	では14回)	こうに、こうななない。 さいじょう こうこく こうてん 14 回)したほか、農業団体等関係機関への	等関係機関への	普及推進・利用促進
1 農業信用保険業務	1 農業信	農業信用保険業務	1 農業信用保険業務	段業務	○ 銀行·信用金庫·信	説明を3回9	説明を3回実施し、幅広く意見交換を行った。	た換を行った。	を図るため、融資機
	Ξ	融資機関等に対する普及推		等に対する普及推	用組合等と農業信用				関等への説明・意見
進・利用促進の取組	刔	利用促進の取組	型	の取組	基金協会との保証契	〇 融資機関等	融資機関等への説明は、従前は、相手先を重点	、相手先を重点	な様に ついて、 対象
信用基金及び農業信用基金	` <u>!</u>	信用基金及び農業信用基金		信用基金及び農業信用基金		化することな	化することなく、また、一つ一つの機関に対し制	の機関に対し制	の重点化、内容の充
協会の信用補完機能の発揮に		協会の信用補完機能の発揮に	_	協会の信用補完機能の発揮に	○ 融資機関等関係機 問:	度の説明を行った。	度の説明を行うにとどまっていたが、制度の利用に当に、	が、制度の利用ニケニティ	実、実施方法の工夫
同けて、農業信用基金協会と一体となって、融資機関等関係機		同けて、農業信用基金協会と一体となって、融資機関等関係機		同けて、農業信用基金協会と一体となって、融資機関等関係機	対に対する 背及推進・利用促進の取組	な強に一幅炎 せんしん	0果か出るよう、 () 和1	元年度において	を図り、効果的・効率的ないのでは、一種的な問題となるよ
関への訪問等により積極的な		関への訪問等により積極的な		関への訪問等により積極的な	状況		融資機関向け動向調査の実施により、説明相	5により、説明相	う強化した。
情報交換を行い、農業信用保証	_	情報交換を行い、農業信用保証		情報交換を行い、農業信用保証	農業団体等関係機	手先を農業	手先を農業融資への関心を示す機関に重点化。	-機関に重点化。	これに加えて、基金
保険制度の普及推進及び利用		保険制度の普及推進及び利用	保険制度の	保険制度の普及推進及び利用	関との意見交換回				協会に対し、普及推
促進の取組を実施し、農業者等		促進の取組を実施し、農業者等	促進の取組	を実施し、農業者等	数:年3回以上	2 内容面の	内容面の充実を図り、制度訪	制度説明のみならず、	進等のための活動へ
が融資機関からの資金調達に		が融資機関からの資金調達に		が融資機関からの資金調達に	銀行・信用金庫・信	各県域の副	各県域の融資機関による農業融資の取組や、審	慎資の取組や、審	の新たな助成事業を
際して本制度が幅広く利用1		際して本制度が幅広く利用可		際して本制度が幅広く利用可	用組合等との意見交	歯のポイン	査のポイント、保険事故の事例など、幅広い情	など、幅広い情	実施することとし、
常となるよう環境の整備を推		能となるよう環境の整備を推		能となるよう環境の整備を推	換回数:年20回以上	報交換を実施。	是相。		協会がより柔軟かつ
進する。	#		型						細なる
取組に際しては、銀行、信用		取組に際しては、銀行、信用		取組に際しては、銀行、信用	<評価の視点>	③ 実施方法	実施方法の工夫を図り、複数の融資機関等が	の融資機関等が	を行えるようにし
金庫、信用組合等融資機関に対	44.	金庫、信用組合等融資機関に対	金庫、信用	組合等融資機関に対	農業信用保証保険制度	一種に参し	一堂に会した形での説明・意見交換を実施。新	交換を実施。新	
し、積極的な働きかけを実施 コー 名名 一日の本 一日の名	۔ د	積極的な働きかけを実施 4427 信田会库 信田344〜	۔ ئـ	積極的な働きかけを実施 4925 信用会库 信用鉛合	の普及推進及び利用促発の部分を表現の	たい配質を	たに融資機関同士の意見交換も実施したことによい。 = ***********************************	も実施したことしままかけが	以上のことから、A レギュ
し、戦行、信用策庫、信用組造	د	軷仃、信用筆庫、信用組 箔	つ、製力、	用金库、信用袖宣	進の収組を実施し、辰	しより、原	より、辰美融質への収組かしれまで少なかっ	れまで少々かり	C 9 0°

等と農業信用基金協会との保 証契約の拡大等が図られるよ

うにする。 (指標)

- 保証契約締結機関数(平成28 銀行・信用金庫・信用組合 等と農業信用基金協会との 年度末までの実績:のべ 234
 - 融資機関等関係機関に対 する普及推進・利用促進の取 機関) 0
 - 組状況 (意見交換回数等) <想定される外部要因>

や融資機関の経営方針及び 銀行・信用金庫・信用組合 等との保証契約は、信用基金 が直接契約を締結するもの ではなく、農業信用基金協会 農業融資への取組方針によ っては契約に至らない融資 機関も存在することから、評 価において考慮するものと が締結するものであること

(重要度:高)

様な融資機関が利用される 農業者等が選択した融資機 質の保証を円滑かつ適切に 提供することが必要となっ 基金協会がそれぞれの役割 保険制度の保険業務を行う なって、銀行、信用金庫、信 用組合等に対する農業信用 からの参入などにより、農業 者等の資金調達について、多 関の業態に関わらず同等・同 ている。信用基金・農業信用 を踏まえつつ、農業信用保証 農業信用基金協会と一体と 保証保険制度の普及推進・利 用促進の取組を行い、上記の 保証契約の拡大等を図るこ 法人経営体の増加や他産業 ようになっていることから、 全国組織である信用基金が、

等と農業信用基金協会との保 証契約の拡大等が図られるよ

等と農業信用基金協会との保

証契約の拡大等が図られるよ

うにする。

[指標]

うにする。 [指標]

- 等と農業信用基金協会との O 銀行・信用金庫・信用組合 保証契約締結機関数 0
- 融資機関等関係機関に対 する普及推進・利用促進の取 組状況
- 農業団体等関係機関との意 見交換回数:年3回以上
- 銀行・信用金庫・信用組合 等との意見交換回数

銀行・信用金庫・信用組合

見交換回数:年3回以上

等との意見交換回数:年20回

農業団体等関係機関との意

組状況

況等の情報を得ることができるようになり、新 たな農業融資・保証につながりうる有意義なも 信用金庫6先、信用組合2先の計26先が一堂 た融資機関が他機関の農業融資・保証の取組状 のになった。(系統融資機関 15 先、銀行3先、 に会する場での説明を1回実施。) 制度が幅広く利用可能 となるよう環境の整備 業者等が融資機関から の資金調達に際して本

を推進しているか

銀行・信用金庫・信用組合 等と農業信用基金協会との 融資機関等関係機関に対 する普及推進・利用促進の取

0

保証契約締結機関数

<課題と対応>

基金協会が行う普及推進等の活動に対する助成 上記の信用基金による取組の強化に加えて、各 事業の見直しを行うこととした。(令和2年度か

利用者と直接に接する基金協会の活動が重要で あること及び②基金協会側からの要請があるこ これは、制度の普及・利用促進には、①信用基 とを踏まえ、従前からの助成事業を拡充等するこ 金自身の取組だけではなく、各都道府県の現場で ととしたものである。

対し、幅広く助成対象にするとともに、債務保証 の引受実績等に応じて助成を行うなど、基金協会 具体的には、各基金協会が行う普及推進等のた めの活動に要する経費(例えば、訪問に要する移 動経費、パンフレット・HPの作成経費など)に がそれぞれの実態等に応じて柔軟に活動を展開 できるようにしたところ。

近年、基金協会は、低金利下での運用益の減少 等による財政面での制約等から、十分な活動が行 各基金協会は、より積極的に普及活動が展開でき えない状況にあるが、本助成事業により、今後、 るようになることから、制度の利用促進に大きく 貢献しうるものと考えている。

- 6基金協会において、新たに7融資機関と保証契 約を締結したところ。(令和元年度末時点でのべ ○ 保証契約の締結状況については、元年度には、 272 融資機関と契約。)
- 〇 平成30年度の取組結果及び令和元年度の取組 を「融資機関等に対する農業信用保証保険制度の まとめ、令和元年9月に開催した農業信用保険業 務運営委員会において説明・意見交換を行った。 その内容は、信用基金ウェブサイトで公表して 普及推進・利用促進の取組について」として取り

https://www.jaffic.go.jp/whats_kikin/unei nou/uneiiinkai-nou.htm

とが重要であるため、

4.主務大臣による評価
主務大臣による評価
評定 B
〈評定に至った理由〉 融資機関等に対する普及推進等に向けて当該助成事業の拡充(令和2年度から実施)や融資機関等への説明の取組を積極的に実施しており、一定の評価は可能と考えられる。一方、所期の目標を上回る成果 があったとは判断し難いことから、自己評価の「A」との評価結果が妥当であると確認できなかったため。
く指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策>
くその他事項>
5. その他参考情報

1. 当事務及び事業に関する基本情報

第1-1-(2) 農業信用保険業務-適切な保険料率・貸付金利の設定

2	2. 主な経年データ									
福	評価対象となる指標	指標	(参考) 平成 29 年度 (2017 年度)	30 年度 (2018 年度)	令和元年度 (2019 年度)	2年度 (2020年度)	3年度 (2021年度)	4年度 (2022年度)	(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報	
主なご	主な資金の保険料率(保証保険)	引()								
特次定人	農業経営改善資金	I	年 0.06%又は 年 0.18%	年 0. 06%又は 年 0. 18%	年0.06%又は 年0.18%	年0.06%、 年0.13%又は 年0.18%				
民	農業経営維持資金	I	年0.18%又は年0.34%	年 0.18%又は年 0.34%	年0.18%又は年0.34%	年 0.34%				
無[業	農業施設資金	I	年0.16%又は 年0.28%	年 0.16%又は年 0.28%	年0.16%又は 年0.22%	年 0. 18%				
農業	農業運転資金	I	年 0. 14%又は 年 0. 26%	年 0.14%又は 年 0.26%	年 0. 14%又は 年 0. 26%	年 0.18%又は 年 0.23%				
農家	農家経済安定施設資金	_	年0.11%	年 0.11%	年 0. 09%	年 0.09%				
農家	農家生活改善資金	1	年 0. 26%	年 0. 26%	年 0. 21%	年 0.21%				

(注) 上記のほかに、農業経営改善資金、農業経営維持資金、農業施設資金及び農業運転資金について災害特例保険料率を設けている。

(2) 適切な保険料率・貸付金利の (3) 可以などして、農業の特性を設定する。 (4) なが場に同けて、業務の対策が保険 た。 (4) なの発生状況の実態等を踏 また、毎年度、料率算に変員金を行うことを削 また、毎年度、料率算に変員金を行うにない (4) をの際、収支均衡に同けて、業務収支の状況や保険率 で、業務収支の状況や保険率 で、機能料率の規画しを行う。 (4) をの際、収支均衡に同けて、業務収支の状況や保険率 で、機能料率の規画しを行う。 (4) をのの発生状況の実態等を踏 また、毎年度、料率算に変員を指しい。 (4) をのの発生状況の実態等を踏 また、毎年度、料率算に変員を指し、必要に応じて、保険料率の規画しを行う。 (4) をのの表生状況の実態等を指 また、毎年度、料率算に変員を指していて保険料率水準の 点検を実施し、必要に応じて、保険料率の規画しを行う。 (4) をのの表生状況の実態等を対 また、40 をのの発生状況の実態等を対 また、40 をのの表生状況の実態等を対 まま、40 をのの表生状況の実態等を対 また、40 をのの表生状況の実態等を対 また、40 をのの表生状況の実態等を対 まま、40 をのの表生状況の実態等を対 まま、40 をのの表生状況の実態等を対 まま、40 をのの表生状況の実態等を対 まま、40 をのの表生状況の実態等を対 まま、40 をのの表生状況の実態等を対 ままがを対 ままがを ままえで 40 をのの表生状況の実態を対 ままがを 40 をのの表生状況の実 まがを 40 をのの表生状況の実 まがを 40 をのの表生状況の表しまがを 40 をのの表生状況の表しまがを 40 をのの表生状況の表します。40 をのの表生状況の表しますがを 40 をのの表まえがを 40 をの 40
は おいて
中期計画 中期計画 中期計画 中期計画 中期計画 中期計画 中期計画 中期計画
中期計画 中期計画 おけんを利の (2) 適切な保険料率・貸付金利の (2) 適切な保険料率・貸付金利の (2) 適切な保険料率・貸付金利の (2) 適切な保険 おいては、適正 ア 保険料率については、適正 ア 保険料率については、適正 ア 保険料率については、収支 (1) (1) (2) (3) (4) (4) (4) (4) (4) (4) (4) (4) (4) (4
(当) (2) 適切な保険料では、適正 (2) 適切な保険料では、適正 (2) 適切な保険料でにつことを前 (2) を表 (2) を表 (3) を表 (3) を表 (4) を表 (4
・貸付金利のフィイは、適正 つっては、適正 つっては、適正 からことを計 する。 はる がっことを 計る がら はる かん はい ない はい

施するとともに、必要に応じ て見直すことが適当。

重要度・高】

- ・ 保険料は、保険事業を継続的・安定的に実施するための不可欠の要素であり、業務収支の均衡に向けてその水準について不断の見直しを行ったが重要であるため。
 - イ 信用リスクに応じた保証・保険料率について、農業の事業の事業の特性を踏まえつつ、借入者の信用リスク評価の精緻化(デフォルト率の算定)による保証・保険料率の導入に向けて検討を進める。

Into Cixel & Acoros。 検討に当たっては、蓄積した借入者の与信データを分析して、農業信用基金協会と連携を図りつつ、中期目標期間の最終年度までに、システム構築を計画的に行う。

く目標水準の考え方>

・ デフォルト率の算定に当たっては、一定のデータ(財務データ、デフォルトデータ等)の蓄積が必要であり、取組を開始した平成27年度から蓄積されたデータを基に、計画的なシステム構築及び精緻化モデルの試行期間を踏まえると、最終年度までの導入が適当。

く想定される外部要因>

借入者のデフォルトは、経済情勢、国際環境の変化、災害の発生、法令の変更等の影響を受けるものであるため、借入者の信用リスク評価の精緻化を行うために必要なデフォルトデータの蓄積が進まないことも想定されるため、評価において考慮するものとする。

でした。(重要度:高)

・ 信用リスク評価の精緻化による保証・保険料率の設定の取組は、農業者等の経営努力

よる保証・保険料率の導入に 向けて検討を進める。

検討に当たっては、取組を 開始した平成 27 年度から蓄 積された借入者の与信子ー タを分析して、農業信用基金 協会等と連携を図りつつ、中 期目標期間の最終年度まで に、システム構築を計画的に ウ 農業信用基金協会に対する貸付金利については、貸付目的、市中金利等を考慮した適切な水準に設定する。

け、平成 27 年度から開始した借入者の与信データの蓄積を引き続き行うとともに、農業信用基金協会等と連携を図りながら検討・取りまとめを行い、システム構築に向けて取り組む。

ウ 農業信用基金協会に対する貸付金利については、貸付目的、市中金利等を考慮した 適切な水準に設定する。

) 令和 2 年 1 月に第 2 回料率算定委員会を開催し、保険料率水準の点検及び見直しを実施した。 その結果は以下のとおり。

たことにより、農業 者の負担軽減(適正 化)等がより早期に、 かつ、長期間にわた って推進されるとこ

計画2年目に実施

- ・ 農業運転資金のうち家畜等購入育成資金は、近年事故率が低くなっていることを踏まえ、保証保険全体の収支均衡へ影響を及ぼさない範囲で、かつ、最も低位の料率とすることが適当と判断される。
 - 融資保険については、従来の取扱いどおり とすることが適当と判断される。

⋖

以上のことから、

とする。

<課題と対応>

- ・ 住宅ローンと目的型ローン等との併せ貸し資金%については、住宅ローン中心の貸付金であることから、住宅ローン単体の保険料率と同じ農家経済安定施設資金の保険料率を引き続き適用していくことは差し支えないと考える。
- (※) 他金融機関等から借入中の目的型ローン等の残債務の借換資金を、住宅の新築、購入、借換資金等の借入と併せて貸し付ける資金をいう。
- iii)上記の料率算定委員会の結果について、令和 2年1月に開催したリスク管理委員会及び3 月に開催した農業信用保険業務運営委員会に おいて説明・意見交換を行い、賛意が得られた。 その内容は信用基金ウェブサイトで公表して

https://www.jaffic.go.jp/whats_kikin/unei/nou/uneiiinkai-nou.html

〇 以上の各委員会での議論を経た保険料率の 見直しは、令和2年3月25日、これらを反映 した改正業務方法書に対する主務省の認可を 受け確定した。

イ 信用リスクに応じた保証・保険料率

- 借入者のデフォルト率に基づく信用リスク に応じた料率の設定については、中期目標では 令和4年度までに導入するとされているとこ ろ、農業近代化資金等3資金※について、計画 より2年前倒しの令和2年度から導入するこ とを決定した。
 - ※ 農業近代化資金、日本政策金融公庫資金 及び沖縄振興開発金融公庫資金 (農業改良 資金及び青年等就農資金を除く)、並びに 農業経営改善促進資金の3資金。

- / -

ク O O O O O O O O O O O O O O O O O O O	○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ 66㎏	〇	 ※ これら3月至については、恒入台9 へての財務データが揃えられ、デフォルト級の管庁が可能が 本り、同一姿金に対け、	年の身たが4階にめの、同一真亜におりる公平性が確保されることから、上記の料率を導入することとしたもの。	なお、中期目標では、平成 27 年度から蓄積した与信データを基にした取組が定められているが、平成 30 年度までに蓄積された借入者	のである。 の与信データに基づくシステム構築の可否を、 システム開発業者4柱に確認したところ、これ までに蓄積したデータだけでは全ての農業者 を網羅するモデルは構築できないとの見解が 示された。これを受け、目標期間中に信用リス クに応じた料率の設定が着実に実現できるよ う、基金協会や主務省と協議しながら、迅速に 対応方向を見直し、上記の3資金についての導	上記について、令和2年1月に開催したリスケ管理委員会及び3月に開催した農業信用保険業務運営委員会において説明・意見交換を行い、賛意が得られた。その内容は信用基金ウェブサイトで公表している。https://www.jaffic.go.jp/whats_kikin/unelinkal-nou.html	上記の新たな料率の導入により、経営努力を 重ね破綻リスクの低減を図ってきた農業者に 対し、それに相応した低位の料率が適用される こととなり*、農業者の負担軽減・経営支援に つながるとともに、更なる経営改善努力の促進 にも寄与するものと考えており、こうした効果	※現行の平均適用料率 0.13%に対し、新たな 料率は、0.06%、0.13%、0.18% 適切な水準の貸付金利の設定 日本銀行が公表する「預金種類別店頭表示金利 の平均年利率等について」における預入期間ごと の利率に2分の1を乗じて得た利率を、引き続き 適用した。
				がなる。	(O なお、 した与信 いるが、	・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	○ 上記に ク管理委 阪業務運 い、賛意 ブサイト https://https://ei/nou//e	O 上記の 重なる 対し、 かい、 りながる のながる のたたながる にたられる によるがる	66福

4. 主務大臣による評価
主務大臣による評価
郭定
く評定に至った理由> 中期目標においては、中期目標期間の最終年度までに借入者の信用リスクに応じた保険料率の導入を行うとしているが、これを2年前倒しで導入したことにより、農業者の負担軽減に資する効果が所期の目標よりも早期に発現することの確実性が高いと認められることから、自己評価の「A」との評価結果が妥当であると確認できたため。
く指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策>
くその他事項>
5. その他参考情報

1. 当事務及び事業に関する基本情報

第1-1-(3)	農業信用保険業務	農業信用保険業務ー保険事故率の低減に向けた取組	リナた取組						
2. 主な経年データ									
評価対象となる指標	指標	(参考) 平成 29 年度 (2017 年度)	30 年度 (2018 年度)	令和元年度 (2019 年度)	2年度 (2020年度)	3年度 (2021年度) (2	4年度 (2022年度) 当該年	(参考情報) 当該年度までの累積値等、	(参考情報) の累積値等、必要な情報
今期保険引受累計額① (百万円)	I	1, 755, 368	402, 440	820, 102					
今期保険金支払額 ② (今期引き受けた案件の み)(百万円)	I	899	ю	09					
保険事故率 (②÷①×保険てん補率)	中期目標期間中 の保険事故率: 0.15%以下	0.05%	0.00%	0.01%					
3. 各事業年度の業務に係る目標	声声	業務実績、年度評価に係る自己評価	自己評価						
甲二苯壬		日本第七	4. 中中	Į.	十十二年出		法人の業務実績・	自己評価	
十 郑 口 珠 一		1 報 1 国	十次十	1	エイの計画相称		業務実績		自己評価
(3) 保険事故率の低減に向けた	(3)	保険事故率の低減に向けた	(3) 保険事	故率の低減に向けた	₩	#			<自己評価>
取組工品無指置工戶口	A A	沙耳名贝兰 十二甲甲口	取組	79年 20 - 1 - 1	〇 中期目標期間中の 旧吟声 井奈 りょう	ア 適正な引受・支	適正な引受・支払審査に向けた協議の実施等		評定:A GBS主共新共和党
中期目標期間中に保険契約4分分に 十分分 十十十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十		中期日標期同中に保険契約なない。	1 年 1 年 1 日 1 日 1 日 1 日 1 日 1 日 1 日 1 日	派 型回中に 宋 承 米 杉一・ 中 ギ の こうかい サイド	宋		一		保険事改率が判制の コート・サイト
を締結した案件の保険事故率 が指制される トュージトの昭		を締結した楽件の保険事政率 が指割される下。 1211年の1841	や番組と	た案件の保険事政率 ストップ・ファン に下の野鍋	☆	の 奉紙筋術とのた	基金領域をの協議を、以下のとおり実施し		たるよう、患供活象アラーを開ける。
が注言のようやい、ダーケイル。		いないのというないのでものです。		ロバイン・イン・イン・イン・イン・イン・イン・イン・イン・イン・イン・イン・イン・イ	<その色の指標>		保証要綱等の制定・改定に伴う協議 168 件		この手門が競せる唯実に実施したほか。
ア 農業信用基金協会におい	: 	農業信用基金協会におい	: 	農業信用基金協会におい	なし	(平成 30 年度 165 件)	隻 165 件)		部分保証等の効果検
て適正な引受審査や代位弁	٢	て適正な引受審査や代位弁	٢	て適正な引受審査や代位弁		・ 大口保険引	大口保険引受案件の事前協議 272 件の全		証や、要管理先案件
済が行われるよう、農業信用		済が行われるよう、農業信用		済が行われるよう、農業信用	<評価の視点>	件 (平成 30 年度 439 件)	车度 439 件)		等について基金協会
基金協会の保証要綱等の制によれば、		基金協会の保証要綱等の制作・ディージュ技器を対し		基金協会の保証要綱等の制品・デニュニュニュニュニュニュニュニュニュニュニュニュニュニュニュニュニュニュニュ	保険事故率の低減に向けてサイドの対象を	- 大口保険子 お業 4. 4. 6.7	大口保険引受案件に係る条件変更の事前業がによるとは、またのでは、	温量の	等と連携して状況把 g ≠ ′← _ +
所・役中に守っ短職当のに入しる。 1685日は十七日		近・段正に作り脳職単のに入口の影響を はっぱん はんきん かんしん		0 宮服計 いこく	げて、歩街筋沢との筋業の参加に、	ぶ悪 45 作の5 十一 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	肠囊 45 件07定件(半风 30 年度 50 件) 十几后除今季七定件で事共投禁 11 %	\ \ \	暦か行した。 ニセット おっ ゲーキ
山保険引受条件及び入口保険金請求案件の事前協議を		口保険引党条件及い入口保険金請求案件の事前協議を		口保険引受条件及ひ入口保険金請求案件の事前協議を	職、融資機関との週切 なリスク分担、期中管	・ 入口保険 証 請 水 条 件 0 件 (平 成 30 年 度 13 件)	人口休険並請氷条件の争削協議 11 件の主(平成 30 年度 13 件)		これらに加えて、基金協会に対し、事故
全件について確実に多		について確実に実施す		確実に実施す	理等の取組は行われて	なお、大口係	なお、大口保険引受案件の事前協議件数が		率の低減に向けた取
°					いるか	前年度よりも源	前年度よりも減少した要因は、大口保険引受		組への新たな助成事
イ 融資機関との適切なリス	\	融資機関との適切なリス	イ融資	機関との適切なリス		案件の事前協議	案件の事前協議の定着状況、事故率等を考慮		業を実施することと
ク分担を図るとの観点から、		ク分担を図るとの観点から、		ク分担を図るとの観点から、		し、また、審査(し、また、審査の迅速化に資するよう、平成 30		し、基金協会が、より
農業者等の負担や国庫負担		農業者等の負担や国庫負担		農業者等の負担や国庫負担		年10月から、う	年 10 月から、近代化資金等に係る事前協議対		柔軟かつ積極的な取
の増加を避けることに留高 - (() - 四十十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十		の電加を避けることに留制一の 留作事	- 1 日間 -	の増加を避けることに留恵一 しん 超作時 トンプロ		※ 範囲についてない。 毎日にご	家範囲について、引受後保険価額残局1億円かい。6億円・ごま上げた「トーク哲手体の日		組を行えるようにし +
つって、宮白米割りている 号号 イモー・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・		7、2月米省ついての円におる十二十一、十十十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十		つ かん、 名古米 高って ごら 号く ひば せん 十二 中 ・ 十十二		いって同じていた。	2.0~5011~11~11~11~1~1~1~1~1~1~1~1~1~1~1~1~		1. 1. 1. 1. 1. 1.
カドボウベンルティーカス(代佐年洛陆等に一定額を		カ末背でパノルフィーカサ(木竹仕塔帯番手)一下路を		1 末間 でくノルティーグス (代付 仕込 時間)		からが単気部へを事情を表して、 の事情な難なる	はほぼ 年因 不見 まるのぎ 部門 こしこと がたく		ダナジュログン、ケイギル
融資機関が負担する方		(はなる) (対象) (対象) (対象) (対象) (対象) (対象) (対象) (対象	lo <u>r-</u>	担する方式)等		と合算で引受後	りまけばWindows 2017年11日 - 1 17日		·)
の方策について導入効果を		の方策について導入効果を		の方策について導入効果を		億円に引き上げ	円に引き上げたことによる。		<課題と対応>
毎年度検証するととも		毎年度検証するとともに、農		検証するとともに、農業信用					

基金協会の保証審査能力の向上に資するため、令和元年9月に基金協会向けの研修会を開 及び3月に開催した農業信用保険業務運営委 確保するため、大口保険金請求案件の事前協議 について、設備資金の使途を確認するための疎 当該制度導入前後の保険引受に係る事故率 万円から2億円への事前協議の対象基準金 # 〇 平成30年10月より、保険金支払の適切性を により信用基金においても設備資金の使途確 令和2年1月に業務運営の検証委員会を開 一方式等の方策について導入効果の検証を行 を比較すると、導入後の事故率(12.9%)は導 入前(14.4%)に比べ低率になっており、保険 事故の発生の抑制に寄与していると思われ るが、引き続き基金協会及び融資機関の動向 大口保険引受の事前協議については、その し、信用基金と基金協会の審査目線の統一化 が図られており、適正な引受審査が実施され ていることから、令和元年8月から公庫資金 (負債整理関係資金を除く) について、近代 化資金等と合算で引受後保険価額残高5千 額の引上げを実施したところだが、今後も事 上記の業務運営の検証委員会の結果につい て、令和2年1月に開催したリスク管理委員会 その内容は、信用基金ウェブサイトで公表し https://www.jaffic.go.jp/whats_kikin/un 導入以降、事前協議の取下げ件数の割合が減 明書類(領収書の写し、振込依頼書の写し等) ・ 部分保証やペナルティー方式については、 少(平成 19 年 4.01%→平成 30 年 1.02%) 催し、現在実施している部分保証やペナルテ 前協議の対象について見直しを検討する。 (平成 30 員会において説明・意見交換を行った。 認を行い保険事故の抑止効果を促した。 部分保証の引受実績は、131件 った。その結果は以下のとおり。 融資機関との適切なリスク分担 ei/nou/uneiiinkai-nou.htm を注視する。 度 108件) ている。 0 0 0 0 管理要領等の見直しが必要 と認められるときは、その旨 基金協会との意見交換等を行 うなど連携を深めつつ、必要 ウ 農業信用基金協会及び融 資機関と連携を強化し、大口 保険引受先を中心に現地協 議の実施や要管理先以下に 分類された案件の期中管理 報告を受けることにより状 況を把握し、必要に応じて経 営改善計画の進捗管理の徹 底及び見直し等、農業信用基 金協会等が行う期中管理の 改善を求めるとともに、期中 通知することにより保険事 〇 中期目標期間中の保険事 に応じて方策を拡充する。 故の未然防止に努める。 故率:0.15%以下 業信用基金協会との意見交換 等を行うなど連携を深めつ つ、必要に応じて方策を拡充 ウ 農業信用基金協会及び融 保険引受先を中心に現地協 議の実施や期中管理を通じ て、必要に応じ農業信用基金 協会等が行う期中管理の改 善を求めるなど、保険事故の 〇 中期目標期間中の保険事 資機関と連携を強化し、大口 未然防止に努める。 故率:0.15%以下 [指標] て、必要に応じ農業信用基金 協会が行う期中管理の改善 農業信用基金協会及び融 資機関と連携を強化し、大口 保険引受先を中心に現地協 議の実施や期中管理を通じ を求めるなど、保険事故の未 中期目標期間中の保険事 を受けるものであるため、評 保険事故については、経済 情勢、国際環境の変化、災害 の発生、法令の変更等の影響 価において考慮するものと 故率(直近5年の平均実績 要に応じて方策を拡充する。 く想定される外部要因> 然防止に努める。 0.15%) [指標] 0

○ 現地協議を実施した8基金協会において、要管理特定事前協議被保証者のうち経営不振に陥っている先の現況や基金協会の対応状況を確認した。	 ◇ 上記ア~ウの取組に加え、各基金協会が行う保険事故率の低減に向けた取組に対する助成事業の見直しを行うこととした。(令和2年度から実施) 本) されば、保険事故率の低減には、直接的には、農業者や融資機関と接する基金協会の取組に核るところが大きいこと、及び、基金協会側からの要請があることを踏まえ、従前からの助成事業を拡充等することとしたものである。具体的には、基金協会が行う事故率低減のための取組(例えば、大口保証先の情報収集・管理のための信用調査、融資機関巡回、三者協議等に要する経費や、審査能力向上のための資格取得等)に要する経費に対し、幅広く助成対象とするととに要する経費に対し、幅広く助成対象とするとと 	もに、引受実績等に応じて助成するなど、基金協会がそれぞれの実態等に応じて柔軟に取組を展開できるようにしたところ。近年、基金協会は、財政面での制約や要員不足等から、十分な活動が行えない状況にあるが、本助成事業により、今後、各基金協会は、事故率低減のための活動を、より積極的に展開できるようになることから、事故率低減に向けて大きく貢献しうるものと考えている。
	○ 現地協議を実施した8基金協会において、要 管理特定事前協議被保証者のうち経営不振に 陥っている先の現況や基金協会の対応状況を 確認した。	○ 現地協議を実施した8基金協会において、要管理特定事前協議兼保証者のうち経営不振に

	(
	B
く評定に至った理由> 農業信用基金協会への保険故率の低減に向けて当該助成事業の拡充(令和2年度から実施)などの取組を積極的に実施しており、一定の評価は可能と考えられる。一方、所期の目標を上回る成果があったと は判断し難いことから、自己評価の「A」との評価結果が妥当であると確認できなかったため。	能と考えられる。一方、所期の目標を上回る成果があった
く指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策>	
くその他事項>	
5. その他参考情報	

農業信用保険業務一求償権の管理・回収の取組

 1. 当事務及び事業に関する基本情報

 第1-1-(4)
 農業信用保

2. 主な経年データ								
評価対象となる指標	指標	(参考) 平成 29 年度 (2017 年度)	30 年度 (2018 年度)	令和元年度 (2019 年度)	2年度 (2020年度)	3年度 (2021年度) ((4年度 (参考情報) (2022 年度) 当該年度までの累積値等、	(参考情報) の累積値等、必要な情報
回収金収入実績(百万円)	_	2, 722	2, 395	2, 681				
回収向上に向けた取組の実施状況	状況							
回収実績の進捗管理実 施回数	年8回以上	© 80	10 回	回 6				
現地協議の実施先数	年8先以上	0 2	回8	回8				
会議・研修の開催回数	年1回以上	1 回	1回	1 回				
農業信用基金協会が行 う管理・回収のための 会議への出席回数	年3回以上	<u>Θ</u>	<u>a</u>	<u>Θ</u> ε				
大口求償債務者の現況 調査の実施回数	年1回以上	1 0	10	10				
0 及市米在年の米数1万2日相	H T	类数中体 大年部伍广及了占口部伍	6 5 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1					
3. 台争未牛及の未然に添る	á E				!		法人の業務実績・自己評価	
中期目標		中期計画	——	年度計画	主な評価指標			自己評価
(4) 求償権の管理・回収の取組	(4)	(4) 求償権の管理・回収の取組	(4)	管理・回収の取組	く主な定量的指標>	ш		<自己評価>
農業信用基金協会の求償権	لسار	農業信用基金協会の求償権	لسار	農業信用基金協会の求償権	なし	〇 各基金協会の回	各基金協会の回収納付金実績について前年度	評定∶Α
の行使による回収については、		の行使による回収については、		の行使による回収については、		同期実績との比較	同期実績との比較、進捗管理を毎月実施した。	回収実績の進捗管理
回収実績の進捗管理や農業信		回収実績の進捗管理や農業信		回収実績の進捗管理や農業信				や基金協会との現地
用基金協会との現地協議の実		用基金協会との現地協議の実		用基金協会との現地協議の実	〇 回収向上に向けた	〇 大口求償債務者	大口求償債務者や固定化している求償権の回	_
施等、回収向上に向けた取組を		施等、回収向上に向けた取組を		施等、回収向上に向けた取組を	取組の実施状況	収見込額·回収原	収見込額・回収原資の状況及び回収方針につい	た。
着実に行う。	着実に行う。	う。	着実に行う。			て、8基金協会と	て、8基金協会と現地協議を実施した。	これらに加えて、基
眺	【指標		【指標】		理実施回数:年8回			金箔みに対し、水賃
〇 回収向上に向けた取組の	0	回収向上に向けた取組の	〇回投回	上に向けた取組の	기 기 기	〇 令和元年 10 月	令和元年 10 月に、事業計画における回収納付	•••
実施状況(回収実績の進捗管	<u>IK</u>	完	 K		現地協議の実施先	額が5千万円以二二二二二二二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十	額が5千万円以上の基金協会に対して回収見込	
理状況、現地協議実施状況、	•	回収実績の進捗管理実施回	•	回収実績の進捗管理実施回	数:年8先以上	や回収原資につい	や回収原資について照会を行い、回収が見込まれ	
会議・研修等開催状況等)	禁	数:年8回以上	一	回以上	・会議・研修の開催	る先に対して、米	る先に対して、求償権の回収努力・促進を依賴し	し、より柔軟かつ積
	· 現却	現地協議の実施先数:年8	•	現地協議の実施先数:年8	回数:年1回以上	た。		極的な回収等を図れ
	先以上				農業信用基金協会			るようにした。
	· 《	会議・研修の開催回数:年	•	会議・研修の開催回数:年	が行う管理・回収の	〇 令和元年度の名	令和元年度の各基金協会の回収納付事業計画	以上のことから、A
	1 回以 十 二 二	1.上	_	;;;;;;;;;;;;;;;;;;;;;;;;;;;;;;;;;;;;;;	ための公職への出席しば、「」	額と納付実績額と	額と納付実績額との対比を行い、納付実績の進捗	とする。
	• • •	農業信用基金協会が行う管「一」(ジュージー)	-	農業信用基金協会が行う管口によった。	回数:年3回以上	が低い基金協会に	か低い基金協会に対して、來價権の回収努力・促 ※チ件は、	
	므 # 패 년	理・回収のための公議への出 # [4] 「 6] [7] -		理・回収のための 作[料	・ 大口求償債務者の 品 に 調 本 の 由 が 回	進を依賴した。		<ピ友コ闘點>
	用 用 日 名	医回数:年3回以上二十4年24年46日11日	甠	年3回次上銀年8年6日2日	現ぶ調質の実施回業 しょしごし		◆ 十	ı
	- K E	大口米價債務有の現況調合 全事格回巻・年・回記		大口米値信然右の現ぶ調合 中格回巻・作ュロコト	数:年1回以上	○ 米資権の回収6日上世外が存む。	※負権の回収同上に負するため、守和元年 10日に其金성全向よの研修会を開催した	
		500岁:十一回夕十		· · + · 回 夕 十	~ 型票 / 型票 /	カト体は高分元に	の町参大を運用した。	
					/ BT IM VICE MA			

	を加売等することにたものである。 具体的には、基金協会が行う求償権の管理・回 収の取組に要する経費(例えば、サービサーへの 回収委託、回収専門員の設置、コンビニ収納代行 サービスの利用等に要する経費)に対し、幅広く 助成対象とするとともに、活動美績に応じて助成 するなど、基金協会がそれぞれの実態等に応じて 近年、基金協会は、要員不足等の制約から、求 償権の管理回収について十分な活動が行えない 状況にあるが、本助成事業により、今後、各基金 協会は、外部委託を一層活用するなどして、限ら れた資源の中でも効率的に活動が展開できるよ うになり、回収の向上や審査の強化等に大きく貢 献しうるものと考えている。
--	---

4.主務大臣による評価	主務大臣による評価
4. 主	

く評定に至った理由>

農業信用基金協会への求償権の管理・回収の取組に対する助成事業の拡充(令和2年度から実施)などの取組を積極的に実施しており、一定の評価は可能と考えられる。一方、所期の目標を上回る成果が あったとは判断し難いことから、自己評価の「A」との評価結果が妥当であると確認できなかったため。

く指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策>

<その他事項>

1. 当事務及び事業に関する基本情報	本情報							
1 - 1 - (5)	信用保険業務 -	農業信用保険業務-利用者のニーズの反映等	(美					
2. 主な経年データ								
評価対象となる指標	指標	(参考) 平成 29 年度 (2017 年度)	30 年度 (2018 年度)	令和元年度 (2019 年度)	2年度 (2020年度)	3年度 4年度 (2021年度) (2022年度)	当該年度まで	(参考情報) の累積値等、必要な情報
利用者へのアンケート調4査による意見募集回数4	年2回以上	5回	2回	2回				
	年3回以上	0 2	2 🗈	3 🗈				
架 雫	年2回以上		<u>п</u>	5 = 1				
農業信用基金協会との情 報・意見交換回数	年5回以上	34 🗉	35 回	27 回				
相談窓口の開設回数	1	I	4	回 9				
3. 各事業年度の業務に係る目標	が開業	業務実績、年度評価に係る自己評価	自己評価					
		甲卡爾中	在臣	在度計画	キた証価指揮	法人(法人の業務実績・自己評価	
不知口杯丁			Ť		- '9리	業務実績	三	自己評価
(5) 利用者のニーズの反映等	(2)	利用者のニーズの反映等	(5) 利用者の二-	ニーズの反映等	く主な定量的指標>	卄		<自己評価>
農業信用保証保険制度の利によった。		農業信用保証保険制度の利	農業信用保工工作。	農業信用保証保険制度の利力のでは、	なし	○ 基金協会の保証利用の現状・動向を把握するた	状・動向を把握するた	評定:B
用者の意見募集を幅広く定期はにて、一		用者の意見鼻集を幅広く定期がにた、一十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二	用者の意見	用者の意見募集を幅広く定期がについます。	1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	めの調査を1回、農協及び銀行等融資機関に対し	銀行等融資機関に対し	融資機関の全国団体が一の時間の時間の
的に行っとともに、融資機関や 農業者等の全国団体等との情		的に行っとともに、融質機関や農業者等の全国団体等との情	野に行った 農業者等の	的に行っとともに、融資機関や一農業者等の全国団体等との情	くたの他の指標> 日田岩二一ズの反	て保証保険制度や農業融資に対する恵職等を招権するための調香を 1回行した。	質に対する 高調等を把った。	等との情報交換等を 通じて制度に関する
報及び意見交換を通じて、本制		報及び意見交換を通じて、本制		交換を通じて、本制	#			利用者のニーズを把
度に関する利用者のニーズを		度に関する利用者のニーズを	度に関する	度に関する利用者のニーズを	・ 利用者へのアンケ	〇 制度に関する利用者のニーズを把握するため、	.一ズを把握するため、	握するとともに、災
把握し、業務運営への適切な反		把握し、業務運営への適切な反		把握し、業務運営への適切な反	- ト調査による意見	主務省と連携し融資機関の全国団体(5団体)等	全国団体(5団体)等	害発生時等には相談
映と本制度の円滑な運営を図ったがに必要な選出の目前		映と本制度の円滑な運営を図えたかに必要な選用の目点し		映と本制度の円滑な運営を図してなるに、これない。	募集回数:年2回以 -	を訪問し、幅広く意見交換を行った。また、基金なみののななで(9447)ゴロジカク等。今回当教	を行った。また、基金ロックを	窓口を開設し、基金かる等で連携した対
9 にぶにが、父は発生時等に必ずにから、 次手発生時等に必		らためたが、ダラは用り光回りを行うほか、 災害発生時等に必		らたのにがなり、ダインのののです。 タインほか、 災害発生時等に必	・ 農業者等の全国団	MASが11でに、05でに/ / 者会議、全国代表者会議等	36日(C36日)/ L1/7分職、主当643 全国代表者会議等において 27 回覧見交	個女も「神路の「必 長したにかなる。 B
要に応じて相談窓口を開設し、		要に応じて相談窓口を開設し、		要に応じて相談窓口を開設し、	体等との情報・意見	換を行った。		
金協会等と連携		農業信用基金協会等と連携し	農業信用基	農業信用基金協会等と連携し	交換回数:年3回以			
んならする。	で位女と	て対応する。また、相談や苦情	イ対応する	。また、相談や苦情	4	○ これまでに寄せられた意見への対応として、制	見への対応として、制	<課題と対応>
駹		等に対して適切に対応する。 ************************************	ر ب	適切に対応する。	銀行・信用金庫・信二分・位の二分・位の二分・位の二分・位の二分・二分・二分・二分・二分・二分・二分・二分・二分・二分・二分・二分・二分・二分・二分・二分・二分・二分・二分・二分・二分・二分・二分・二分・二分・二分・二分・二分・二分・二分・二分・二分・二分・二分・二分・二分・二分・二分・二分・二分・二分・二分・二分・二分・二分・二分・二分・二分・二分・二分・二分・二分・二分・二分・二分・二分・二分・二分・二分・二分・二分・二分・二分・二分・二分・二分・二分・二分・二分・二分・二分・二分・二分・二分・二分・二分・二分・二分・二分・二分・二分・二分・二分・二分・二分・二分・二分・二分・二分・二分・二分・二分・二分・二分・二分・二分・二分・二分・二分・二分・二分・二分・二分・二分・二分・二分・二分・二分・二分・二分・二分・二分・二分・二分・二分・二分・二分・二分・二分・二分・二分・二分・二分・二分・二分・二分・二分・二分・二分・二分・二分・二分・二分・二分・二分・二分・二分・二分・二分・二分・二分・二分・二分・二分・二分・二分・二分・二分・二分・二分・二分・二分・二分・二分・二分・二分・二分・二分・二分・二分・二分・二分・二分・二分・<td>度資金の手続きの簡素化等の要望については主</td><td>手の要望については主</td><td>I</td>	度資金の手続きの簡素化等の要望については主	手の要望については主	I
○ 利用右二一人の反映事状 □ は、毎目首無名権略・毎目が		】出来ニーグの同時知許	[記]	】 出田サーーゲの店品知事	用組合等の全国団体をよって、対して、対して、対し、対し、対し、対し、対し、対し、対し、対し、対し、対し、対し、対し、対し、	務省と協議を、保険料の51トけの要望については 戦 数質で来昌 今ぶの目は「の検针性 4.6・4.	トげの要望については、仏を計算を行った。	
が、過光対米に間接 過光文 後光文 換等の実施状況、相談窓口開	· · ·	**************************************)	X. # X X X X X	やこめに あった のが かん	17十半人女気なくど光百0		
設回数等)	•	利用者へのアンケート調査	 利用者 	へのアンケート調査	農業信用基金協会	○ 台風等の災害による被害や新型コロナウイル	骨や新型コロナウイル	
	アキコ	による意見募集回数: 年2回	による意	見募集回数:年2回	との情報・意見交換	ス感染症の影響を受けた農業者等を対象に、資金	業者等を対象に、資金	
	기 기 기		<u></u>		回数:年5回以上	の円滑な融通、既貸付金の償還猶予等に関する相	賞還猶予等に関する相	
	· 歌	農業者等の全国団体等との は報 辛自な権団教 在2回	. #	農業者等の全国団体等との問題を発しの問題を関する。	相談窓口の開設回**	談窓口を速やかに開設した(6回)。	。(6回)。	
	- 以共員,	・島兄父撰四数:中3回		ζ 按回数:中3回 │	X			

	以上 銀行・信用金庫・信用組合 等の全国団体等との情報・意 見交換回数:年2回以上 農業信用基金協会との情報・意見交換回数:年5回以 上 出談窓口の開設回数	 以上 銀行・信用金庫・信用組合等の全国団体等との情報・意見交換回数: 年2回以上 農業信用基金協会との情報・意報・意見交換回数: 年5回以上 上 相談窓口の開設回数 	く評価の視点> 制度の利用者のニーズ を把握し、業務運営に 反映させる取組は行わ れているか		
4. 主務大臣による評価		主務大臣による評価	即雄兒		
評定 〈評定に至った理由〉 自己評価の「B」との評価結果が妥当であると確認できたため。	であると確認できたため。			В	
く指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策> くその他事項>	<u>\</u>				
5. その他参考情報					

農業信用保険業務一事務処理の適正化及び迅速化

当事務及び事業に関する基本情報

第1-1-(6)

2. 主な経年データ									
評価対象となる指標	指標	(参考) 平成 29 年度 (2017 年度)	30 年度 (2018 年度)	令和元年度 (2019 年度)	2年度 (2020年度)	3年度 (2021年度)	4年度 (2022年度)	(参考情報) 当該年度までの累積値等、	参考情報 の累積値等、必要な情報
業務処理方法についての 点検及び見直しの検討	年1回以上	ı	10	1 回					
標準処理期間内の処理									
保険通知の処理・保険 料徴収	37 ⊟	96.9%	100.0%	100.0%					
保険金支払審査	25 日	100.0%	100.0%	100.0%					
納付回収金の収納	29 日	100.0%	100.0%	100.0%					
長期資金貸付審査	償還日と同日付 貸付	100.0%	100.0%	100.0%					
短期資金貸付審査	月3回(5のつく 日)	100.0%	100.0%	100.0%					
担当部署及び会計部署に おける点検実施回数	毎月1回以上	毎月2回以上	毎月2回以上	毎月1回以上					
3. 各事業年度の業務に係る目標	神画、	業務実績、年度評価に係る自己評価	5自己評価						
# D # +		H 7	Į	H H	十十二百万十		法人の業務	法人の業務実績・自己評価	
中親日標		中親計画	# 	午及計画	土な評価指標		業務実績		自己評価
(6) 事務処理の適正化及び迅速	(9)	事務処理の適正化及び迅速	(9)	事務処理の適正化及び迅速	く主な定量的指標>	く主要な業務実績>	ミ績>		<自己評価>
劧	韦		冇		なし	ア 業務処理	業務処理方法についての点検及び見直しの実	及び見直しの実	評定: B
利用者の手続面での負担の		利用者の手続面での負担の		利用者の手続面での負担の		施状況			大口保険引受案件の
軽減や業務の質的向上		軽減や業務の質的向上を図る		軽減や業務の質的向上を図る	W	審査の迅速	審査の迅速化に資するよう、大口保険引受案件	口保険引受案件	事前協議について、
ため、次の事項を実施し、適正		ため、次の事項を実施し、適正		ため、次の事項を実施し、適正	〇 業務処理方法につ	の事前協議の	の事前協議の要件について点検し、以下の見直し	、以下の見直し	事前協議の対象とな
な事務処理を行うととも		処理を行うとともに、イ		な事務処理を行うとともに、そ	いての点検及び見直	仁			る引受後保険価額残
IJ	.е Д	の迅速化を図る。			しの実施状況	〇 大口条	大口保険引受案件の事前協議の定着状況、事	気の定着状況、事	高の引上げや対象資
アー保険引受、保険金支払等の	<u></u>	保険引受、保険金支払等の業がによった。		アー保険引受、保険金支払等のに無力に	業務処理方法につ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	故楽等を3-1-1-1-1-1-1-1-1-1-1-1-1-1-1-1-1-1-1-1	故率等を考慮し、また、番雪の迅速化に貸する - ~ ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	迅速化に貸する	金の見直しを行い、
合業務について、利用者の利 何性の向上等に資する観点		合業務について、利用者の利 便性の向上等に資する観点	合業務に一個性の回	合業務について、利用者の利 便性の向上等に資する観点	いての点板及ひ見画しの検討:年1回以	よっ、公通係の事前は	よつ、公庫貞霊(貝債整理関係貞霊を除く)に係る事前協議対象範囲について、近代化資金等	貞霊を除く) に ご近代化資金等	番鱼の迅速化寺を図 った。
から、事務手続の簡素化等業		から、事務手続の簡素化等業	から、事	務手続の簡素化等業	4	と合算で	と合算で引受後保険価額残高 5千万円から2	5千万円から2	一方、保険料請求や
務処理の方法につい.		理の方法について毎年		務処理の方法について点検	業務処理方法につ	億円への引	億円への引上げを令和元年8月に実施した。	に実施した。	長期資金の貸付・償
度点検を実施し、必要に応じ		度点検を実施し、必要に応じ		を実施し、必要に応じて見直	いての見直しの実施	この見画	この見直しの結果、大口保険引受案件の事前	牛の事	還に係る事務処理が
て見直しを行う。		て見直しを行う。			状況	協議の令を	協議の令和元年度の平均処理日数は、	1数は、平成 30	適切に行われなかっ
脈	【指標		【指標		〇 担当部署及び会計	年度の14.	年度の 14.1 日から 9.5 日に短縮された。	縮された。	た事案等があった
○ 業務処理方法についての	0	業務処理方法について	業務	業務処理方法について	部署における点検実				が、適切な処理を行
椞		の点検及び見直しの実施	の点検	及び見直しの実施	施回数:每月1回以	いならに、	さらに、令和2年4月より、事故の発生する	事故の発生する	うとともに、再発防
イ保険引受、保険金支払等の	<u></u>		状況 :		4	リスクが	リスクが極めて低い状況にある肉用牛の肥育	る肉用牛の肥育	止策を講じた。
業務について、審査等の適正 素をなな。し、 歯業が 曲曲	•	業務処理方法についてのよななないである。	· ※ ※ ※ を	処理方法についてのが、同事		素件導入資産を表現で	素牛導人育成資金について、所要の財務条件を選たする中ではまままままままままままままままままままままままままままままままままままま	要の財務条件を	上記を踏まれ、概ねま画が達まれて「
十月、八八八世紀二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十		気久ぐ光直 ここだら	11位文	光声 この体記・十一	~計1回い1元ホ~		116中間 御服へ3多2.6	、こ、下来はいる。	三 回り、年次 Cィットゥー

ることから、Bとす 要とする運転資金の融通の迅速化を図ったほ か、事業性資金ではない農家住宅資金及び生活 資金についても事前協議の対象外とし、効率的 た保険料納入期限より1ヶ月早い納入期限 その後、先方に伝えていた納入期限を記載 再発防止策として、①事務の引継ぎは複数 の者に対して行うことを原則とし、特に契約 せを毎週行う、③保険取扱要領における保険 金協会と入出金を行っているが、令和元年 再発防止策として、①複層的チェックを確 事務は、標準処理期間内に全て処理を行った。 ○ 保険料及び貸付金利息について、定められた 貸付金について、期日どおりに確実に回収し なお、保険料及び貸付金利息の徴収並びに貸 付金の回収に当たっては、請求・納入・回収の 都度、担当部署及び会計部署において複数の職 員が正確性の点検を行うよう努めたが、以下の 引継ぎ不足等により、先方に事前に伝えてい を記載した保険料納入請求書を送付する事 に関する事務の引継ぎは管理職にも報告す 情報共有すべき事項等を確認する課内打合 料納入期限に関する規定の明確化を行うこ 長期資金の貸付と償還が同日である場合 には、貸付額と償還元利金額との差引額で基 10 月の基金協会への差引計算通知書につい て、確認不足等により、誤った内容の差引計 その後、正しい差引計算通知書への差替え 実に行う、②当該チェックの作業量が一時的 かつメリハリのある事前協議を行うこととし した請求書への差替えを行い、差替後の納入 に集中する場合には、事前に他部署に協力を 融資保険に係る保険料請求事務において、 る、②当該事案が発生した担当課において、 を行い、差替後の金額で入出金を実行した。 期限となる日に当該保険料が納入された。 算通知書を送付する事案が発生した。 保険料や貸付金利息等の確実な徴収 案が平成31年4月に発生した。 と、を講じ実行している。 納入期日に確実に徴収した。 標準処理期間内の事務処理 事案が発生した。 0 Ð 利用者の手続面での負 担の軽減や業務の質的 向上を図るため、事務 処理の適正化及び迅速 化に向けた取組は行わ れているか 担当部署及び会計部署 における点検実施回数: 毎 29 日 業務処理方法についての 保険引受、保険金支払等の 業務について、審査等の適正 性を確保しつつ、以下の標準 処理期間内に案件の処理を (ア) 保険通知の処理・保険料 保険料の誤徴収事案等の 再発防止策を踏まえ、保険料 及び貸付金利息の徴収に当 担当部署及び会計部署にお 保険料や貸付金利息を確実 たっては、請求・納入の都度、 いて正確性の点検を実施し、 また、貸付金については、 月3回(5のつく日) 償還日と同日付貸付 (ウ) 納付回収金の収納 イ)保険金支払審査 見直しの実施状況 確実に回収する。 農業長期資金 農業短期資金 徴収 37日 (エ) 貸付審査 に徴収する。 行う。 0 Ð 担当部署及び会計部署 における点検実施回数: 毎 性を確保しつつ、以下の標準 処理期間内に案件の処理を 業務処理方法についての 保険引受、保険金支払等の (ア) 保険通知の処理・保険料 保険料の誤徴収事案等の 担当部署及び会計部署にお 保険料や貸付金利息を確実 業務について、審査等の適正 (ウ) 総付回収金の収締 29 日 及び貸付金利息の徴収に当 **再発防止策を踏まえ、保険料** たっては、請求・納入の都度、 いて正確性の点検を実施し、 また、貸付金については、 Ш 月3回 (5のつく日) 25 償還日と同日付貸付 イ)保険金支払審査 見直しの実施状況 確実に回収する。 農業長期資金 農業短期資金 徴収 37日 (エ) 貸付審査 に徴収する。 行う。 0 Ð めに帰すべき事由とならな 層の業務の見直しによる業 務処理の迅速化を求めるた め、 目標を 15 ポイント引き 上げ、全ての案件を標準処理 期間内に処理することが適 類・データの不備の補正に要 した期間など、信用基金の責 ウ 保険料の誤徴収事案等の 及び貸付金利息の徴収に当 担当部署及び会計部署にお 担当部署及び会計部署にお 目標(85%以上の処理)の確 実な達成が見込めるため、本 いものについては、標準処理 再発防止策を踏まえ、保険料 保険料や貸付金利息を確実 なお、利用者からの提出書 たっては、請求・納入の都度、 前中期目標期間において、 いて正確性の点検を実施し、 また、貸付金については、 期間から除くことが適当。 間内に案件の処理を行う。 中期目標期間においては、 確実に回収する。 ける点検実施状況 に徴収する。 (指標)

0

佐頼するなどチェック体制を確保する、③エクセルファイル(差引計算通知書)の数式を単純化するとともに変更する際の注意書きを表示する、④経理課における確認を徹底する、ことを講じ実行した。さらに、発生要因が契約件数が多く、膨大な作業によるものとなっていたため、次回貸付け(令和2年 10月)から、基金協会毎、貸付目的別に複数ある契約をひとつにまとめることにより業務量の軽減を図ることとした。 〇 この他、平成 26 年度に徴収すべき保険料について、保険料計算プログラムの不具合により業務は収の案件があることが判明した。このため、令和2年度に、不具合のあった保険料計算プログラムが稼働していた平成 23~28 年度における未徴収案件の特定及びその未徴収金額の確定並びに未徴収保険料の徴収を行うこととした。			Δ.					
	丰務大臣による 郭価	エがスエー・ロードでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これ	幹定	く評定に至った理由> 自己評価の「B」との評価結果が妥当であると確認できたため。	く指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策>	くその他事項>	5. その他参考情報	

年度評価 項目別評定調書 (国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置)

林業信用保証業務

1. 当事務及び事業に関する基本情報

第1-2

2. 主要な経年データ							
主要な参考指標情報		主要なインプット情報(財務情	(財務情報及び人員に関する情報	る情報)			
林業信用保証業務	-		平成 30 年度 (2018 年度)	令和元年度 (2019 年度)	2年度 (2020年度)	3年度 (2021年度)	4年度 (2022年度)
	(第1-2-(2)参照) (第1-2-(3)参照)	予算額(千円)	12, 631, 226	13, 564, 838			
	1—2—1 1—2—(4)	決算額(千円)	7, 369, 787	9, 141, 894			
	$\frac{1}{1}$	経常費用(千円)	1, 061, 724	1, 316, 065			
(1) 事務処理の適正化及の迅迷化		経常収支(千円)	△408, 383	△482, 880			
		行政コスト (注) (千円)	485, 402	1, 316, 105			
		従事人員数 (人) ※期首の全体数	%110	*108			
		(注) 「行政コスト」欄について	こ、平成30年度は	「行政サービス実施コスト	実施コスト」である。	2°	
3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度計	年度評価に係る自己評価						
車口舞士	日本年	在审学		法人(法人の業務実績・自己評価	評価	
十初日保	一种引用	十及引回	業務実績		自己	自己評価	
第3 国民に対して提供するサービスその他の業務の質 のかっし ニョナノ まな	第1-2-(1)~(7)を	同左	同左	評定:B 7項日企业店	野虎:Bから、そののでは、おおりでは、これのできる。	H+ 0	
の川上に演りの事項 の 非雑信用位託業数	《 三》			ノゼロの小垣	コのつの、一項日日店日に、本	ころいてA、0項目を作用を引き	こうでくるの
				のたこのがの角かずる。	7-12十、	*16万不旺米分了	F 0 6 7 . 3 7 .
(3) 代位弁済率の低減に向けた取組(第1-3-(3) 参照)							
)							
(第1-2-(4)参照)							
(5) 利用者のニーズの反映等							
(第1—2—(5)参照)							
賽務保証							
(第1—2— (7)参照)							

4. 主務大臣による評価	
単語のようには、一般の表現の表現の表現の表現の表現の表現の表現の表現の表現の表現の表現の表現の表現の	
	В

く評定に至った理由>

フ項目の小項目のうち、フ項目でBとなった。このうち、重要度が高い業務とされた1項目((2) 適切な保証料率の設定)でBとなり、「独立行政法人農林漁業信用基金の業務の実績に関する評価の基準」に 基づき評価を行った結果、中項目「2 - 林業信用保証業務」についてはB評価とする。

(7項目×2点+1項目×2点)/(7項目×2点+1項目×2点)=100% ※算定にあたっては、評定毎の点数を、S:4点、A:3点、B:2点、C:1点、D:0点とし、重要度が高い1項目((2)適切な保証料率の設定)については、ウエイトを2倍としている。

く指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策>

<その他事項>

その他参考情報 . വ

林業信用保証勘定において、決算額が予算額を3割程度下回っているが、これは、貸付先(都道府県)の資金需要を勘案し措置した額に対し、当年度の貸付実績の減少が主な要因であるが、貸付事業に関 ては収支バランスが取れていることから、予算額と決算額が乖離することに特段の問題があるとは認められない。

1. ヨ事伤及ひ事素に対9の金本情報 第1-2-(1) 株業信用係	o 李 4 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	一融資機関等に対する普及推進・	利用促	進の取組					
2. 主要な経年データ									
評価対象となる指標	指標	(参考) 平成 29 年度 (2017 年度)	30 年度 (2018 年度)	令和元年度 (2019 年度)	2年度 (2020年度)	3年度 (2021年度)	4年度 (2022年度)	(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報	青報
保証引受件数	前年度実績 以上	1,047 件 272 億 65 百万円	1,008件282億62百万円	1,045 件 316 億 72 百万円					
保証引受件数のうち制度 資金に係るものの比率	前年度実績 以上	43.9% 460 件 158 億 33 百万円	43.6% 439 件 170 億 17 百万円	40.8% 426件 191億00百万円					
融資機関等関係機関に対する普及推進・利用促進の 取組状況									
関係団体、都道府県への制度説明回数	年17回以上	30 回	41 回	40 回					
融資機関への訪問によ る制度普及回数	年 70 回以上	135 回	112 回	回 96					

[
ļ	T===	左车計画	十六部併力車	法人の業務実績・自己評価	
中朔 日 徐	十热引画	牛皮計画	土々計画相称	業務実績	自己評価
2 林業信用保証業務 2 材	林業信用保証業務	2 林業信用保証業務	く主な定量的指標>	く主要な業務実績>	<自己評価>
(1) 融資機関等に対する普及推 (1) 扇	融資機関等に対する普及推	(1) 融資機関等に対する普及推	なし	○ 令和元年度の保証引受は1,045件、316億72百	評定: A
進・利用促進の取組 進・	・利用促進の取組	進・利用促進の取組		万円 (平成 30 年度 1, 008 件、282 億 62 百万円)	融資機関等関係団
信用基金の信用補完機能の	信用基金の信用補完機能の	信用基金の信用補完機能の	くその他の指標>	であり、前年度に比べ増加した。(件数は 37 件	体への精力的かり
発揮に向けて、融資機関や林業 発揖	発揮に向けて、融資機関や林業	発揮に向けて、融資機関や林業	の保証引受件数:前	(3.7%)、金額は34億10百万円(12.1%)の増	戦略的な林業信用
関係団体等への訪問等により 関係	関係団体等への訪問等により	関係団体等への訪問等により	年度実績以上	加。)	保証制度の普及推
積極的な林業信用保証制度の 積極	積極的な林業信用保証制度の	積極的な林業信用保証制度の	〇 保証引受件数のう	また、精力的かつ戦略的な制度の普及推進・利	進・利用促進に取り
普及推進及び利用促進に向け 一 普及	普及推進及び利用促進に向け	普及推進及び利用促進に向け	ち制度資金に係るも	用促進に積極的に取り組んだ結果、新規・増額の	組んだ結果、新規・
た取組を実施する。特に、政策 た取	た取組を実施する。特に、政策	た取組を実施する。特に、政策	のの比率:前年度実	案件は263件、82億43百万円(平成30年度227	増額案件の引受が
効果の高度発揮の観点から、林 効果	効果の高度発揮の観点から、林	効果の高度発揮の観点から、林	績以上	件、64億5百万円)と大幅に増加した。(件数は36	大幅に増加したと
業·木材産業改善資金助成法 業·	業・木材産業改善資金助成法	業·木材産業改善資金助成法	〇 融資機関等関係機	件 (15.8%)、金額は17億93百万円 (28.7%)の	ともに、保証引受全
(昭和 51 年法律第 42 号) 又は (昭	(昭和51年法律第42号) 又は	(昭和51年法律第42号) 又は	関に対する普及推	增加。)	体の件数及び金額
林業経営基盤の強化等の促進 林業	林業経営基盤の強化等の促進	林業経営基盤の強化等の促進	進・利用促進の取組	制度の普及促進・利用促進に当たっては、一層	の増加にしながっ
のための資金の融通等に関す のた	のための資金の融通等に関す	のための資金の融通等に関す	状況	効果が出るよう、現地訪問の取組が効果的である	た。
る暫定措置法(昭和 54 年法律 る뽵	暫定措置法(昭和54年法律	る暫定措置法(昭和54年法律	関係団体、都道府	ことを踏まえ (3年以内に訪問実績のある融資機	特に保証引受件数
第51号。以下「暫定措置法」と 第5	第51号。以下「暫定措置法」と	第51号。以下「暫定措置法」と	県への制度説明回	関の引受実績の割合が引受件数・引受金額ともに	については、ここ数
いう。) に基づき都道府県知事 いう	いう。)に基づき都道府県知事	いう。)に基づき都道府県知事	数:年17回以上	70%以上)、現地訪問を主体として林業信用保証へ	年、減少が続いてい
の認定を受けた計画の実施に の の認	認定を受けた計画の実施に	の認定を受けた計画の実施に	融資機関への訪問	の関心を示す地域を重点的に取り組んだ。	たものが増加に転
必要な資金(制度資金)に係る │ 必要	必要な資金(制度資金)に係る	必要な資金(制度資金)に係る	による制度普及回		じることとなり、顕
保証利用を促進する。 保証	証利用を促進する。	保証利用を促進する。	数:年70回以上	〇 令和元年度の保証引受件数のうち制度資金に係	著な成果となった。
【指標】		【指標】		るものの比率は40.8%となり、平成30年度43.6%	また、普及推進・利

用促進に向けた戦 略的な方策を取り まとめ、これに則り	作成した行動計画 を実行した。 - おぃの- しがい	1459016255 A Ł J S.	へ 全 友 以 腎 器						
から 5.8 ポイントの低下となったが、金額ベースでは 191 億 60 百万円となり平成 30 年度 170 億円 17 百万円から 51 億 43 百万円 (12.6%) と大幅に		るものの几年は減少したが、これは3、比年昇日の 分母となる保証引受実績が、平成 30 年度 1,008 件 から合和元年度 1,045 件に増加したことによるも	のであり、金銭ヘースでは不幅増であることがら、制度資金の活用の減少に起因するものではない。〇一制度の単な雑権のが到田代権を図えため「社業	mixxのコイルを入りたがになっている。 信用保証の利用拡大に向けた戦略的方策」 まとめ、これに則り作成した行動計画を実 保証制度や制度資金について説明を行う	に、法令改正により出資持分の払戻しが可能となっていること、保証利用の際の木材産業等高度化推進資金の貸付利率が改定されたこと等の周知に取り組んだ。	 関係団体等の会議や研修会への参加 40 回 (平成 30 年度 41 回)(指標値の 2.4 倍) 融資機関への訪問 95 回(平成 30 年度 112 回)(指標値の 1.4 倍) 	・ 林業成長産業化モデル地域支援保証の申込み 8件、3億28百万円(平成30年度12件、4億 28百万円)	〇 「林業信用保証の利用拡大に向けた戦略的方策」 に則って作成した行動計画の取組結果について取りまとめ、令和2年2月に開催した林業信用保証業務運営委員会において説明・意見交換を行った。 その内容は、信用基金ウェブサイトで公表して	https://www.jaffic.go.jp/whats_kikin/unei/ uneiinkai-rin.html
く評価の視点> 林業信用保証制度の普及推進及び利用促進、	制度資金に係る保証利用促進に向けた取組が行われて、そか	•							
○ 保証引受件数:前年度実績 以上○ 保証引受件数のうち制度	資度	の 配具 破別寺 別 宋 破 別 ト が する 普 及 推 進・利 用 促 進 の 取 組 状 況	 関係団体、都追析県への制度説明回数:年17回以上 融資機関への訪問による制度等の同談・任業の同談・ 						
○ 保証引受件数 ○ 保証引受件数のうち制度 資金に係るものの比率	○ 融資機関等関係機関に対する普及推進・利用促進の取るます。	nd 小元 ・ 関係団体、都道府県への制 長説明回数: 年 17 回以上	・配貨機第への訪問による制度・開発を開発を開発を開発を開発を開発を開発を開発を開発を開発を開発を開発しませば、						
○ 保証引受件数 (直近5年の 平均実績:1,260件)○ 保証引受件数のうち制度	資金に係るもの比率(直近 5年の中均実績:50%)	O 職員機関寺関係機関に対する音を推進・利用促進の取組状況(制度説明回数等)	く怨だされる外部要因> ・ 保証引受件数は、木材の需 給動向等による林業・木材産 業の設備投資も適転資金の	(本) (大) (大) (本) (本) (本) (本) (本) (本) (本) (本) (本) (本	あることから、評価において考慮するものとする。				

4. 主務大臣による評価
主務大臣による評価
野定 B
<評定に至った理由> 新規・増額案件の保証引受実績(金額)が対前年度比で28.7%と大幅に増加し、減少が続いていた保証引受件数も増加に転じているほか、制度の普及推進活動等の取組も積極的に実施しており、一定の評価 は可能と考えられる。一方、保証引受件数のうち制度資金に係るものの比率は対前年度比で減少しており、自己評価の「A」との評価結果が妥当であると確認できなかったため。
く指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策>
くその他事項>
5. その他参考情報

林業信用保証業務一適切な保証料率の設定

 1. 当事務及び事業に関する基本情報

 第1-2-(2)
 林業信用保

2. 主な経年データ									
評価対象となる指標	() 指標 平成 (20)	(参考) 平成 29 年度 (2017 年度)	30 年度 (2018 年度)	令和元年度 (2019 年度)	2年度 (2020年度)	3年度 (2021年度)	4年度 (2022年度)	(参考情報) 当該年度までの累積値等、	(参考情報) の累積値等、必要な情報
主な資金の保証料率									
一般資金	_ 年0.2 (8	年 0. 20~1. 80% (8 段階)	年 0.20~1.80% (8 段階)	年 0. 20~1. 80% (8 段階)	年 0.20~1.80% (8 段階)				
制度資金(木材産業等高度化推進資金4倍協調等)	年0.1	年 0. 15~1. 35% (8 段階)	年 0.15~1.35% (8 段階)	年 0. 15~1. 35% (8 段階)	年 0.15~1.35% (8 段階)				
制度資金(林業·木材産 業改善資金等)	年0.1	年 0. 10~0. 90% (8 段階)	年 0.10~0.90% (8 段階)	年 0. 10~0. 90% (8 段階)	年 0.10~0.90% (8 段階)				
3. 各事業年度の業務に係る目標、	、計画、業務実績、	年度評価に係る自己評価	自己評価						
野日明中	日本年七	li li	Ħ	在审計面	サかぎが出る		法人の業務	法人の業務実績・自己評価	
十岁日末	E F	1	Ť		出る中国加州		業務実績		自己評価
(2) 適切な保証料率の設定 保証料率については、適正な	(2) 適切な保証料率の設定 保証料率については、	適切な保証料率の設定 保証料率については、適正な	(2) 適切な保 保証料率(証料率の設定 については、適正な	<主な定量的指標> なし	く主要な業務実績 〇 令和元年12月	<主要な業務実績> ○ 令和元年 12 月に料率算定委員会を開催し、	員会を開催し、業	<自己評価> 評定:B
業務運営を行うことを前提と	業務運営を行うことを前提と	ことを前提と		行うことを前提と		務収支から見	務収支から見た保証料率、政策性を踏まえた保証	生を踏まえた保証	料率算定委員会にお
して、林業の特性を踏まえつ	して、林業の特性を踏まえつ	性を踏まえて		して、林業の特性を踏まえつ	<その他の指標>	料率、被保証	料率、被保証者の財務状況に応じた保証料率の3	こた保証料率の3	いて、業務収支や代
つ、リスクを勘案した適切な水 ※ - シェナ -	り、リスクを勘案した適切な水 ※ i- シェナ・	案した適切な か		つ、リスクを勘案した適切な水 ※1- stru	なし	つの観点から との計画は	つの観点から点検を実施した。 その4番はご下のした!		位弁済の状況等を踏ったの対影を対している。
年に改たする。これをこれにア	一年に対応する。	イド・エー・ディー・イン・イン・イン・イン・イン・イン・イン・イン・イン・イン・イン・イン・イン・	#	ら。 〒十7条〒147 <i>H</i>	/ 中界) 世	R H H H H H H H H H H H H H H H H H H H	文一のこのとの出来を表している。	1. 沙山十二十二米	みん、不肖な孙子子 チェカケチャー
その際、牧文労働に同けて、業務長もの状況な代在年後の	その際、牧文3倒に同けて、 業務収支の状況や代付年落の	3倒に回けて、1な代付 4項の		<u> その際、収文均衡に同けて、</u> 業務収支の状況や代付弁済の	く評価の免点/業務収をの状況を代付	・ + 20 30 3 (4)	ナ政 30 年度の単年度での来務収文は45個で た (保証収入が代位弁済額を上回ったため、	F務収文 R 均倒し F 回したため、交	の原使や米筋しがしてだり、ロイドで、ロイドの
来が云へつて流へいたれたの	発生状況の実態等を踏まえ	* マニノ / グラ		来が KC で KM で V エイバン 発生状況の実態等を踏まえ、料	弁済の発生状況の実態	イ金による	た、紫温でなる。 マロババ 既に一口 ご付金による補填も実施していない)。	ない。))]
年度、料率算定委員会において	年度、料率算定委員会において	を員会において	率算定委員	会において保証料	等を踏まえ、料率の点	・資金ごと	資金ごとの代位弁済リスクは、一般資金>制	は、一般資金>制	く課題と対応>
保証料率水準の点検を実施し、	保証料率水準の点検を実施し、	点検を実施し、	率水準の点が	検を実施し、必要に	検、検討は行われてい	度資金(木	度資金(木材産業等高度化推進資金4倍協調	t進資金 4 倍協調	ı
必要に応じて、保証料率の見直 しを行う。	必要に応じて、保証料率の見直 しを行う。	呆証料率の見値	あいた、金	応じて、保証料率の見直しを行 う。	るか	等) >制度イなったが	等)>制度資金(林業・木材産業改善資金等) ナなっており、保訴料率と整合がアカナ状態で	産業改善資金等)	
<目標水準の考え方>) i		,			8		i i	
・保証料率については、収支						被保証者	被保証者の財務状況に応じた8区分の保証	た8区分の保証	
相等の原則に基づいて設定						対率につい	料率については、これまで代位弁済リスクが高	立弁済リスクが高	
することを基本として、保証						かった下位	かった下位 4 区分中の 3 区分において基本保	いにおいて基本保	
料率水準の点検を毎年度実						記料率との	証料率との乖離が縮小傾向にある。	\$ 40°	
施するとともに、必要に応じ						· 林業· 十	林業・木材産業界からは、保証料率の引下げ、ボーー・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	¥証料率の引下げ 1011年出土	
て見直すことか適当。 『香亜梅・宣』						や米のの用の大名の正の本格を記れ	ケ×のる声もあるか、上記から現行の保証料率で休冬 H 適切か計能にある P 妻うにゃん	5 現行の保計料学 考ってカス	
トェン及: P.1 - 保証料は、保証事業を継続						· 以上の口	とから、現行の保証	正料率の体系を据	
的・安定的に実施するための						え置くこと	え置くことが適当と判断した。	0	
不可欠の要素であり、業務収							1	:	
支の均衡に向けてその水準						〇 上記の料率	上記の料率算定委員会の結果については、令和	については、令和	

について不断の見直しを行うことが重要であるため。	2年1月に開催したリスク管理委員会及び2月 に開催した林業信用保証業務運営委員会におい て説明・意見交換を行った。 その内容は、信用基金ウェブサイトで公表して いる。 https://www.jaffic.go.jp/whats_kikin/unei
4. 主務大臣による評価 主務大臣による評価	
李	В
〈評定に至った理由〉 自己評価の「B」との評価結果が妥当であると確認できたため。	
く指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策>	
くその他事項>	
 その他参考情報 	

林業信用保証業務一代位弁済率の低減に向けた取組

 1. 当事務及び事業に関する基本情報

 第1-2-(3)
 林業信用保

2. 主な経年データ									
評価対象となる指標	非標	(参考) 平成 29 年度 (2017 年度)	30 年度 (2018 年度)	令和元年度 (2019 年度)	2年度 (2020年度)	3年度 (2021年度)	4年度 (2022年度)	(参考情報) 当該年度までの累積値等、	(参考情報) の累積値等、必要な情報
今期保証引受累計額① (百万円)	_	- 148, 427	28, 262	59, 935					
今期代位弁済額 ② (今期引き受けた案件の み)(百万円)		1, 670	158	316					
代位弁済率 (②÷①)	中期目標期間中 の代位弁済率: 2.03%以下	1.13%	0. 56%	0. 53%					
3. 各事業年度の業務に係る目標、	計画	業務実績、年度評価に係る自己評価	自己評価						
單口		日本年七	###	14 TH	十十二四十十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二		法人の業務	法人の業務実績・自己評価	
上 郑 口 徐		上掛計画	¶ ₩	平凌計画	土々計画相称		業務実績		自己評価
(3) 代位弁済率の低減に向けた 取納		(3) 代位弁済率の低減に向けた 助納		(3) 代位弁済率の低減に向けた 助名	<主な定量的指標> 中間日極問題中の	く主要な業務実績	要な業務実績 > セ託衆本投籍~~の付護なび計算を機関レの情	単分ム 間 対 の 性	<自己評価>調売・ロ
状況中期目標期間中に保証契約		心 中期目標期間中に保証契約	44個中期目標	期間中に保証契約	4	جيب			昨た・0代位弁済率が指制と
を締結した案件の代位弁済率		を締結した案件の代位弁済率	を締結した	案件の代位弁済率		○ 適正な引受審査	受審査		れるよう適正な審査
が抑制されるよう、以下の取組		が抑制されるよう、以下の取組	が抑制され	るよう、以下の取組		新規・増	新規・増額・財務内容不良案件等について、	『件等について、	及び適切な期中管
を行う。	を行う。	°	を行		<その他の指標>	債務保証審	債務保証審査協議会に付議した結果、財務内容	:結果、財務内容	理、部分保証や融資
ア 財務状況の的確な判断等	~	財務状況の的確な判断等	~	財務状況や林業者等の特	なし	不良等によ	不良等による拒否・再協議等は、361 件中7件	1、361件中7件	機関のプロパー融資
による適正な審査を目的と		による適正な審査を目的と	性を踏ま	えた的確な判断等		であった。	であった。(平成 30 年度 378 件中 12 件)	t中 12 件)	との組み合わせに取
する保証審査協議会への付		する保証審査協議会への付	による適	正な審査を目的と	<評価の視点>				り組んだほか、融資
議、期中管理のための融資機		議、期中管理のための融資機	する保証	審査協議会への付	代位弁済率の低減に向	〇 融資機関	融資機関との情報共有		機関と適切に情報の
関との情報共有の取組を進		関との情報共有の取組を進		議、融資機関との間での財務	けて、適正な審査の実	保証審査	保証審査時に融資機関から事案の内容や支	事案の内容や支	共有を行ったことか
£	₽ 	5. 		営改善計画の進捗	施、部分保証や融資機器のようでは、	援方針等を	援方針等を聴取する一方、信用基金からも林二、十二六二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二	用基金からも林	ら、Bとする。
4 配り飯気との過りなっく かくおも 図っている こうきょう		配写(微図との過少なりくりんない。	状況寺の清神の清神の清	青鞍共角の 東部の	困のノロハー野河との名か今七十十二年	米, 个名用。 出品: 明:	来,不付年来0.7次元/宋明利用广流令安仁寺公兴品: 每大一次再次库费太万二十十十一十	こその数字事の「こと」	/ 世界 / 留界 /
ノガロを凶るCov既然がら、 林業者等の負担や国庫負担		ノルゴを図るこの配派がられ林業者等の負担や国庫負担		める。 融資機関との適切なリス	Meych いここの 機関とのリスク分担等	は、これでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これで	世に必ずる 同様で口	°10	/ 5/4/1/2 L M M M M M M M M M M M M M M M M M M
の増加を避けることに留意		の増加を避けることに留意	7	ク分担を図るとの観点から、	の取組は行われている	○ 適切な期中管理等	中管理等		
しつつ、部分保証や融資機関		うつ、部分保証や融資機関		林業者等の負担や国庫負担	か	実質管:	実質管理案件については管理表を作成し、	 理表を作成し、	
のプロパー融資との組み合		のプロパー融資との組み合	の増加を	避けることに留意		半年ごと	半年ごとに融資機関を通じて収集した財務	て収集した財務	
わせを推進する。		わせを推進する。	しつつ、	部分保証や融資機関		状況や借	状況や借入金の返済状況等を確認するなど、	・確認するなど、	
【指標】	【指標】			一融資との組み合		適切に期	適切に期中管理を行った。		
〇 中期目標期間中の代位弁	0	中期目標期間中の代位弁	ち 中 か 描	進する。		経営状	経営状況が悪化した保証先について、専門	について、専門	
済率(直近5年の平均実績:		済率:2.03%以下	丰			家を交え	家を交えた事業再生計画の進捗等について	進捗等について	
2. 03%)			〇 中期回標	中期目標期間中の代位弁		議論する	議論する再生支援協議会等主催のバンク	主催のバンクミ	
<想定される外部要因> おなか終しして	***			03%以下		ード・ン・	ーティングに出席した(9件)。(平成 30 年 〒 27 म) 聖※雑聞や調士塔で446-1-14651	も)。(平成 30 年 - 6 44 47 47 47 47 47 47 47 47 47 47 47 47	
・七位十分については、	、 相対					天 1.1	融具做误协调又16/	の場合には体配し	

機関として協調する等、保証先の経営健全化への支援に向けた管理を行った。 イ 融資機関との適切なリスク分担	3000] UNIMを促進した。51受表機は、即有が 17件、5億77 百万円(平成30 年度 18件、6 億12 百万円)、後者が8件、1億34 百万円 (平 成30 年度 16件、2億39 百万円)。		<u>a</u>				
情勢、国際環境の変化、災害 の発生、法令の変更等の影響 を受けるものであるため、評 価において考慮するものと する。		による評価主義大臣による評価	野定 <評定に至った理由> 自己評価の「B」との評価結果が妥当であると確認できたため。	く指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策>	くその他事項>	子 の他参差情報	7 IN TAX

林業信用保証業務一求償権の管理・回収の取組

当事務及び事業に関する基本情報

第1-2-(4)

2 キな経年データ									
litim	指	(参考) 平成29年度 (2017年度)	30 年度 (2018 年度)	令和元年度 (2019 年度)	2年度 (2020年度)	3年度 (2021年度)	4年度 (2022年度)	(参考情報) 当該年度までの累積値等、	(参考情報) の累積値等、必要な情報
回収金収入実績(百万円)	1	500	281	157					
回収向上に向けた取組の実施状況	状況								
全求償権の回収方策等 に関する検討会の開催 回数	年2回以上	2回	2 🗈	2 🗉					
弁済が滞っている先へ の催告回数	年2回以上	回 8	2回	回8					
債権回収業者との打合 せ回数	年2回以上	5回	30	2回					
3 冬事業年度の業務に係る目標	車標	業務実績を管証価に係る自己証価	自己証価						
	Ĭ				# 2		法人の業務	法人の業務実績・自己評価	
中朔日標		中期計画	(本)	年 度計画	王な評価指標		業		自己評価
(4) 求償権の管理・回収の取組	(4)	(4) 求償権の管理・回収の取組	(4) 求償権の	管理・回収の取組	く主な定量的指標>	展	\ \ \ \		<自己評価>
来價権の回収については、	1	求價権の回収については、氷 は数率の性解に下ばす 回追	水價権の海岸が乗り	回収にしいては、米二本を上げています。	ない	〇 全水價権の	全來價権の回収方策等に関する検討会共の作力を表示する。)検討 非報子 かいまん	毕庇:B 步ණ林のGiru 「7
賃債務者の特賞に応じた回収 方策を検討し、催告頻度の増加		償債務者の特貨に応じた回収 方策を検討し、催告頻度の増加		偵債務有の特負に応した回収 方策を検討し、催告頻度の増加	< からもの 指標 >	エ米債権分 るため、回収	宝水債権先における回収の進捗状況を確認す るため、回収方策等に関する検討会を2回 (令和	少 状況か編認り 徐を2回(他哲	米債権の回収向上に 向けて着実に取り組
や債権回収業者(サービサー)		や債権回収業者(サービサー)		業者(サーバサー)	〇 回収向上に向けた	元年9月及び	元年9月及び令和2年3月)開催した。回収の進		んだことから、Bと
の効果的な活用等、回収向上に		の効果的な活用等、回収向上に	の効果的な	活用等、回収向上に	取組の実施状況	まない先に対	まない先に対して、催告書の送付、法的手続の実		4 8°
向けた取組を着実に行う。	向けた耳	向けた取組を着実に行う。	:取組	を着実に行う。	全求償権の回収方	施等の回収方	施等の回収方策の見直しを行った。	°	
眦	【指標		【指標		策等に関する検討会				<課題と対応>
〇 回収向上に向けた取組の	0	回収向上に向けた取組の	0	回収向上に向けた取組の	の開催回数:年2回	〇 弁済が滞っ	弁済が滞っている先への催告		1
実施状況(回収方策の検討状	#K	^大 況	実施状況		N.F.	弁済が滞っ	弁済が滞っている先、及び、弁済があってもそ	済があってもそ	
況、催告頻度、債権回収業者	•	全求償権の回収方策等に関	・ 全状値	権の回収方策等に関	・ 弁済が滞っている	の額が弁済制	の額が弁済能力に比して低調な先を対象に催告	先を対象に催告	
の活用状況等)		する検討会の開催回数:年2□※「	する検討	会の開催回数:年2	先への催告回数:年	帯を3回・の	書を3回・のべ 66 先(令和元年 11 月に 33 先、 ~むっケっロー 57 ホー~むっケーロー 6 ポンド	11 月に 33 先、	
	国 区 日 文 日	きり、ナインオー東ディ	<u> </u>	£ 6 . ± 7 . 1	7 回久上 年本口市 報サーチ	14747E	予付2年2月~2/光、予付2年3月~0九)1、※4. / 女家の間が 天間ない 強ながら *	3月10円) 17	
	**************************************	ナダグ海りへいる光への補作回業 から回い		半年が通りへいるおうが 回業 在で回じ	・「同権可収来句のの一十つ中国教会の同	対づって、井	は13 して、井角の周紹、中国人は指領を促進した。	領で促進した。	
	•	国数:4~国攻1 信権回収業者 7 の打合サロ		4.4.回ダイ は業地 アの打合 中国	17 m m M M M M M M M M M M M M M M M M M	日本 日本 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日	信権 回 収 業 者 と の 打 合 せ		
	数:4	数:年2回以上	数: 年2回	回以上	ļ			● を	
					<評価の視点>	収の進捗状況	を確認するため、債	権回収業者と打	
					求償権の回収向上に向	合せを2回(合せを2回(令和元年8月及び令和2年2月)行	和2年2月)行	
					けて、求償権の回収方	い、回収方策	回収方策等の必要な措置を指示した。	訴した。	
					策等に関する検討会、			j	
					弁済が滞っている先へ	〇 上記のほか	、現地訪問による面	1数(2回)、保	
					の催告等の取組は行わ	証債務等履行 デ徒 / 6 /// ×	証債務等履行請求訴訟、不動産競売申立など法的 ナゲンの"、、ナーザー"	売申立など法的	
					れているか	手続(6件)を美施した。	か美施した。		

4. 主務大臣による評価	
主務大臣による評価	
郭定	
〈評定に至った理由〉 自己評価の「B」との評価結果が妥当であると確認できたため。	
く指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策>	
くその他事項>	
5. その他参考情報	

林業信用保証業務一利用者のニーズの反映等

 1. 当事務及び事業に関する基本情報

 第1-2-(5)
 林業信用保

2. 主な経年データ									
評価対象となる指標	指標	(参考) 平成 29 年度 (2017 年度)	30 年度 (2018 年度)	令和元年度 (2019 年度)	2年度 (2020年度)	3年度 (2021年度)	4年度 (2022年度) 当該	(参考情報) 当該年度までの累積値等、	(参考情報) の累積値等、必要な情報
木材製造業者を対象とし たアンケート調査回数	年2回以上	口 2	2	2					
都道府県、林業関係団体 等との情報・意見交換回 数	年2回以上	4	5 0	2					
相談窓口の開設回数	1	回9	日8	回9					
3 各事業年度の業務に係る目標	画	業務実績、年度評価に係る自	自己評価						
	Í			1/2	十十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十		法人の業務実績・	・自己評価	
中親日條		一名計画	一 政		土々評価指標		業務実績		自己評価
(5) 利用者のニーズの反映等	(2)	利用者のニーズの反映等	(5) 利用者のニ-	利用者のニーズの反映等	く主な定量的指標>	く主要な業務実績>	^		<自己評価>
		都道府県、林業関係団体等と	都道府県、本	林業関係団体等と	なし	〇 令和元年6月	令和元年6月に林業者等(469 者)を対象に、		評定:B
の情報・意見交換やアンケート		の情報・意見交換やアンケート	の情報・意見な	の情報・意見交換やアンケート		売上げ、純利益	売上げ、純利益、資金繰り、設備投資等の現況・		林業者等への調査
調査を通じて、林業信用保証制		調査を通じて、林業信用保証制	調査を通じて、	調査を通じて、林業信用保証制	W	見通し及び実績	見通し及び実績に関する調査を実施し、また、令		や、都道府県、林業
度に関する利用者のニーズを		度に関する利用者のニーズを	度に関する利	利用者のニーズを	〇 利用者ニーズの反	和2年3月に、	和2年3月に、令和元年度上半期に新規に保証利		関係団体との情報交
把握し、業務運営に適切に反映		把握し、業務運営に適切に反映	把握し、業務運	把握し、業務運営に適切に反映	映等状況	用を開始した者	用を開始した者 (39 者) を対象に、信用基金を知		換等を通じて利用者
させるとともに、林政上の課題		させるとともに、林政上の課題	させるとともに	させるとともに、林政上の課題	・ 木材製造業者を対	ったきっかけや	ったきっかけや手続き、メニュー等へのニーズを	_	のニーズを把握する
に対応し、林業者等のニーズも		に対応し、林業者等のニーズも	本本、一位なり、本業	に対応し、林業者等のニーズも	象としたアンケート	把握するため、	把握するため、アンケート調査を実施した。		とともに、基金法改
踏まえ、本制度の利用拡大に向		踏まえ、本制度の利用拡大に向	踏まえ、本制度	踏まえ、本制度の利用拡大に向	調査回数:年2回以				正に基づく出資持分
けて、保証割合などの保証条件		けて、保証割合などの保証条件	けて、保証割合	けて、保証割合などの保証条件	4	〇 制度資金に係	制度資金に係る都道府県の認定計画への対応		の払戻し、森林経営
や必要な運用の見直し等を行		や必要な運用の見直し、平成30	や必要な運用の	や必要な運用の見直し、平成30	都道府県、林業関	状況等を把握す	状況等を把握するため、令和元年6月に、都道府		管理法に基づく経営
うほか、災害発生時等に必要に		年の基金法改正に基づく出資	年の独立行政	政法人農林漁業信	係団体等との情報・	県林業信用保証	県林業信用保証担当者会議を2ブロックに分け	-	改善発達に係る制度
応じて相談窓口を開設し、融資	河	持分の払戻しの計画的な実施、	用基金法 (平成	用基金法(平成14年法律第128	意見交換回数:年2	て開催した。		<u> </u>	周知及び災害発生時
機関等と連携して対応する。		森林経営管理法(平成30年法	号。以下「基金	号。以下「基金法」という。)改	回以上			-	等の速やかな相談窓
壨		律第 35 号)第 46 条に規定する	正に基づく田	正に基づく出資持分の払戻し	経営の改善発達に	〇 意見交換やア	意見交換やアンケートを通じて、事業拡大及び		
○ 利用者ニーズの反映等状		林業経営者に対する経営の改	の計画的な実施	の計画的な実施、森林経営管理	係る制度周知、助言	資金需要が見込	資金需要が見込まれる地域を把握し、制度普及を		応したことから、B
況(意見募集や情報・意		善発達に係る助言等に取り組	法 (平成 30 年	年法律第35号)第	等の件数	重点的に行った	。また、把握した事業者	哲ニーズを	とする。
換等の実施状況、相談窓口開		むほか、災害発生時等に必要に	46 条に規定す	条に規定する林業経営者に	相談窓口の開設回	踏まえて保証の	新商品の検討を行った		
設回数等)		応じて相談窓口を開設し、融資	対する経営の	の改善発達に係る	数				く課題と対応>
	機関等	と連携して対応する。ま	助言等に取り約	助言等に取り組むほか、災害発		〇 信用基金ウェ	信用基金ウェブサイトや会議等において、出資	いて、出資	
	た、相	た、相談や苦情等に対して適切	生時等に必要	要に応じて相談窓	く評価の視点>	に関する制度改	に関する制度改正を周知し、払戻しの希望があっ	希望があっ	
	こならする。	する。	ロを開設し、嗣	融資機関等と連携	制度の利用者のニーズ	た 75 者に対し、	た75者に対し、74百万円の払戻しを行った。	行った。	
	【指標】		して対応する。	して対応する。また、相談や苦	を把握し、業務運営に				
	平	利用者ニーズの反映等状	情等に対して過	情等に対して適切に対応する。	反映させる取組は行わ	〇 森林経営管理	森林経営管理法に基づく経営改善発達に係る	発達に係る	
	兴		【指標】		れているか	制度周知のため	制度周知のため、関係団体、都道府県庁、事業者	广、事業者	
	* •	木材製造業者を対象とした	利用者	ニーズの反映等状		等を訪問し、制	度周知を行った。(298	(世)	
	イン	ケート調査回数:年2回	況						

	り上・ 都道府県、林業関係団体等との情報・意見交換回数: 年2回以上・ 経営の改善発達に係る制度 間知、助言等の件数・ 相談窓口の開設回数・	 ・ 木材製造業者を対象としたアンケート調査回数:年2回以上 ・ 都道府県、林業関係団体等との情報・意見交換回数:年2回以上 ・ 経営の改善発達に係る制度周知、助言等の件数 ・ 相談窓口の開設回数 	〇 台風等の災害による被害や新型コロナウイル ス感染症の影響を受けた林業者等を対象に、資金 の円滑な融通、既貸付金の償還猶予等に関する相 談窓口を速やかに開設した(6回)。
4. 主務大臣による評価		主務大臣による評価	
評定 〈評定に至った理由〉 自己評価の「B」との評価結果が妥当であると確認できたため。	当であると確認できたため。		<u>B</u>
く指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策> くその他事項>	方策>		
5. その他参考情報			

1. 当事務及び事業に関する基本情報

第1-2-(6) 林業	業信用保証業務 ·	林業信用保証業務-林業者等の将来性等を考慮した債務保	考慮した債務保証						
2. 主な経年データ									
評価対象となる指標	非	(参考) 平成 29 年度 (2017 年度)	30 年度 (2018 年度)	令和元年度 (2019 年度)	2年度 (2020年度)	3年度 (2021年度)	4年度 (2022年度)	(参考情報) 当該年度までの累積値等、	(参考情報) の累積値等、必要な情報
3. 各事業年度の業務に係る目標	、計画、	業務実績、年度評価に係る自	自己評価						
甲二年七		甲二二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二	4 世	佐 申 計面	ナル証価は描		法人の業務実績	3実績・自己評価	
中朔日馀		中朔町画	· 1 - 1 - 1 - 1 - 1 - 1 - 1 - 1 - 1 - 1	さず一世	土、4年1世1年年		業務実績		自己評価
(6) 林業者等の将来性等を考慮	(9)	林業者等の将来性等を考慮	(6) 林業者等の (5)	林業者等の将来性等を考慮	く主な定量的指標>	411	実績>	+ 0 ti U ti ti	<自己評価>
した債務保証 信務保証の審本に当たして		労保計 早背 の 無本 に 当 た し ア	した債務保証信務保証の	た債務保証 唐黎保証の衆杏に当た <i>っ</i>	なし	して 体無価事(体素有等の将来性等を考慮した債務保証の考え オニーニア 整理するアナギー 創業が間の考め	た慎務保証の考	羋戸:B 宮뀯和第ケオ幅 - ケ
は、財務状況等の分析に基づく		は、財務状況等の分析に基づく	は、財務状況。	は、財務状況等の分析に基づく	<その色の指標>	な多とした。	たどにひき に垂ばらること OIに配来があられる 対象とした非財務情報の検討項目の抽出と判断	同条形数の当の国の抽出と当路	付木圧寺をわ慮した 信務保証の考え方に
		判断に加え、林業者等の今後の	判断に加え、	判断に加え、林業者等の今後の	なし	基準の設定	基準の設定に関する検討を進めるなど、中期目標	るなど、中期目標	ついて整理し、非財
事業展開に伴う経営の将来性		事業展開に伴う経営の将来性	事業展開に伴	きる経営の将来性		期間の最終な	期間の最終年度までの本格導入に向け、令和2年	こ向け、令和2年	務情報の検討項目の
を従来以上に見通すことが必		を従来以上に見通すことが必	を従来以上に	を従来以上に見通すことが必	く評価の視点>	度から試行	度から試行を開始するために必要な取組を行っ	要な取組を行っ	抽出と判断基準の設
要となっていることから、林		要となっていることから、林	要となってい	要となっていることから、林	林業者等の将来性を評	た。			定について、取組を
業・木材産業専門の債務保証を		業・木材産業専門の債務保証を	業·木材産業	業・木材産業専門の債務保証を	価した債務保証に関す				
行う機関としての知見を活か		行う機関としての知見を活か	行う機関とし	行う機関としての知見を活か	るマニュアル整備に向	〇 将来性評(将来性評価の導入に向けた検討状況について	討状況について	ら、Bとする。
し、林業者等の将来性を考慮し		し、林業者等の将来性を考慮し	し、林業者等(の将来性を考慮し	けた取組は行われてい	は、令和元年	は、令和元年9月及び令和2年2月に開催した林 :=	月に開催した林二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二	
た債務保証に取り組み、中期目		た債務保証に取り組むことが	た債務保証を	た債務保証を効果的に実施す	るか	業信用保証	業信用保証業務運営委員会において説明・意見交	ハて説明・意見交	<課題と対応>
標期間の最終年度までに、林業		තරි. :	るためのマニ	- ュアル整備に向		換を行った。			1
者等の将来性を評価した債務		このため、林業・木材産業の	(十、林業・木)	け、林業・木材産業の特質に応		その内容	その内容は、信用基金ウェブサイトで公表して -	-イトで公表して	
保証に関するマニュアルを整		特質に応じた非財務情報の検	じた非財務情	じた非財務情報の検討項目の		د و د			
備し、本格導入するとともに、		討項目の抽出と判断基準の設合 技芸しい すぎにんき	新田と判断基: 昭の4階(発)	抽出と判断基準の設定、検証の 転給チェに ※ 5 -		https://v	https://www.jaffic.go.jp/whats_kikin/unei	nats_kikin/unei	
		に、使罪しいりに就行が半及 3Uゴナ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	英語を対し	&) & ₀		/ une i i inka i –r i n. n umi	I LUI. UTIII I		
実施する。 <目標水準の考え方>	年度からの最終を	年度から美施し、中期目標期間 の最終年度までに、林業者等の							
・林業者等の将来性の評価に		将来性を評価した債務保証に							
ついては、これまで体系的な		関するマニュアルを整備し、本							
方法が十分確立されていな		格導入するとともに、職員の審							
かったことを踏まえ、マニュ		査能力向上の取組を実施する。							
アルの整備に当たっては、林	*								
業・木材産業の特質に応じた	た								
非財務情報の検討項目の抽	#·								
出と判断基準の設定、検証と	. ب <u>ا</u>								
いった試行を平成30年度か	ربر: -								
ら実施することとし、最終年	サ !								
度までに本格的に導入す	%								
「んか適里。									

4. 主務大臣による評価	
主務大臣による評価	
郭定	
〈評定に至った理由〉 自己評価の「B」との評価結果が妥当であると確認できたため。	
く指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策>	
くその他事項>	
5. その他参考情報	

林業信用保証業務一事務処理の適正化及び迅速化

 1. 当事務及び事業に関する基本情報

 第1-2-(7)
 林業信用保

2. 主な経年データ									
評価対象となる指標	指標	(参考) 平成 29 年度 (2017 年度)	30 年度 令和元年度 (2018 年度) (2019 年度)		2年度 (2020年度) (3年度 (2021年度)	4年度 (2022 年度) 当該年	(参考情報) 当該年度までの累積値等、	情報) 責値等、必要な情報
業務処理方法についての 点検及び見直しの検討	年1回以上	1回	1回	2回					
標準処理期間内の処理									
保証審査	7日	98.8%	100.0%	100.0%					
代位弁済	135 日	100.0%	100.0%	100.0%					
出資持分の払戻し	30 日		10	100.0%					
貸付審査	3日	100.0%	100.0%	100.0%					
担当部署及び会計部署に おける点検実施件数	I	1,616件	1, 562 件 1, 8	1, 558 件					
3 各事業年度の業務に係る日標	声	業務実績。年度評価に係る自己評価							
		.,,	Ħ		十十二四日七十二四日十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二		法人の業務実績・自	自己評価	
上 光 工 作		三年	4.发引画		土~中間相称		業務実績		自己評価
(7) 事務処理の適正化及び迅速	(7)	事務処理の適正化及び迅速	(7) 事務処理の適正化及び迅速		く主な定量的指標>	く主要な業務実績>	~ ~ ~		<自己評価>
冇	力		冇	なし		ア 業務処理方法	業務処理方法についての点検及び見直しの実		評定:B
利用者の手続面での負担の		利用者の手続面での負担の	利用者の手続面での負担の			ఘ			業務処理方法の見直
軽減や業務の質的向上を図る		軽減や業務の質的向上を図る	軽減や業務の質的向上を図る		<その色の指標>	〇 林業信用係	林業信用保証業務全般にわたり業務処理方		しを行い、手続きの
ため、次の事項を実施し、適正		ため、次の事項を実施し、適正	トめ、次の事項を実施し、適正		〇 業務処理方法につ	法を点検した	法を点検した結果、出資持分払戻しに係る手続		効率化等を図った。
な事務処理を行うとともに、そ		な事務処理を行うとともに、そ	な事務処理を行うとともに、そ		いての点検及び見直	きの効率化等	きの効率化等を図るため様式を見直すなど、10		また、融資機関宛て
風		の迅速化を図る。	릐		しの実施状況	月に「林業信」	月に「林業信用保証業務に係る出資に関する規		の依頼文書の送付に
アー保証引受、代位弁済等の各業をによった。	<u> </u>	保証引受、代位弁済等の各発によった。	アー保証引受、代位弁済等の各業が行ったイン・ジャーを担任	•	業務処理方法につ	程」を改正した。	た。	יי ו	ついて事務処理が適
乗務について、利用者の利便 はんしん ないがん		業務について、利用者の利便等のよう 存む ギャ	乗務について、利用者の利便 は (4 - 年 7 新 7 5 m 1 5 m		いての点液及び見画・金谷芸・石・田・		7.30 二二十枚 9 四 8 名		中に行われなかった 一手正ゾナー・ジャー・
性の同上寺に負する観点かい 事務手続の簡素化等業務		性の同上寺に貸する観点から 事務手締の簡表化等業務	性の同上寺に負する観点から 事務手続の簡素化等業務		7の検討: 年1回以 -	のこの他、事盟的アの存置	この他、事務処理の適止化について、融負機関宛ての依頼文書において 融資機関と林業信		事系があったか、作業手順の目前!「上
- 小子がよれて高いた。		う方法について毎年度	処理の方法について点	海を記録を	- 業務処理方法につ	用保証利用者	1875~1975~1975~1975~1975~1975~1975~1975~19		(水・) (機の水を) (水・) (水・) (水・) (水・) (水・) (水・) (水・) (水・
点検を実施し、必要に応じて		点検を実施し、必要に応じて	実施し、必要に応じて見直し		いての見直しの実施	誤りに気づか	誤りに気づかぬまま送付を行った。		た。
見直しを行う。		見直しを行う。	を行う。		状況	再発防止策	再発防止策として、手順書に以下の4点につ		このほか、全ての事
【指標】	【指標】		【指標】	0	担当部署及び会計	き加筆を行う	き加筆を行うとともに、手順書どおりの事務を	事務を	務処理を標準処理期
〇 業務処理方法についての	0	業務処理方法についての	〇 業務処理方法についての	8	部署における点検実	行うよう指導	行うよう指導を徹底し、実行している。		間中に処理できたこ
点検及び見直しの実施状況	415	点検及び見直しの実施状況	点検及び見直しの実施状況		施件数	記載され	記載されている作業手順以外のことは絶		となど、概ね計画が
イ 保証引受、代位弁済等の業	•	業務処理方法についての点	業務処理方法についる			対に行わないこと。	いこと。		を成されていること
務について、審査等の適正性	一	検及び見直しの検討: 年1回	検及び見直しの検討:年1回		<評価の視点>	リストは	リストはプロテクトをかけ、保存するとと		からBとする。
を確保しつつ、標準処理期間			以上		利用者の手続面での負	もに、印刷	のための作業はコピーした		
内に案件の処理を行う。	業務	業務処理方法についての見	・ 業務処理方法についての見		担の軽減や業務の質的	を基に実施	を基に実施すること。		<課題と対応>
く目標水準の考え方>	回	直しの実施状況	펱		向上を図るため、事務	保存した	保存したリストの改変は絶対に行わない	テわない -	1
・ 前中期目標期間において、口種へのでは、			イの保証引受、代位弁済等の業務について、新者の発生	-	処理の適正化及び迅速ルーではもいる	H H V H	サーチ 二面 日 一様 夫 しこくもの	+ - - -	
目標(85%以上の処理)の権	の権一路について	パく、番釘寺の週上1年	務について、番宜寺の週正性		15に同けた状態は行わ	- 于順書の	于順書とおりに作来し即向した文書につ	イー・フーー	

いて、作成者以外の者が内容をチェックする こと。 イ 標準処理期間内の事務処理 事務は、標準処理期間内に全て処理を行った。 ウ 保証料や貸付金の確実な徴収 ○ 保証料や貸付金の確実な徴収 ○ 保証料や貸付金の確実な徴収 ○ 保証料や貸付金の確実な徴収 とれぞれの部署が把握している金額を担当部署の それぞれの部署が把握している金額を担当部署の それぞれの部署が把握している金額を担当部署の それぞれの部署が把握している金額を担当部署の それぞれの部署が把握している金額を担当部 署の複数の職員が突合し、正確性の点核を行 い、定められた納入期日までに確実に徴収し た。			В					
を確保しつつ、以下の標準処 れているか 理期間内に案件の処理を行 う。 (ア) 保証審査 7日 (イ) 代位弁済 135日 (ウ) 出資持分の払戻し 30日 (エ) 貸付審査 3日 ウ 保証料の誤徴収事案等の 再発防止策を踏まえ、保証料 の徴収に当たっては、請求・ 総入の都度、担当部署及び会 計部署において正確性の点 検を実施し、保証料を確実に 徴収する。 また、貸付金については、 確実に回収する。 【指標】		主務大臣による評価						
を確保しつつ、以下の標準処理期間内に案件の処理を行う。(ア) 保証審査 7日(イ) 代位弁済 135日(ウ) 出資持分の払戻し 30日(エ) 貸付審査 31日ウ 保証料の誤徴収事案等の再発防止策を踏まえ、保証料の徴収に当たっては、請求・総入の都度、担当部署及び会計部署において正確性の点核を実施し、保証料を確実に領収する。また、貸付金については、確実に回収する。				との評価結果が妥当であると確認できたため。	牧善方策>			
実な達成が見込めるため、本中期目標期間においては、一層の業務の見直しによる業務の理由しによる業務の理由してよる業務の理由してなる。 上げ、全ての案件を標準処理 出。 なお、利用者からの提出書類・データの不備の補正に要 なお、利用者からの提出書類・データの不備の補正に要 した期間など、信用基金の責めに場 がに帰すくき事由とならないものについては、標準処理 期間から除くことが適当。 から帰すべき事由とならないものにあいては、標準処理 期間から除くことが適当。 かの物でに当たっては、請求・ が入の都度、担当部署及び会計部署にないて正確性の点 を実施し、保証料を確実に ではする。 また、貸付金については、 在実に回収する。 また、貸付金については、 在表に回収する。 また、貸付金については、 を表実施し、保証料を確実に をとがはませる。	4. 主務大臣による評価		評定 / 対応に至った確由 / 対応に	、IIでは、これでは、 自己評価の「B」との評価結果が	く指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策>	<その他事項>	5. その他参考情報	

年度評価 項目別評定調書 (国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置)

漁業信用保険業務

1. 当事務及び事業に関する基本情報

第1一3

2. 主要な経年データ							
圉		主要なインプット情報(財務情報及び人員に関する情報)	R及び人員に関する	5情報)			
Щ	(第1-3-(1)参照)		平成 30 年度 (2018 年度)	令和元年度 (2019 年度)	2年度 (2020年度)	3年度 (2021年度)	4年度 (2022年度)
(2) 保険事故率の低減に向けた取組(3) 求償権の管理・回収の取組	(3) (3)	予算額(千円)	21, 135, 435	16, 486, 441			
	(第1-3-(4)参照) (第1-3-(5)参照)	決算額(千円)	17, 700, 590	14, 158, 642			
		経常費用(千円)	1, 697, 033	1, 895, 445			
		経常収支(千円)	2, 760, 632	842, 921			
		行政コスト (注) (千円)	△1, 750, 245	1, 895, 467			
		従事人員数 (人) ※期首の全体数	%110	*************************************			
		(注)「行政コスト」欄について	、平成 30 年度は「行政サービス実施コスト_	「行政サービス実	施コスト」である。	%	
3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価	評価に係る自己評価						
東口舞士	日本第七	在审计画		法人0	法人の業務実績・自己	自己評価	
十朔日保	一种引用	十冷司回	業務実績		自	自己評価	
第3 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の自工に関する事項	第1-3-(1)~(5)を参照。	同左	同左	評定:B 5項目の小項	コサベてについ	CBとしたことか	5、中項目「3
3 漁業信用保険業務				漁業信用保険	義務」については	漁業信用保険業務」についてはB評価とする。	
(1) 適切な保険料率・貸付金利の設定 (第1—3—(1)参照)							
(2) 保険事故率の低減に向けた取組							
(第1一3一(2)参照) は 1 手 1 手 1 手 1 手 1 手 1 手 1 手 1 手 1 手 1							
(5) 事務処理の適正化及び迅速化 (第1 3 (5) 条照)							
2							

4. 主務大臣による評価	
主務大臣による評価	
郭定	В

5項目の小項目のうち、5項目でBとなった。このうち、重要度が高い業務とされた1項目((1) 適切な保険料率・貸付金利の設定)でBとなり、「独立行政法人農林漁業信用基金の業務の実績に関する評 価の基準」に基づき評価を行った結果、中項目「3 漁業信用保険業務」についてはB評価とする。

(5項目×2点+1項目×2点)/(5項目×2点+1項目×2点)=100% ※算定にあたっては、評定毎の点数を、S:4点、A:3点、B:2点、C:1点、D:0点とし、重要度が高い1項目((1)適切な保険料率・貸付金利の設定)については、ウエイトを2倍としている。

く指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策>

<その他事項>

その他参考情報 . വ

漁業信用保険勘定において、決算額が予算額を1割程度下回っているが、これは、保険事故が当初の見込みを下回ったことによる保険金支払の減少や代位弁済の減少に伴い短期貸付金の貸付先(漁業信用基 金協会)の資金需要が当初の予定より下回ったことによる短期貸付金の減少等が主な要因であり、予算額と決算額が乖離することに特段の問題があるとは認められない。

1. 当事務及び事業に関する基本情報	て 情報								
第1-3-(1) 漁業(漁業信用保険業務ー適切な保険料率	料率・貸付金	貸付金利の設定						
2. 主要な経年データ									
	(参考)		20 年申	今む中在中	った中	り、中	7年	**	(
評価対象となる指標	指標 平成 29 年度 (2017 年度)	丰度 唐)	30 年長 (2018 年度)	カねンと 本及 (2019 年度)	()	3 年長 (2021 年度)	4 平度 (2022 年度)	(多つII 和) 当該年度までの累積値等、	5.旧靴/ 2積値等、必要な情報
主な資金の保険料率(保証保険)		Ì							
漁業近代化資金及び漁業 経営改善促進資金									
20 トン以上	- (世)	年 0.30%	年 0.30%	年 0.30%					
40も	一 世	年 0. 22%	年 0. 22%	年 0.22%					
事業資金									
20 トン以上	- 年1	年 1.05%	年 1.05%	年 1.05%					
その他	- 年(年 0.77%	年 0.77%	年 0.77%					
3 各事業年度の業務に係る目標	計画,業務実績,	年度評価に係る自	自己評価						
	+			<u> </u>	十十二四十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十		法人の業務実績	実績・自己評価	
一种 一种 日標	国 温		型计	平凌計画	土々評価指標		業務実績		自己評価
3 漁業信用保険業務	3 漁業信用保険業務		漁業信用	保険業務	く主な定量的指標>	く主要な業務実績>	Ι.		<自己評価>
(1) 適切な保険料率・貸付金利の	<u> </u>	賞付金利の	切な保	険料率・貸付金利の	なし	ア 保険料率水	保険料率水準の点検及び必要に応じた見直し	- 応じた見直し	評定:B
設定			設定			〇 令和元年	令和元年 12 月に料率算定委員会を開催し、	員会を開催し、	料率算定委員会にお
ア 保険料率については、適正	<u>~</u>	ては、適正	ア 保険料率(率については、適正	<その他の指標>	保険料率水	保険料率水準の点検を実施した。その結果は以	こ。その結果は以	いて、業務収支や保
な業務運営を行うことを前		ことを削	な業務運営	な業務運営を行うことを前	なし	下のとおり。	0		険事故の状況等を踏
提として、漁業の特性を踏ま		寺性を踏ま	提として、ジ	提として、漁業の特性を踏ま		業務収	業務収支について、近年は、保険金支払い	、保険金支払い	まえ、保険料率水準
えつつ、リスクを勘案した適		助案した適	えつつ、リン	リスクを勘案した適	<評価の視点>	が減少し	が減少し、保険事業費が賄えている。	こている。	
切な水準に設定する。	豆	%	切な水準に	こ設定する。	業務収支の状況や保険	また、	また、資金種類ごと、区分ごとに見ても、	がごとに見ても、	とから、Bとする。
その際、収支均衡に向け	<u>ψ</u>	倒に向け	その際、	その際、収支均衡に向け	事故の発生状況の実態	令和元年	令和元年度理論値保険料率と平成 30 年度理	- 平成 30 年度理	
て、業務収支の状況や保険事		兄や保険事	て、業務収3	て、業務収支の状況や保険事	等を踏まえ、料率の点	論值保険	論値保険料率を設定保険料率と比較して見	率と比較して見	く課題と対応>
故の発生状況の実態等を踏		ミ態等を踏	故の発生状・	故の発生状況の実態等を踏	検、検討は行われてい	た場合で	た場合、両年度の理論値保険料率はおおむね	料率はおおむね	ı
まる、毎年度、料率算に委員		भ 算 疋 麥 貝	まれ、対挙に	まえ、料率算に委員会におい	るか	同水準である。	තිරං 0 = - : : : : : : : : : : : : : : : :	1	
会において保険料率水準の ちゃま・ ** 単行下:			て保険料率なった。	て保険料率水準の点検を実一	基金協会に対する質付を記す みぎょ みちょう	・ これらのことが、 単く トト 対策 ※	これらのことから、現行の保険料率を据えィートが強ま	保険料率を据え	
に依分米周し、分牧にふつ イカラの アーロを逃歩の回手 ナイ		が対しらしましょう	あつ、必要であつ。	こぶつし、不受がれたのよ	掛付は、園別の不伴にまむませた。	ひ」ノ回	//週三。		
こ、医液体件の光面のかけ		: 巨 C 合 1 J	年の光回のイー 治 準値田	O.K-1.J.V。 田井余拉や「公子	以下のなっている。	深のは こ	ト記の数率質完秀昌会の結果については	ヨーついては 全	
/ <日標水準の考え 方>	/。 海業信用基金協会に対す	かだ がか	る館介金	2.1.単当個ないが、値付		和2年1月	エ記ジ指十子たくスススジがおいてある。このことわれる年のでは、お2年1月に開催したリスク管理委員会及び	管理委員会及び	
・ 保険料率については、収支	. ~	ては、貸付	目的、市中公司	目的、市中金利等を考慮した		2月に開催	2月に開催した漁業信用保険業務運営委員	業務運営委員会	
相等の原則に基づいて設定		を考慮した	適切な水準(準に設定する。		において説	において説明・意見交換を行った。	った。	
することを基本として、保険		1 5°				その内容	その内容は、信用基金ウェブサイトで公表し	サイトで公表し	
料率水準の点検を毎年度実	Est.					ている。			
施するとともに、必要に応じ						https://	https://www.jaffic.go.jp/whats_kikin/un	whats_kikin/un	
て見直すことが適当。						ei/uneiiin	ei/uneiiinkai-gyo.html		
・ R政科は、 R 阪 事業 と 整						4 週別の分子 田本銀行が	週g/4 // (本の真で) 並んのの といる といる はんかい まん をしょり 日本銀行が公表する 「預金種類別店頭表示金利	別店頭表示金利	
	-			- 41 -				-	

4. 主務大臣による評価 主務大臣による評価	
	8
〈評定に至った理由〉 自己評価の「B」との評価結果が妥当であると確認できたため。	
く指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策>	
くその他事項>	
5. その他参考情報	

1. 当事務及び事業に関する基本情報

第1-3-(2)	漁業信用保険業務	漁業信用保険業務ー保険事故率の低減に向けた取組	:向けた取組					
2. 主な経年データ								
評価対象となる指標	指標	(参考) 平成 29 年度 (2017 年度)	30 年度 (2018 年度)	令和元年度 (2019 年度)	2年度 (2020年度)	3年度 (2021年度)	4年度 (2022年度)	(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報
今期保険引受累計額① (百万円)	I	383, 754	76, 797	150, 921				
今期保険金支払額 ② (今期引き受けた案件の み)(百万円)	I	2, 482	I	47				
保険事故率(②÷①)	中期目標期間中 の保険事故率:	0.65%	ı	0.03%				

画
:故率の低減に向けた く主な定量的指標> O 中期日煙期間中の
昳
を締結した案件の保険事故率 以下
制されるよう、以下の取組
< - - - - - - - - - - - - -
漁業信用基金協会におい なし
受審査や代位弁
済が行われるよう、漁業信用 <評価の視点>
保証要綱等の制 保険事故率の低減に向
改正に伴う協議並びに大 けて、基金協会との協
ロ保険引受案件及び大ロ保 議、融資機関との適切
金請求案件の事前協議を なりスク分担、情報の
件について確実に実施す 共有等の取組は行われ
ているか
融資機関との適切なリス
分担を図るとの観点から、
負担や国庫負担
けることに留意
現在実施している部
ナルティー方式
(代位弁済時等に一定額を
融資機関が負担する方式)等
ついて導入効果を

Ð	業信用基金協会との意見交換 等を行うなど連携を深めつ つ、必要に応じて方策を拡充 + 2		,通写引带多件の事物》:1 86%,事即招議室
漁業信用基金協会及び融資機関と連携しながら、被保証者及び貸付先の財務状況等を踏まえ、保険引受審査、保険金支払審査等に係る情報の共有及び意見調整を着実に行う。また、必要に応じ漁業信用基金協会が行う期待業信用基金協会が行う期間を開める著を求めるなど、	など連携を深めつ 1応じて方策を拡充		大学記 1、00.70、十分十分十分 1、1、1、1、1、1、1、1、1、1、1、1、1、1、1、1、1、1、1
	:応じて方策を拡充	うなど連携を深めつつ、必要	施案件の事故率:0.43%)、平成31年4月に
		に応じて方策を拡充する。	は、より効率的な審査業務となるよう、大口
£.		ウ 漁業信用基金協会及び融	保険引受案件の事前協議の特例について、優
•	ウ 漁業信用基金協会及び融	資機関と連携しながら、被保	良経営体に係る事務手続きの簡素化を行っ
	資機関と連携しながら、被保	証者及び貸付先の財務状況	
	賞付先の財務状況	等を踏まえ、保険引受審査、	
	(、保険引受審査、	保険金支払審査等に係る情	〇 上記の業務運営の検証委員会の結果につい
	払審査等に係る情	報の共有及び意見調整を着	ては、令和2年1月に開催したリスク管理委員
	及び意見調整を着	実に行う。また、期中管理の	会及び2月に開催した漁業信用保険業務運営
保険事政の未然防止に努め 美に行う。	実に行う。また、必要に応じ	実施状況について意見交換	委員会において説明・意見交換を行った。
	漁業信用基金協会が行う期	等を実施し、必要に応じ漁業	その内容は、信用基金ウェブサイトで公表し
_	中管理の改善を求めるなど、		ている。
コ期目標期間中の保険事 保険	事故の未然防止に努め	理の改善を求めるなど、保険	https://www.iaffic.go.ip/whats kikin/un
対率(直近10年の平均率績・ ろ 。		事故の未然防止に努める。	
		[拉林]	
S外部要因> C C	4 中期日煙期間中の保険事	中期日標期間中の保険事	つ 保険引命報本 保険余せ払 報本に係る情報の井
# XX ±.	5%に下	\$	1
		又件:0. 32%文:	冬今時光陽湖十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二
情勢、国際境境の変化、災害			
の発生、法令の変更等の影響			ζ,
を受けるものであるため、評			に、意見調整を着実に行った。
価において考慮するものと			
42,			〇 求償権の回収促進のため求償権残高を有す
			N
			の「は4.7~米」ので、「200~~)の「20~~)の「20~~)の「20~~)の「20~~)の「20~~)の「20~~)の「20~~)の「20~~)の「20~~)の「20~~~)の「20~~~)の「20~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~
			コダロ条領に戻り国が「勝戦の米別との京し、今番者・ナー・サイゼイン、 コイクがく ダイロー
			同権を有りの数型協労から、代型井戸の発力・シャンをはなく。 かい かいかい きょうしょく はいかい きょうしょく はいかい きょうしょく しょく はいきょう かいかい しょう はいしょう かいかい しょうしょう
			込みや祝宛の水厍事情について、守せて岩姫し
			15.0
			〇 保険事改率の抗減を図るだめ、毎田協定におってのは、中では、中では、中では、中では、中では、中では、中では、中では、中では、中で
			「1の朱龍旬笏の朔中官」年の収拾でより刻来的「十世子・1・1・1・1・1・1・1・1・1・1・1・1・1・1・1・1・1・1・1
			「文振 (さるよう都たな助队事業の使罰を行 こったっした。 (中代に十二)
			し、令和2年度からの美施に向けて王務省と協
			職を行った。

4. 主務大臣による評価
主務大臣による評価
郭定B
〈評定に至った理由〉 自己評価の「B」との評価結果が妥当であると確認できたため。

く指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策>

<その他事項>

漁業信用保険業務一求償権の管理・回収の取組

 1. 当事務及び事業に関する基本情報

 第1-3-(3)
 漁業信用保

2. 主な経年データ	評価対象となる指標	回収金収入実績(百万円)	回収向上に向けた取組の 実施状況	回収見込調査実施回数	求償権を有する漁業信 用基金協会との個別協 議実施率
	指標	I		年2回以上	17%/8
	(参考) 平成 29 年度 (2017 年度)	0/1		回 乙	100%
	30 年度 (2018 年度)	8/9		2回	100%
	令和元年度 (2019 年度)	296		2回	100%
	2年度 (2020年度)				
	3年度 (2021年度)				
	4年度 (2022年度)				
	(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報				

	中一	自己評価	<自己評価>	郭定:B	回収実績の進捗管理	質管 や基金協会との個別	当の 協議の実施等、回収 ■ ■ ■ ■ ■ ■ ■ ■ ■ ■ ■ ■ ■ ■ ■ ■ ■ ■	会・ 向上に向けた取組を	●本 着実に行ったことか	ら、Bとする。	60	を実 <課題と対応>	1		回じ	回収	5助	の管	24	回	
	法人の業務実績・自己評価	業務実績	く主要な業務実績>	〇 回収見込調査は2回実施した。		○ 基金協会・支所から提出された「求償権分類管	理表」に基づき、求償権回収方針や求償債務者の	現況について、求償権を有する全ての基金協会・	支所と個別協議を実施した(個別協議実施率	100%)。	このうち、上半期の回収実績の進捗率が低い9	基金協会・支所について、下半期に個別協議を実	施した。		○ 保険金支払に係る求償権の早期かつ円滑な回	収を図るため、各基金協会に対して助成金(回収	奨励金)を交付した。また、基金協会に対する	成事業については、基金協会における求償権の	理・回収の促進の取組をより効果的に支援でき	よう仕組みを検討し、令和2年度からの実施に	けて主務省と協議を行った。
	単い 単い 単い 十	土・45計画指係	く主な定量的指標>	なし		<その他の指標>	〇 回収向上に向けた	取組の実施状況	· 回収見込調査実施	回数:年2回以上	・ 求償権を有する漁	業信用基金協会との	個別協議実施率:	87%以上		<評価の視点>	求償権の回収向上に向	けて、回収見込調査、個	別協議等の取組は行わ	れているか	
己評価	#	国温受井	(3) 求償権の管理・回収の取組	漁業信用基金協会の求償権	の行使による回収については、	回収実績の進捗管理や漁業信	用基金協会との個別協議の実	施等、回収向上に向けた取組を	着実に行う。	【指標】	〇 回収向上に向けた取組の	実施状況	 回収見込調査実施回数:年 	2回以上	・ 求償権を有する漁業信用基	金協会との個別協議実施率:	87%以上				
計画、業務実績、年度評価に係る自己評価	田花里士	国温茶子	(3) 求償権の管理・回収の取組	漁業信用基金協会の求償権	の行使による回収については、	回収実績の進捗管理や漁業信	用基金協会との個別協議の実	施等、回収向上に向けた取組を	着実に行う。	【指標】	〇 回収向上に向けた取組の	実施状況	回収見込調査実施回数:年	2回以上	・ 求償権を有する漁業信用基	金協会との個別協議実施率:	87%以上				
3. 各事業年度の業務に係る目標、	甲口罪士	于翌口条	(3) 求償権の管理・回収の取組	漁業信用基金協会の求償権	の行使による回収については、	回収実績の進捗管理や漁業信	用基金協会との個別協議の実	施等、回収向上に向けた取組を	着実に行う。	【指標】	〇 回収向上に向けた取組の	実施状況(回収見込調査実施	状況、個別協議実施状況等)								

4. 主務大臣による評価	
主務大臣による評価	
郭定	В
〈評定に至った理由〉 自己評価の「B」との評価結果が妥当であると確認できたため。	
く指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策>	
くその他事項>	
5. その他参考情報	

漁業信用保険業務一利用者のニーズの反映等

 1. 当事務及び事業に関する基本情報

 第1-3-(4)
 漁業信用保

2. 主な経年データ								
評価対象となる指標	指標	(参考) 平成 29 年度 (2017 年度)	30 年度 (2018 年度)	令和元年度 (2019 年度)	2年度 (2020年度)	3年度 4 (2021年度) (202	4年度 (2022年度) 当該年度ま [·]	(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報
利用者へのアンケート調 査による意見募集回数	年1回以上	I	——————————————————————————————————————	<u>-</u>				
漁業信用基金協会、融資 機関等関係機関との情報・意見交換回数	年7回以上	I	0 亿	回 8				
現地水産関係団体との情報・意見交換回数	年3回以上	I	2	3 🗈				
3 各事業年度の業務に係る目標	画	業務実績、年度評価に係る自己評価	三二章					
	Í	10 KE 1 I KE 1 KE 1 KE 1 KE 1 KE 1 KE 1 KE	1	H 1	日本 公子 大		法人の業務実績・自己評価	申
中期目標		田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田	4英	英計画	王な評価指標	**	業務実績	自己評価
(4) 利用者のニーズの反映等 漁業信用保証保険制度の利	4)	利用者のニーズの反映等 漁業信用保証保険制度の利		利用者のニーズの反映等 漁業信用保証保険制度の利	く主な定量的指標> なし	く主要な業務実績> 〇 制度に関する利用	要な業務実績> 制度に関する利用者のニーズを把握すると	
用者の意見募集を幅広く定期なにつまた。		用者の意見募集を幅広く定期からによった。	用者の意見募	募集を幅広く定期によった。	10年代 10年代	もに、業務処理方法に関えませ、	もに、業務処理方法についての点検及び見直しを 阿フナ は 到田老・のコ、レー・ドープ 発目音体	
ろこむりんから、野気飯配から、野気を取りません。		でに行ってもに、腎気兪困なは、またして、一つには、	でしたしいが、	でしたりののもに、野河飯選がは、一代には、		図のため、心圧血への	アノケートによの息兄が	トしよシーースやゴ・ゴ・ゴ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
漁業者等の全国団体等との情 報及び意見交換を通じて、本制		漁業者等の全国団体等との情 報及び意見交換を通じて、本制	漁業者等の報及び意見:	漁業者等の全国団体等との情 報及び意見交換を通じて、本制	〇 利用者ニースの反映等状況	を 1 回行った。利用: 漁業収入安定対策 (4	を1回行った。利用者へのアンケートを踏まえ、漁業収入安定対策 (積立ぷらす) の加入者に対す	て、 握するとともに、漁 ず 業信用保証保険制度
度に関する利用者のニーズを		する利用者のニーズを		度に関する利用者のニーズを	・ 利用者へのアンケ	る特例保険料率の導	る特例保険料率の導入について検討を行い、主務	
把握し、業務運営への適切な反		把握し、業務運営への適切な反		把握し、業務運営への適切な反	一ト調査による意見	省と協議を開始した。		進に取り組んだ。ま
映と本制度の円滑な運営を図		制度の円滑な運営を図	映と本制度	の円滑な運営を図	募集回数:年1回以			
るために必要な運用の見直し		るために必要な運用の見直し	Inti	要な運用の見直し		〇 基金協会の各地区	基金協会の各地区ブロック会議、連絡協議会等	
を行うほか、災害発生時等に必ずにエニーに		を行うほか、災害発生時等に必ずにエニュニュニュニュニュニュニュニュニュニュニュニュニュニュニュニュニュニュニュ	を行うほか、ジェニュニュー	災害発生時等に必ずである。	类	において意見交換を	において意見交換を8回行った。また、現地水産門ケアにはなままに、ホーン・キョーがよっ口	産し、基金協会等と連
要に応じて相談窓口を開設し、後継行田中をおめるのではは、		罗に応じて相談窓口を開設し、後継行用するなみを「連推」	解に応じて相 海帯 中田 草 今	罗に応じて相談窓口を開設し、 後業 声田 草 夕 技 今 年 「 当 権	(4) 型質機関帯関係(4) 型型(5) 型型(6) 型型(6) 型型(7) 型(7) 型<	関係団体寺を訪問し幅広く恵見父徴を +-	幅広へ高見父徴を3回行つ	
派米市五巻田 恵女中 1年7月1日 大姓応する。	د	無米 15 日本 3 世 3 日本 2 日本 3 日本 3 日本 4 日本 4 日本 4 日本 4 日本 4 日本 4	無米市日報用	nsm を手て連接しまた、相談や苦情	被离COJIT新·尼克 交換回数:年7回以	0.17		,
【指標】	一枚二排	等に対して適切に対応する。	1310	等に対して適切に対応する。	4	〇 漁業信用保証保険	漁業信用保証保険制度の普及推進・利用促進に	に <課題と対応>
〇 利用者ニーズの反映等状	【指標		【指標】		現地水産関係団体	向けて、水産加工業者	向けて、水産加工業者向け及び養殖業者向けの現	現 —
況(意見募集や情報・意	0	利用者ニーズの反映等状	人村田者二	ニーズの反映等状	との情報・意見交換	状と課題について取	状と課題について取りまとめ、令和2年2月に開	置
換等の実施状況、相談窓口開	(口開) 況		兴		回数:年3回以上	催した漁業信用保険	催した漁業信用保険業務運営委員会において説	記
設回数等)	•	利用者へのアンケート調査	利用者への	利用者へのアンケート調査		明・意見交換を行った。	ι'L	
	いおい	による意見募集回数: 年1回	による意見	による意見募集回数: 年1回	<評価の視点>	その内容は、信用基	その内容は、信用基金ウェブサイトで公表して	٧
	対ド		以上		制度の利用者のニーズ	いる。		
		漁業信用基金協会、融資機	漁業信用表	漁業信用基金協会、融資機	を把握し、業務運営に	https://www.jaff	https://www.jaffic.go.jp/whats_kikin/unei	•
		関等関係機関との情報・意見	関等関係機関	関等関係機関との情報・意見	反映させる取組は行わ	/uneiiinkai-gyo.html	=	
		父聚回数:牛/回以上品品,中年10年		: 年 / 回以上 #	れているか		4 - 1 1 1 4 4 4 4 4 4 4	-
	• 規:	現地水産選条団体との情報の単一を目がある。	現地水庫関係回、 語・音目な場回数。			つ 加風帯の災害によっ腹が作の影響を思	台風寺の災害による彼害や新型コロナワイルフ 原込庁の影響を写けた後業を知る対象に る今	
	TH.	10日、十、日本日本	************************************	 		くぶ米沢くが声に入	へいる プロヤロメント	Ħ

국	の円滑な融通、既貸付金の償還猶予等談窓口を速やかに開設した(6回)。	の円滑な融通、既貸付金の償還猶予等に関する相 談窓口を速やかに開設した(6回)。
4. 主務大臣による評価		
	主務大臣による評価	
評定		a
く評定に至った理由> 自己評価の「B」との評価結果が妥当であると確認できたため。		
く指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策>		
<その他事項>		
5. その他参考情報		

1. 当事務及び事業に関する基本情報	する基本情報							
第1-3-(5)	漁業信用保険業務-	漁業信用保険業務ー事務処理の適正化及び迅速化	なび迅速化					
2. 主な経年データ								
サード・サード 土 ゴッ	Ť Ę	(参考)	30 年度	令和元年度	2年度	3年度	4年度	(参考情報)
評価対象となる指標	指標	平成 29 年度 (2017 年度)	(2018年度)	(2019年度)	(2020年度)	(2021年度)	(2022年度)	当該年度までの累積値等、必要な情報
業務処理方法についての 点検及び見直しの検討	年1回以上	I	1回	1				
標準処理期間内の処理								
保険通知の処理・保険	37 ⊟	100.0%	100 0%	100 0%				
料徴収								
保険金支払審査	25 日	100.0%	100.0%	100.0%				
納付回収金の収納	日 67	100.0%	%0 ·001	100.0%				
長期資金貸付審査	償還日と同日付 貸付	100.0%	100.0%	100.0%				
短期資金貸付審査	8日	-	100.0%	100.0%				
担当部署及び会計部署に	年日1回以上	年1001円	1 に回1 日英	何日1回以上				
おける点検実施回数	1 3 - 5 - 5 - 5 - 5 - 5 - 5 - 5 - 5 - 5 -	1 3 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	 	 				

3. 各事業年度の業務に係る目標、	計画、業務実績、年度評価に係る自	己評価			
甲二二十	里特罪中	里特畢事	野引型/延二十	法人の業務実績・自己評価	
中朔 日炼	_) 호리	土、み計111111111111111111111111111111111111	業務実績	自己評価
(5) 事務処理の適正化及び迅速	(5) 事務処理の適正化及び迅速	(5) 事務処理の適正化及び迅速	く主な定量的指標>	く主要な業務実績>	<自己評価>
和	劧	劧	なし	ア 業務処理方法についての点検及び見直しの実	評定:B
利用者の手続面での負担の	利用者の手続面での負担の	利用者の手続面での負担の		施状況	アンケートにより得
軽減や業務の質的向上を図る	軽減や業務の質的向上を図る	軽減や業務の質的向上を図る	<その他の指標>	〇 前年度に実施した利用者アンケートを踏ま	られた利用者からの
ため、次の事項を実施し、適正	ため、次の事項を実施し、適正	ため、次の事項を実施し、適正	〇 業務処理方法につ	えて、平成31年4月から大口保険引受の事前	意見を踏まえて、大
な事務処理を行うとともに、そ	な事務処理を行うとともに、そ	な事務処理を行うとともに、そ	いての点検及び見直	協議の事務手続の簡素化や保証保険契約申込	ロ保険引受の事前協
の迅速化を図る。	の迅速化を図る。	の迅速化を図る。	しの実施状況	書の添付書類の簡素化を行った。	議の事務手続の簡素
ア 保険引受、保険金支払等の	ア保険引受、保険金支払等の	ア 保険引受、保険金支払等の	業務処理方法に		化等を実施した。
各業務について、利用者の利	各業務について、利用者の利	各業務について、利用者の利	ついての点検及び	〇 この他、事務処理の適正化について、公文書	一方、公文書の発出
便性の向上等に資する観点	便性の向上等に資する観点	便性の向上等に資する観点	見直しの検討:年	の発出については、起案者と照合者の2名によ	に係る事務処理が適
から、事務手続の簡素化等業	から、事務手続の簡素化等業	から、事務手続の簡素化等業	1回以上	り、決裁終了後の起案に添付されている施行文	切に行われなかった
務処理の方法について毎年	務処理の方法について毎年	務処理の方法について点検	業務処理方法に	と、押印・発送用に作成した施行文を声に出し	事案等があったが、
度点検を実施し、必要に応じ	度点検を実施し、必要に応じ	を実施し、必要に応じて見直	ついての見直しの	て読み合わせを行うなど、事務処理の適正化に	適切な処理を行うと
て見直しを行う。	て見直しを行う。	しを行う。	実施状況	努めることとなっていたが、令和元年 10 月9	ともに、再発防止策
【指標】	【指標】	【指標】	〇 担当部署及び会計	日付け施行の信用基金から2協会に発出した	を講じた。
〇 業務処理方法についての	〇 業務処理方法についての	〇 業務処理方法についての	部署における点検実	文書について、失念により読み合わせを行わ	上記を踏まえ、概ね
点検及び見直しの実施状況	点検及び見直しの実施状況	点検及び見直しの実施状況	施回数:每月1回以	ず、「元号」部分を「令和」とすべきところ「平	計画が達成されてい
イ保険引受、保険金支払等の	・ 業務処理方法についての点	・ 業務処理方法についての点	ᆚ	成」と誤記載した事案が発生した。	ることから、Bとす
業務について、審査等の適正	検及び見直しの検討:年1回	検及び見直しの検討:年1回		その後速やかに2協会に対して修正文書を	%
性を確保しつつ、標準処理期	干价	计片	く評価の視点>	発出した。	
間内に案件の処理を行う。	・ 業務処理方法についての見	・ 業務処理方法についての見	利用者の手続面での負	再発防止策として、起案文書に送付先名が記	く課題と対応>
<目標水準の考え方>	直しの実施状況	直しの実施状況	担の軽減や業務の質的	載されており、各協会宛てに送付するものを添	ı
		C			

国標(83%以上の処理)の番 集な達成が見込めるため、本 中期目標期間においては、一 層の業務の見直しによる業 務処理の迅速化を求めるた め、目標を15 ポイント引き 上げ、全ての案件を標準処理 期間内に処理することが適 なお、利用者からの提出書 類・データの不備の補正に要 した期間など、信用基金の責 めに帰すべき事由とならな いものについては、標準処理 期間から除くことが適当。 ウ 保険料の誤徴収事案等の 再発防止策を踏まえ、保険料 及び貸付金利息の徴収に当 たっては、請求・納入の都度、 租当部署及び会計部署にお いて正確性の点検を実施し、 保険料や貸付金利息の徴収に当 また、貸付金利息の徴収に当 また、貸付金利息の徴収に当 たっては、請求・約入の都度、 また、貸付金利息を選択に 無実に回収する。 また、貸付金利息を確実	 素がについて、番舎等の過程性を確保しつつ、以下の標準行う。 (ア)保険通知の処理・保険料徴収 37日 (イ)保険金支払審査 25日 (ウ)物付回収金の収納 29日 (エ)賞付審査 漁業長期資金 8日 ウ 保険料の誤徴収事案等の 再発防止策を踏まえ、保険料の 20日 ウ 保険料の誤徴収事案等の 再発防止策を踏まえ、保険料及 20日 ウ 保険料の誤徴収事率等の 再発防止策を踏まえ、保険料及 20日 (エ) (1) (2) (2) (4) (4) (4) (4) (5) (5) (4) (4) (4) (4) (4) (4) (4) (4) (4) (4	業務について、番倫寺の適出 性を確保しつつ、以下の標準 行う。 (7) 保険通知の処理・保険料 徴収 37 B (イ) 保険金支払審査 25 B (上) 資付審査 漁業長期資金 8 B ウ 保険料の誤徴収事案等の 関選日と同日付貸付 漁業短期資金 8 B ウ 保険料の誤徴収事案等の 日当部署及び会計部署にお いて正確性の点検を実施し、 保険料や貸付金利息の徴収に当 たっては、請求・納入の都度、 担当部署及び会計部署にお に徴収する。 また、貸付金については、 また、貸付金については、 また、貸付金については、 また、貸付金については、 また、貸付金については、 また、貸付金については、 また、貸付金については、 また、貸付金については、 また、貸付金については、 を選集に回収する。 また、貸付金利息を確実 に数収する。 また、貸付金については、 を選集に回収する。 また、貸付金については、 を選集に回収する。	心理の適止化及り迅速 化に向けた取組は行わ れているか	により、次数終了後の起業に添付されている施 行文と、押印・発送用に作成した施行文を声に 出して読み合わせを行うことの施行状況を点 検、検証したうえで更に励行することとし、そ の対応策に沿って対応した。 中 の対応策に沿って対応した。 の 保険料及び貸付金利息等の確実な徴収 保険料や貸付金利息等の確実な徴収 保険料や貸付金利息等の確実な徴収 保険料や貸付金利息等の確実な徴収 保険料を貸付金利息等の確実な徴収 保険料を貸付金利息等の確実な徴収 は一 は一 は一 は一 は一 は一 は一 は一	
4. 主務大臣による評価		主務大臣による評価	9評価		
野定	F定 F定に至った理由> 自己評価の「B」との評価結果が妥当であると確認できたため。			В	
<指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策> < その他事項>	改善方策>				
5. その他参考情報					

1. 当事務及び事業に関する基本情報	関する基本情報							
第1-4	農業保険関係業務							
7. 土労や格中ナーダナーシャー・カー・カー・カー・カー・カー・カー・カー・カー・カー・カー・カー・カー・カー				十四一二二十四十二十四十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十	7 14 40 7			
土安々参有相標情報			土安はイノノット情報(財務順	(財務) 育報及の人員に関9の 育報/	る「肩靴)			
農業保険関係業務 (1) 農業保険関係	関係業務 農業保険関係業務についての情報提供の充実及び利用者の意見の反映	利用者の意見の反映		平成 30 年度 (2018 年度)	令和元年度 (2019 年度)	2年度 (2020年度)	3年度 (2021年度)	4年度 (2022年度)
 (2) 共済団体等にx	共済団体等に対する貸付業務の適正な実施	(第1—4—(1)参照) (第1—4—(2)参照)	予算額(千円)	117, 321, 504	161, 344, 943			
			決算額(千円)	403, 700	1, 015, 949			
			経常費用(千円)	14, 187	14, 585			
			経常収支(千円)	5, 575	177			
			行政コスト (注) (千円)	△5, 549	14, 630			
			従事人員数 (人) ※期首の全体数	×110	% 108			
			(注) 「行政コスト」欄について	,	平成 30 年度は「行政サービス実施コスト」	ệ施コスト」である。	8°	
3. 各事業年度の業務に係る目標	、計画、業務実績、	年度評価に係る自己評価						
	# D # T	- 	H +		法人(法人の業務実績・自己評価	3評価	
	中期日標	中朔計画	牛庚計画	業務実績		iel	自己評価	
第3 国民に対して提供 の向上に関する事項 4 農業保険関係業務 (1) 農業保険関係業 利用者の意見の反映 (2) 共済団体等に対	国民に対して提供するサービスその他の業務の質上に関する事項 集保険関係業務 農業保険関係業務についての情報提供の充実及び 用者の意見の反映 (第1—4—(1)参照) 共済団体等に対する貸付業務の適正な実施 (第1—4—(2)参照)	第1—4—(1)及び(2) を参照。	同左	回本	評定:B 2項目の小項 険関係業務」	目についてはB評値についてはB評値	評定:B 2項目の小項目についてBとしたことから、中項目「4 険関係業務」についてはB評価とする。	田 「4 農業 業業
4. 主務大臣による評価	E							
			士黎大田厂上 ろ亞価					

		8		農業保険関係業務」についてはB評価とする。
4. 土然入田にその評価	主務大臣による評価	郭定	く評定に至った理由>	2項目の小項目のうち、2項目でBとなり、「独立行政法人農林漁業信用基金の業務の実績に関する評価の基準」に基づき評価を行った結果、中項目「4 鳥

く指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策>

(2項目×2点)/(2項目×2点)=100% ※算定にあたっては、評定毎の点数を、S:4点、A:3点、B:2点、C:1点、D:0点としている。

くその他事項>

5. その他参考情報 農業保険関係勘定において、決算額を予算額が大幅に下回っているが、これは、災害の発生が当初の見込みを下回ったこと等により貸付が計画を下回ったことが主な要因であるため、過去の災害実績を勘案 して設定した予算額に対し、決算額が乖離していることは、やむを得ないものと考える。

1. 当事務及び事業に関する基本情報	する基本情報							
第1-4-(1)	農業保険関係業務一	務一農業保険関係業務	農業保険関係業務についての情報提供の	う充実及び利用者の意見の反映	1見の反映			
2. 主要な経年データ								
部価対象レガス指揮	抗菌	(参考)	30 年度	令和元年度	2年度	3年度	4年度	(参考情報)
円両公外のから記録	181%	0174	(2018年度)	(2019年度)	(2020年度)	(2021年度)	(2022年度)	当該年度までの累積値等、必要な情報
農業共済団体等への農業	A 	3回	回 01	18 回				
保険関係業務の周知回数	4 - 回 女上							
3. 各事業年度の業務に係る	目標、計画、	業務実績、年度評価に係る自己評価	る自己評価					
							が日光帯(一十)	五十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二

3. 各事業年度の業務に係る目標、	計画、業務実績、年度評価に係る自	日評価			
# [學士等七	7	# 3 ± 1 ± 1 ± 1 ± 1	法人の業務実績・自己評価	
上 郑 口 徐	国世孫士	中没可回	土~計画相係	業務実績	自己評価
4 農業保険関係業務	4 農業保険関係業務	4 農業保険関係業務	く主な定量的指標>	く主要な業務実績>	<自己評価>
(1) 農業保険関係業務について	(1) 農業保険関係業務について	(1) 農業保険関係業務について	なし	〇 農業保険関係業務についての情報提供の充実	評定:B
の情報提供の充実及び利用者	の情報提供の充実及び利用者	の情報提供の充実及び利用者		NOSAIイントラネットに、以下の情報を掲	情報提供の充実及び
の意見の反映	の意見の反映	の意見の反映	くその他の指標>	載した。	利用者の意見の反映
信用基金の農業保険関係業	信用基金の農業保険関係業	信用基金の農業保険関係業	〇 農業共済団体等へ	① 農業保険関係業務の概要(平成31年度版)	に取り組んだことか
務の役割や手続きについて、利	務の役割や手続きについて、利	務の役割や手続きについて、利	の農業保険関係業務	② 農業共済組合等の財務状況調査結果	ら、Bとする。
用者等に対し、図表なども含め	用者等に対し、図表なども含め	用者等に対し、図表なども含め	の周知回数:年1回	③ 貸付金利の変更(16回)	
て分かりやすい形で周知する	て分かりやすい形で周知する	て分かりやすい形で周知する	以上		く課題と対応>
など情報提供の充実を図ると	など情報提供の充実を図ると	など情報提供の充実を図ると		〇 全国会長会議等の全国会議において、農業保険	ı
ともに、利用者からの意見募集	ともに、利用者からの意見募集	ともに、利用者からの意見募集	く評価の視点>	関係業務の業務実績等について説明した。	
を幅広く定期的に行い、業務運	を幅広く定期的に行い、業務運	を幅広く定期的に行い、業務運	利用者に対する情報提		
営に適切に反映させる。	営に適切に反映させる。また、	営に適切に反映させる。また、	供の充実、意見募集を	○ NOSAIイントラネットを活用して、利用者	
【指標】	相談や苦情等に対して適切に	相談や苦情等に対して適切に	行い、業務運営に反映	から意見募集を行った。	
〇 農業共済団体等への農業	対応する。	対応する。	させる取組は行われて		
保険関係業務の周知状況	【指標】	【指標】	いるか		
	〇 農業共済団体等への農業	〇 農業共済団体等への農業			
	保険関係業務の周知回数:年	保険関係業務の周知回数:年			
	1回以上	1回以上			

4. 主務大臣による評価	
主務大臣による評価	
强 中	æ
ļ	נ
く評定に至った埋田>	
自己評価の「B」との評価結果が孕当であると確認を考たため。	

く指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策>

<その他事項>

1. 当事務及び事業に関する基本情報 第1-4-(2) 農業保険関係業務-共済団体等に対する貸付業務の適正な実施

2. 主な経年データ									
評価対象となる指標	指標	(参考) 平成 29 年度 (2017 年度)	30 年度 (2018 年度)	令和元年度 (2019 年度)	2年度 (2020年度)	3年度 (2021年度)	4年度 (2022年度)	(参考情報) 当該年度までの累積値等、	(参考情報) の累積値等、必要な情報
標準処理期間									
貸付審査	4 B	100.0%	100.0%	100.0%					
3. 各事業年度の業務に係る目標	、計画、	業務実績、年度評価に係る自己評価	自己評価						
甲口异十		出る。	一	11.11.11.11.11.11.11.11.11.11.11.11.11.	十十二十十二十十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十		法人の業務実績	実績・自己評価	
中朔日倧		中朔計画	平皮計画	二二	土'み計' 四指係		業務実績		自己評価
(2) 共済団体等に対する貸付業	(2)	共済団体等に対する貸付業	(2) 共済団体等に対す	に対する貸付業	く主な定量的指標>	く主要な業務実績	実績 >		〈自己評価〉
務の適正な実施	務の適ご	務の適正な実施	務の適正な実施	ਕਿ	なし	ア 民間金融	民間金融機関から融資を受けるよう促進	るよう促進	評定: B
ア 共済団体等に対する貸付	Α.	共済団体等に対する貸付	~	共済団体等に対する貸付		SON O	NOSAIイントラネットや、全国会長会議	や、全国会長会議	共済団体等に対する
業務は、農業共済制度及び農		は、農業共済制度及び島		業務は、農業共済制度及び農	<その他の指標>	等の全国	等の全国会議を通じて、共済団体等に対して、	団体等に対して、	貸付業務の適正な実
業経営収入保険事業の円滑		業経営収入保険事業の円滑		業経営収入保険事業の円滑	なし	民間金融	民間金融機関から融資を受けるよう促した。	るよう促した。	施に取り組んだこと
な実施を担保するためのセ		施を担保するための も		な実施を担保するためのセ	!			1	から、Bとする。
ーフティネットであること		ーフティネットであること		ーフティネットであること	<評価の視点>	団族 ボ O	共済団体に対し、台風第 15 号及び第 19 号に	号及び第 19 号に	
を踏まえ、大災害時等の		まえ、大災害時等の緊急		を踏まえ、大災害時等の緊急	共済団体等に対して、		より被災した農業者に対する共済金の支払い	共済金の支払い	<課題と対応>
的な対応を除き、信用基金か		的な対応を除き、信用基金か		的な対応を除き、信用基金か	民間金融機関から融資		に必要な資金の貸付けを2回行った。	うった。	ı
ら共済団体等に対し、民間金		ら共済団体等に対し、民間金	の共済団	体等に対し、民間金	を受けるよう促す取組	ے 	いずれの貸付けについても、		
融機関からの融資を受い		融機関からの融資を受ける	融機関か	らの融資を受ける	が行われているか。適	•	当該借入申込みが大災害時等の緊急的な	時等の緊急的な	
よう促す。	よう	よう促す。	よう促す。		正な事務処理が行われ		対応かどつか		
その上で、共済団体等に対		その上で、共済団体等に対		その上で、共済団体等に対	ているか	- 緊急	緊急的な対応ではない場合、民間金融機関	3、民間金融機関	
し貸付けを行う場合は、迅速		し貸付けを行う場合は、迅速	し貸付け	し貸付けを行う場合は、迅速		からの	からの融資を検討した上で信用基金から借	信用基金から借	
かつ着実に実施するため、貸		かつ着実に実施するため、貸		に実施するため、貸		入れを	入れを行うこととした理由		
付審査の適正性を確保しつ				付審査の適正性を確保しつ		を内容と	内容とする調書を徴求した。		
つ、標準処理期間内に全ての		つ、標準処理期間(4日)内		つ、標準処理期間(4日)内					
案件を処理する。	נו	に全ての案件を処理する。		に全ての案件を処理する。		○ 事務は	事務は、標準処理期間内に全て処理を行っ	全て処理を行っ	
イ 貸付金利については、貸付	7	貸付金利については、貸付	+	貸付金利については、貸付		た。			
目的、調達コスト、市中金利		目的、調達コスト、市中金利		目的、調達コスト、市中金利					
等を考慮した適切な水準に		等を考慮した適切な水準に		等を考慮した適切な水準に		イ 適切な水	適切な水準の貸付金利の設定		
設定する。	読	設定する。	iliid			〇 貸付金	貸付金利について、農業共済団体等にとって	F団体等にとって	
│ ウ 貸付金及び貸付金利息	Ð	貸付金及び貸付金利息に	Ð	貸付金及び貸付金利息に		過大な負	過大な負担にならないよう、市中金利と同程度	中金利と同程度	
ついては、定められた期日に		ついては、定められた期日に	ついては、	定められた期日に		の水準(作	の水準(借入申込み期間に相当する全銀協日本	する全銀協日本	
確実に回収する。		確実に回収する。	確実に回	収する。		⊞ T I B	円TIBORレートに、一定の率を上乗せ)と)率を上乗せ)と	
						L, 0.21	し、0.217%の水準に設定した。	0	
						一つ 可付金及一 できずる	質付金及び貸付金利息の確実な回収 はけるないでは、 はんなみがは仕る到自にのいて むないれた	は回収 がんしょ	
						毌	買いまなり買い 単色あってい	, し、ため、りょい	
						g J ₹	って上段回状でた。		

主務大臣による評価	
海 克	8
<評定に至った理由> 自己評価の「B」との評価結果が妥当であると確認できたため。	
く指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策>	
くその他事項>	
5. その他参考情報	

1.当事務及び事業に関する基本情報						
第1-5 漁業災害補償関係業務						
2. 主要な経年データ						
主要な参考指標情報	主要なインプット情報(財)	(財務情報及び人員に関する情報)	する情報)			
漁業災害補償関係業務 (1) も豊宗宇は陰間及業数トつハケの棒数担併の女害なだ利用多の音目の后面		平成 30 年度	令和元年度 (2010年度)	2年度 (2020年度)	3年度	4年度(2002)年度)
派米父可福度因ぶ米なこう。この言葉などに大久ららららららら		(女)十 (2010年)	(女)十ら107)	(女)十 (77)	(女(十 1707)	(女(十 7707)
(第1―5―(1)参照) (2) 共済団体に対する貸付業務の適正な実施 (第1―5―(2)参照)	予算額(千円)	28, 431, 756	28, 428, 508			
	決算額(千円)	14, 149	17, 120			
	経常費用(千円)	9, 703	15, 988			
	経常収支(千円)	∆3, 820	△9, 952			
	行政コスト(注)(千円)	2, 630	15, 992			
	従事人員数(人) ※期首の全体数	×110	×108			
	(注)「行政コスト」欄について、平成30年度は「行政サービス実施コスト」である。	いて、平成30年度1	よ「行政サービス	実施コスト」であ	2 °	

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度計	年度評価に係る自己評価			
單口罪士	7=44	#		法人の業務実績・自己評価
- 子粉 工係	王秀三国	中海山画	業務実績	自己評価
第3 国民に対して提供するサービスその他の業務の質	第1—5—(1)及び(2)	同左	同左	評定:B
の向上に関する事項	を参照。			2項目の小項目のうち、1項目については実績がなく、残る1項
5 漁業災害補償関係業務				目についてBとしたことから、中項目「5 漁業災害補償関係業
(1) 漁業災害補償関係業務についての情報提供の充実				務」についてはB評価とする。
及び利用者の意見の反映				
(第1—5—(1)参照)				
(2) 共済団体に対する貸付業務の適正な実施				
(第1—5—(2)参照)				

4. 主務大臣による評価	
主務大臣による評価	
評定	8
く評定に至った理由>	
田坊 4-74 担碍下了中心,我有多过给了千田小家中多女有的心体的计算一样的小女子。 14 14 15 16 16 16 16 16 16 16 16 16 16 16 16 16	1、《集》一个节目。 多类《中华帝国》

2項目の小項目のうち、1項目でB、1項目で評価の対象外となり、「独立行政法人農林漁業信用基金の業務の実績に関する評価の基準」に基づき評価を行った結果、中項目「5 漁業災害補償関係業務」に ついてはB評価とする。 (1項目×2点)/(1項目×2点)=100% ※算定にあたっては、評定毎の点数を、S:4点、A:3点、B:2点、C:1点、D:0点としている。

く指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策>

くその他事項>

5. その他参考情報 漁業災害補償関係勘定において、決算額が予算額を大幅に下回っているが、これは、災害の発生が当初の見込みを下回ったこと等により貸付が計画を下回ったことが主な要因となっており、過去の災害実績 を勘案して設定した予算額に対し、決算額が乖離していることは、やむを得ないものと考える。

当事務及び事業に関する	本情報								
第1-5-(1) 漁業	業災害補償関係 達	漁業災害補償関係業務-漁業災害補償関係業務についての		情報提供の充実及び利用者の意見の反映	用者の意見の反映				
2. 主要な経年データ									
121	指標	(参考) 平成 29 年度 (2017 年度)	30 年度 (2018 年度)	令和元年度 (2019 年度)	2年度 (2020年度)	3年度 (2021年度)	4年度 (2022年度)	(参考情報) 当該年度までの累積値等、	(参考情報) の累積値等、必要な情報
漁業共済団体への漁業災 害補償関係業務の周知回 数	年1回以上	I	— —	_ Z					
3. 各事業年度の業務に係る目標	画点	業務実績、年度評価に係る自己評価	5自己評価						
1 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日		日本年七	######################################	4 申計面	十六部併加斯		法人の業務	法人の業務実績・自己評価	
中郑口徐		1 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2	¥ 	国山山	十十十二十二十十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十		業務実績		自己評価
	വ	漁業災害補償関係業務	Ω	補償関係業務	<主な定量的指標>	ш	8. 4. 4. 4. 4. 4. 4. 4. 4. 4. 4. 4. 4. 4.		<自己評価>
(1) 漁業災害補償関係業務についたの情報は無の本事をが到	€ ²)漁業災害補償関係業務についての時報は任金を発送し	≘ ²)漁業災害補償関係業務についての情報担併の本金を式到	なし	○ 漁業災害 ⁴ ☆ =	漁業災害補償関係業務についての情報提供の #	ての情報提供の	評定:B 桂恕相併代本审功 7 £
い、この消散症状の尤夫及の、田老の音目の反映		こって当報な法の元表々の4番名の普目の万字		所来の 光米 ダウベータ 可報	<からもの抗静>	元天 平成 31 年	.美 平成 31 年 4 月及び今和元年 10 月にリーフレ	0月にリーフレ	消耗症状の元素及の利用者の資産の方を
に日本の漁業災害補償関	:	信用基金の漁業災害補償関	:	信用基金の漁業災害補償関	○ 漁業共済団体への	3)	ットを作成し、信用基金ウェブサイトに掲載し	サイトに掲載し	に取り組んだことか
係業務の役割や手続きにつ		の役割や手続きについ		係業務の役割や手続きについ	漁業災害補償関係業				ら、Bとする。
て、利用者等に対し、図表など		て、利用者等に対し、図表など		て、利用者等に対し、図表など	務の周知回数:年1		https://www.jaffic.go.jp/guide/gyosai/ind	ide/gyosai/ind	
も含めて分かりやすい形で		て分かりやすい形で		らりやすい形が周	回以上	ex.html			く課題と対応>
知するなど情報提供の充実を		など情報提供の充実さ		知するなど情報提供の充実をニュー・・・・				:	ı
図るとともに、利用者からの		ともに、利用者からの。		図るとともに、利用者からの意	!	〇 漁業災害権	漁業災害補償関係業務運営委員会、全国漁業共	1会、全国漁業共	
見募集を幅広く定期的に行い、 業務運営に適切に反映させる。		見募集を幅広く定期的に行い、業務運営に適切に反映させる。		見募集を幅広く定期的に行い、 業務運営に適切に反映させる。	<評価の視点> 利用者に対する情報提	海船合連合 金 (海業共済)	済組合連合会の理事会・総会、漁業共済全国会議(漁業共済組合)を利用し	業共済全国会議 (1944) を利用し	
		相談や苦情等に対して適	また、相談	や苦情等に対して適	供の充実、意見募集を	て利用者から	て利用者からの意見の募集を行った。	0た。	
【指標】	也に対応する。	むする 。	ちに対応す	8°	行い、業務運営に反映				
〇 漁業共済団体への漁業災			【指標】		させる取組は行われて				
害補償関係業務の周知状況	o —	漁業共済団体への漁業災害補信題係業務の国知回数・	0	漁業共済団体への漁業災 補償関係業務の周知回数・	いるか				
		回以上		年1回以上					
7 计数十四一下之间用									
.				1					
				主務大臣による評価	5評価				

評定 〈評定に至った理由〉 自己評価の「B」との評価結果が妥当であると確認できたため。

く指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策>

<その他事項>

年度評価 項目別評定調書 (国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置)

情報	纟害補償関係業務一共済団体に対する貸付業務の適正な実施
1. 当事務及び事業に関する基本	第1-5-(2) 漁業

	(参考情報) の累積値等、必要な情報					中山市併	<自己評価>調売・一		く課題と対応>	ı																			
	(参考情報) 当該年度までの累積値等、				1	務実績・目己評価	事権仕たし) 6. KENK																					
	4年度 (2022年度)					法人の業務美績業務事務事業	(主要な業務実績> (母 3 由 3. み・貸付け及び同时の事績(ト・だし)																						
	3年度 (2021年度)						く主要な業務実績(供)は3円の名																						
	2年度 (2020年度)					主な評価指標	く主な定量的指標> ヵ I) 6	<その句の指標>	なし		<評価の視点>	共済団体に対して、用	間金融機関から融資を	受けるよう促す取組が	行われているか。適正	な事務処理が行われて	いるか											
	令和元年度 (2019 年度)		1			年度計画	本に対する貸付業務 Eな	工.9.2 加 中文 加 中文 日本 一 本文 日本 一 本本 日本 一 本 上 文 日 大 正 本 上 文 日 大 世 末	※は、漁業災害補償制度の円 おは、漁業災害補償制度の円	を担保するための	セーフティネットであるこ	:え、大災害時等の緊	応を除き、信用基金	団体に対し、民間金	融機関からの融資を受ける		その上で、共済団体に対し	貸付けを行う場合は、迅速か	実施するため、貸付	正性を確保しつつ、	標準処理期間(4日)内に全	ての案件を処理する。	貸付金利については、貸付	的、調達コスト、市中金利	等を考慮した適切な水準に		貸付金及び貸付金利息に	ついては、定められた期日に	スする。
	30 年度 (2018 年度)		1	1	三 三 二 二 二 二 二 二 二 二 二 二 二 二 二 二 二 二 二 二	井	(2) 共済団体に (3) (3) (4) (4) (5) (4) (5) (5) (5) (5) (5) (5) (5) (5) (5) (5) 	•								その上で	貸付けを彳	つ着実に多	審査の適	標準処理	ての案件3	イ 貸付金利	目的、調道	等を考慮	設定する。	ウ 貸付金	ついては、	確実に回収する。
	(参考) 平成 29 年度 (2017 年度)		1	1	業務実績、年度評価に係る自	中期計画) 共済団体に対する貸付業務の強にか事権	5年.6天/16年7月7日 计分时分配介置	水が上げているなられる。多は、漁業災害補償制度の円	骨な実施を担保するための	ローフティネットであるこ	とを踏まえ、大災害時等の緊	島的な対応を除き、信用基金	いら共済団体に対し、民間金	抽機関からの融資を受ける	よう促す。	その上で、共済団体に対し	貸付けを行う場合は、迅速か	つ着実に実施するため、貸付	審査の適正性を確保しつつ、	標準処理期間(4日)内に全	ての案件を処理する。	貸付金利については、貸付	目的、調達コスト、市中金利	等を考慮した適切な水準に	設定する。	貸付金及び貸付金利息に	ついては、定められた期日に	確実に回収する。
	指標			!	5目標、計画、		<u>8</u>	#															7				Ð		
2. 主な経年データ	評価対象となる指標	標準処理期間	貸付審査		3. 各事業年度の業務に係る	中期目標	(2) 共済団体に対する貸付業務の海にか事権	2.6月,9天56 7. 甘芩田朱广华4.744	赘	滑な実施を担保するた	セーフティネットであるこ	とを踏まえ、大災害時等の緊	急的な対応を除き、信用基金	から共済団体に対し、民間金	融機関からの融資を受	よう促す。	その上で、共済団体に対し	貸付けを行う場合は、迅速か	つ着実に実施するため、貸付	審査の適正性を確保しつつ、	標準処理期間内に全ての案	件を処理する。	イ 貸付金利については、貸付	目的、調達コスト、市中金利	等を考慮した適切な水準に	設定する。	ウ 貸付金及び貸付金利息に	ついては、定められた期日に	確実に回収する。

4. 主務大臣による評価	
主務大臣による評価	
郭定	
く評定に至った理由>	
く指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策>	
くその他事項>	
5. その他参考情報	

年度評価 項目別評定調書 (業務運営の効率化に関する目標を達成するためとるべき措置)

1. 当事務及び事業に関する基本情報 第2-1 事業の効率化(平成2

| 事業の効率化(平成29年度対比5%以上の事業費の削減)

2. 主な経年データ									
		(参考)	考)						
証価対象とおる時間	単口七州	平成2	平成 29 年度	30 年度	令和元年度	2年度	3年度	4年度	(参考情報)
	年次口第	(2017年度)	年度)	(2018年度)	(2019年度)	(2020年度)	(2021年度)	(2022 年度)	当該年度までの累積値等、必要な情報
		予算	決算						
事業費(百万円)	I	10, 567	4, 383	4, 120	4, 490				
うち保険金(農業)	ı	6, 946	2, 291	2, 394	2, 464				
求價権管理回収助成(農業)	I	28	87	28	28				
代位弁済費(林業)	I	1, 200	829	525	642				
求價権回収事業委託費(林業)	I	20	14	10	7				
保険金(漁業)	I	2, 358	1, 363	1, 147	1, 336				
回収奨励金(漁業)	ı	14	14	15	14				
削減率(計画値)	中期目標の期間中に、 比で5%以上削減		平成 29 年度	_	-	_	-	5 %	
29 年度予算に対する削減率(実績値)	I	1	I	61.0%	57.5%				

谷事耒平度の耒務に徐る日標、訂	訂凹、耒務耒槇、平度評価に徐の目に	1. 1. 1. 1. 1. 1. 1. 1. 1. 1. 1. 1. 1. 1			
	日本年	在审计图	十六に併む曲	法人の業務実績・自己評価	
	国品茶子	Ī.	土々計画指令	業務実績	自己評価
す第	32 業務運営の効率化に関す	第2 業務運営の効率化に関す	く主な定量的指標>	く主要な業務実績>	<自己評価>
	る目標を達成するためとるべ	る目標を達成するためとるべ	○ 事業費削減率	○ 事業費(保険金、代位弁済費、回収奨励金、求	評定:B
	き措置	き措置		償権管理回収助成及び求償権回収事業委託費)の	信用基金として、適
_	事業の効率化	1 事業の効率化	<その他の指標>	令和元年度支出実績は 44 億 90 百万円であり、事	正な引受審査の実施
(保険金、代位弁済費、	事業費(保険金、代位弁済費、	事業費(保険金、代位弁済費、	なし	業費ト一タルでみて平成 29 年度予算対比で	等を通じて、保険金
管理回収助	回収奨励金、求償権管理回収助	回収奨励金、求償権管理回収助		57.5%の削減であった。	支払ないしは代位弁
び求償権回収事業委託費)	成及び求償権回収事業委託費)	成及び求償権回収事業委託費)	<評価の視点>		済費の支出の抑制に
期間中	については、中期目標の期間中	を削減する。	事業費の削減が図られ	〇 農業・漁業の基金協会との事前協議の徹底、適	精力的に取り組んだ
%以上	に、平成 29 年度比で5%以上		ているか	正な引受審査の実施等を通じて保険金支払ない	ものの、保険金支払
	削減する。			しは代位弁済費の支出の抑制に精力的に取り組	ないしは代位弁済費
				んだこと (第1-1-(3)、第1-2-(3)及び第	の支出は、それ以上
Ci				1-3-(2)を参照)、また、引受残高が減少基調	に保険及び保証の引
環境				にある中で、事業費の大宗を占める保険金支払及	受残高の動向に大き

の変化、災害の発生、法令の変更等の影響を受けるものであるため、評価において考慮するものとする。	び代位弁済費の支出が結果的に減少したことにより、上記のとおり大幅な削減率になったものと考えられる。	く影響されるもので あることから、Bと する。
		<課題と対応>
4. 主務大臣による評価		
主務大臣による評価		
評定	В	
く評定に至った理由> 自己評価の「B」との評価結果が妥当であると確認できたため。		
く指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策>		
くその他事項〉		
5. その他参考情報		

年度評価 項目別評定調書(業務運営の効率化に関する目標を達成するためとるべき措置)

1. 当事務及び事業に関する基本情報

第2-2

| 経費支出の抑制(平成29年度対比20%以上の一般管理費の抑制)

2. 主な経年データ									
評価対象となる指標	達成目標	(参考) 平成 29 年度 (2017 年度)	考) 9 年度 年度)	30 年度 (2018 年度)	令和元年度 (2019 年度)	2年度 (2020年度)	3年度 (2021年度)	4年度 (2022年度)	(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報
		予算	決算						
一般管理費(A)(百万円)		2, 011	1, 679	1, 723	1, 860				
うち削減対象外経費(B)		1, 599	1, 387	1, 379	1, 531				
一般管理費(削減対象)(A-B)		412	292	345	329				
削減率(計画値)	中期目標の期間中に、平成29年度 比で20%以上削減	別間中に、平 上削減	成 29 年度	I		ı	_	70%	
29 年度予算に対する削減率	I	I	I	16.3%	20. 2%				

3. 各事業年度の業務に係る目標、	計画、業務実績、年度評価に係る自	10評価			
	1 -	7 H	十十二日子	法人の業務実績・自己評価	
一	一种配置	年度計画	上、4平1年1年第一	業務実績	自己評価
2 経費支出の抑制	2 経費支出の抑制	2 経費支出の抑制	く主な定量的指標>	く主要な業務実績>	<自己評価>
(1) 業務の見直し及び効率化を	業務の見直し及び効率化を	業務の見直し及び効率化を	○ 一般管理費削減率	(1) 経費支出の抑制に向けた取組	評定: B
進め、全ての支出について、当		進め、全ての支出について、当		〇 経費支出の抑制につながるものとして、主に	経費支出の抑制に向
該支出の要否を検討するとと	該支出の要否を検討するとと	該支出の要否を検討するとと	くその他の指標>	以下の取組を行った。	けて、着実な取組を
もに、以下の措置を講じること	もに、以下の措置を講じること	もに、以下の措置を講じること	なし	・ 役職員に対する費用対効果等のコスト意	行ったことから、B
等により、一般管理費 (人件費、	等により、一般管理費 (人件費、	等により、一般管理費 (人件費、		識の徹底として、「一般管理費の経費抑制の	とする。
租税公課、事務所賃料、外部と	租税公課、事務所賃料、外部と	租税公課、事務所賃料、外部と	<評価の視点>	取組み」について、役職員専用掲示板におい	
の不正通信の検知に必要な経	の不正通信の検知に必要な経	の不正通信の検知に必要な経	一般管理費の削減に向	て周知した。	<課題と対応>
費、最高情報セキュリティアド	費、最高情報セキュリティアド	費、最高情報セキュリティアド	けた取組は行われてい	・ 物品調達等に係る少額随意契約について、	ı
バイザーの設置に必要な経費、	バイザーの設置に必要な経費、	バイザーの設置に必要な経費、	るか	従来の見積り合わせに比べ競争原理が働き	
特殊要因により増減する経費	特殊要因により増減する経費	特殊要因により増減する経費		契約が低く抑えられるオープンカウンター	
及び中期目標期間中に新たに	及び中期目標期間中に新たに	及び中期目標期間中に新たに		方式を平成30年4月より実施し、支出の抑	
実施する取組 (第3の1の(1)	実施する取組 (第1の1の(1)	実施する取組 (第1の1の(1)		制に努めた。	
及び(2)のイの取組に限る。) に	及び(2)のイの取組に限る。) に	及び(2)のイの取組に限る。) に		・ 個別業務単位ごとの予算執行状況につい	
要する経費を除く。)について	要する経費を除く。)について	要する経費を除く。)を抑制す		て、勘定ごとに業務計画や過去の支出実績等	
は、中期目標の期間中に、平成	は、中期目標の期間中に、平成	9°		を勘案した「予算執行見込」を策定し、支出	
29 年度比で 20%以上抑制する。	29 年度比で 20%以上抑制する。	(1) 役職員に対し、費用対効果		実績を確認するなど、適正に期中管理を行っ	
ア 役職員に対し、費用対効果	(1) 役職員に対し、費用対効果	等のコスト意識を徹底させ		た。	
等のコスト意識を徹底させ	等のコスト意識を徹底させ	9°			
9°	9°	(2) 業務実施方法を見直す。		○ 一般管理費(人件費等削減対象外とされてい	
イ 業務実施方法を見直す。	(2) 業務実施方法を見直す。	(3) 個別業務単位ごとの予算		る経費は含まない。)の令和元年度支出実績は	

年度評価 項目別評定調書(業務運営の効率化に関する目標を達成するためとるべき措置)

1. 当事務及び事業に関する基本情報	
第2-3 調達方式の適	沿 亚

2. 主な経4	主な経年データ														
評価対象	評価対象となる指標	指標	(参考) 平成 29 年度 (2017 年度)	考)) 年度 年度)	30 年度 (2018 年度)	年度 8 年度)	令和元年度 (2019 年度)	年度 丰度)	2 ≰ (2020	2年度 2020年度)	3年度 (2021年度)	∶度 年度)	4年度 (2022年度)	度 F度)	(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報
			実績	構成比	実績	構成比	実績	構成比	実績	構成比	実績	構成比	実績	構成比	
一般競争	件数	I	#8	73%	17件	%//	22件	%9 <i>L</i>							
等入札	金額(百万円)	I	44	63%	197	%88	1, 363	94%							
17年 丰 1747	件数	I	3件	27%	5件	23%	7件	24%							
医多米型	金額(百万円)	1	97	37%	27	12%	98	%9							
Τ=√	件数	1	11 件	100%	22件	100%	29 件	100%					<u> </u>		
іа П	金額(百万円)	_	69	100%	224	100%	1, 448	100%							

3. 各事業年度の業務に係る目標、	計画、業務実績、年度評価に係る自己評価	口評 伯			
Ιп	H-1	在陈弘西	十六四月五亩	法人の業務実績・自己評価	
十岁日综	田油解出	+ 海計画	土々評価指標	業務実績	自己評価
3 調達方式の適正化	3 調達方式の適正化	3 調達方式の適正化	く主な定量的指標>	く主要な業務実績>	<自己評価>
調達に係る契約については、	調達に係る契約については、	調達に係る契約については、	なし	(1) 調達等合理化計画	評定:B
「独立行政法人における調達	「独立行政法人における調達	「独立行政法人における調達		ア 令和元年6月に策定した令和元年度調達等	調達等合理化計画及
等合理化の取組の推進につい	等合理化の取組の推進につい	等合理化の取組の推進につい	<その他の指標>	合理化計画に基づき、一般競争入札等の着実な	び調達に係る推進体
て」(平成 27 年 5 月 25 日総務	て」(平成 27 年 5 月 25 日総務	て」(平成 27 年 5 月 25 日総務	なし	実施、一者応礼・応募の改善の取組、合理的な	制の整備について、
大臣決定)及び国における取組	大臣決定)及び国における取組	大臣決定)及び国における取組		調達の実施等に取組み、調達方式の適正化を図	着実に取り組んだこ
(「公共調達の適正化につい	(「公共調達の適正化につい	(「公共調達の適正化につい	<評価の視点>	った。	とから、Bとする。
て」(平成 18 年8月 25 日付け	て」(平成 18 年8月 25 日付け	て」(平成 18 年8月 25 日付け	調達に係る契約につい	令和元年度の一般競争入札等は 22 件、14 億	
財計第 2017 号財務大臣通知))	財計第 2017 号財務大臣通知))	財計第 2017 号財務大臣通知))	ての政府の方針を踏ま	円で、契約全体に対する割合は、件数で76%、	く課題と対応>
等を踏まえ、以下の事項を着実	等を踏まえ、以下の事項を着実	等を踏まえ、以下の事項を着実	えて、適正な調達に向	金額で 94%であった。	1
に実施する。	に実施する。	に実施する。	けた取組は行われてい		
(1) 調達等合理化計画	(1) 調達等合理化計画	(1) 調達等合理化計画	るか	イ 令和元年度に締結した契約に係る情報につ	
ア 信用基金が毎年度策定す	ア 信用基金が毎年度策定す	ア 信用基金が策定する調達		いて、契約情報取扱公表要領に基づき、信用基	
る調達等合理化計画に基づ	る調達等合理化計画に基づ	等合理化計画に基づき、一般		金ウェブサイトにて公表した。	
き、一般競争入札等(競争入	き、一般競争入札等(競争入	競争入札等(競争入札及び企		また、1者応札・1者応募の改善のフォロー	
札及び企画競争・公募)を着	札及び企画競争・公募)を着	画競争・公募)を着実に実施		アップとして、各調達案件について、改善項目	
実に実施する。	実に実施する。	4 5°		ごとに取組状況の確認を行った。	
イ 調達等合理化計画を踏ま	イ 調達等合理化計画を踏ま	イ 調達等合理化計画を踏ま			
えた取組状況をウェブサイ	えた取組状況をウェブサイ	えた取組状況をウェブサイ		(2) 調達に係る推進体制の整備	
トに公表し、フォローアップ	トに公表し、フォローアップ	トに公表し、フォローアップ		ア 令和元年度調達等合理化計画(案)、平成30	
を実施する。	を実施する。	を実施する。		年度調達等合理化計画の自己評価(案)及び	
(2) 調達に係る推進体制の整備	(2) 調達に係る推進体制の整備	(2) 調達に係る推進体制の整備		個々の契約案件の事後点検については、平成	
ア 契約監視委員会において、	ア 契約監視委員会において、	ア 契約監視委員会において、		31 年4月に開催した契約監視委員会において	
毎年度、調達等合理化計画の	毎年度、調達等合理化計画の	調達等合理化計画の策定及		審議を受け承認された。	
策定及び自己評価の際の点	策定及び自己評価の際の点	び自己評価の際の点検を行			
検を行うとともに、個々の契	検を行うとともに、個々の契	うとともに、個々の契約案件		イ 総括理事(総務担当)を委員長とする契約審	

年度評価 項目別評定調書 (業務運営の効率化に関する目標を達成するためとるべき措置)

1. 当事務及ひ事業に関する基本情報第2-4	る基本情報 電子化の推進								
っ キた経年データ									
工や性十八年田対象となる	型	(参考) 平成 29 年度	30 年度(2018 年度)	令和元年度 (2019 年度)	2年度 (2020年度)	3年度 (2021年度)	4年度 (2022年度)	(参考情報) 当該年度までの累積値等、	(参考情報) の累積値等、必要な情報
		(201/年度)							
3. 各事業年度の業務に係る目標	票、計画、業務実績、	:績、年度評価に係る自己評価	5自己評価						
甲二二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二		日本年日	— #	作 审 計面	十七部任む相		法人の業務実績	実績・自己評価	
1. 1. 1. 1. 1. 1. 1. 1. 1. 1. 1. 1. 1. 1		上海三国	+	泛引回	エタ中間指統		業務実績		自己評価
4 電子化の推進 業務の対策がある おおんち おおんち おいまい	4	######################################	4	推進	く主な定量的指標>	ж	実績 / ジー・ジー・ジー・デー	\$ T	<自己評価>
来物の効率化及の間素化を 図と組占ない情報シューベラ		来務の効率化及い間素化を図え組占むに棒器シュードの		来物の効率化及い間素化を図る組まれたである組ませた時報がファイル	ر ب	ザージューラー	1013番について、タトに取り組んだ。 十一、猫緊第6女型データセンターへの教飾	×り 插ん に。 、々一く 色数 節	平元: Bキーバ 禁咒等の名割
図の記述が、ひに扱いく、13分とは、2分割に終めるイイギーに、10ト		回ら既ぶららは抜くくく 13分割 一般 10 10 10 11 11 11 11 11 11 11 11 11 11		回ら 既派 ごっぱ サンス・イジ 労争 二致を ペイイキ ロージトの	<から名の指揮>		ノー・(阪部4027年) フェイス・2079年大規模(災害労が発生) 大場合にだける業務線	これにも業務総	ルータセンターくの
公正になることできる。		VIII がびゅん 3.1.7・・・・・ の活用等による電子決裁や情		☆ First ひょう ひょう ひょう ひとおり I CT活用の取組を推	なしない。	続やシスト	<u>、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、</u>	を確保する観点	移管、ホームページ
報デジタル化(ペーパーワス		散デジタ万化(ペーパーフス				から、基金な	から、基金が保有する全システムのサーバ機器等	のサーバ機器等	のリニューアルにつ
化)の取組など、業務の電子化		化)の取組など、業務の電子化		(1) 破損や盗難から守るため、	<評価の視点>	の、外部デー	の、外部データセンターへの移管を令和2年2月	を令和2年2月	いては計画どおりに
を推進する。		2°		各種情報システムのサーバ	業務の効率化及び簡素	に完了した。	0		導入した。また、勤
			機器等を、	機器等を、堅牢でセキュリテ	化を図る観点から、業				務管理サービスにつ
			イの幣り	ィの整ったデータセンター	務の電子化の推進に向	(2) 信用基金	信用基金のホームページについて	7.	いては、導入に向け
			に移管する。	°	けた取組は行われてい	高齢者や	高齢者や障がい者を含む誰もが情報へのアク	が情報へのアク	取り組んだが、最適
			(2) 信用基	(2) 信用基金のホームページ	るか	セスがしや	すくなるよう、ウェブ	アクセシビリテ	なシステムが選択で
			について、	ウェブアクセシビ		ィに配慮し	たリニューアルを令科	1元年 12 月に完	きるよう一層の検証
			リティに	リティに配慮したものにリ		了した。			時間が必要であるこ
			ニューアルする。	しする。					とから継続検討が最
			(3) 役職員の出退勤、	り出退勤、年次休暇		(3) 勤務管理	勤務管理サービスの導入		良と判断した。
			の取得等	の取得等についての管理の		勤務管理	勤務管理サービスについては、多くの業者が多	多くの業者が多	上記の取組のほか、
			効率化を図るため、	図るため、クラウド		種多様なサ	ービスを提供してお)、多数から問い	電子決裁やペーパー
			上の勤務	上の勤務管理サービスを導		合わせがあ	合わせがあったことや、事務所の移転を控え新事	移転を控え新事	レス会議を推進する
			入する。			務所におけ	務所における設備等の確認が必要であること等	要であること等	など、業務の電子化
						を踏まれ、	を踏まえ、最適なシステムを導入するためには、	くするためには、	に向けての取組を進
						十分な検証	十分な検証を行う時間を確保することが最良と	ることが最良と	
						当野した こ	とから、令和元年度に	おける導入につ	以上のことから、B
						いては延期	いては延期し、継続検討することとした。	ことした。	とする。
						(4) 電子決表	電子決裁、ペーパーレス化の推進しまった。	推准证明	- H
						半成31年 御舗ジュー	半成 31 年 4 月から電子決裁機能を備えた又書答用シファルを投入する。 本発師させ、 電子 年齢・電子 連手	能を備えた又書 軽・電ヱ油器を	
						順次開始し	E ユノベノゴミな副ここ、も」 穴丸 、电 1 / 火炎で順次開始した。また、役員会や部署の定例会にお	温の定例会にお	
						いてPC林	いてPC持込みによるペーパーレス化を実施し	レス化を実施し	
						た。			
	_			- 0/ -				-	

4. 主務大臣による評価	
主務大臣による評価	
a 上	В
〈評定に至った理由〉 自己評価の「B」との評価結果が妥当であると確認できたため。	
く指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策>	
くその他事項>	
5. その他参考情報	

年度評価 項目別評定調書(財務内容の改善に関する目標を達成するためとるべき措置)

1 当事務及び事業に関する基本情報	する基本情報							
m	財務運営の適正化							
2. 主な経年データ	-	-	-	-				
評価対象となる指標	指標	(参考) 平成 29 年度 (2017 年度)	30 年度 (2018 年度)	令和元年度 (2019 年度)	2年度 (2020年度)	3年度 (2021年度)	4年度 (2022年度)	(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報
農業信用保険業務								
業務収支(百万円) (A-B)		3, 431	2, 878	3, 030				
収益合計 (A)		5, 722	5, 272	5, 494				
政府事業交付金収入		54	37	49				
事業収入		2, 669	5, 235	5, 445				
保険料収入		2, 947	2, 840	2, 764				
回収金収入		2, 722	2, 395	2, 681				
費用合計(B)		2, 291	2, 394	2, 464				
事業費		2, 291	2, 394	2, 464				
保険金		2, 291	2, 394	2, 464				
林業信用保証業務								
業務収支(百万円)		P	81/	4				
(A—B)		†	O t	2				
収益合計(A)		737	574	629				
政府事業交付金収入		175	13	192				
事業収入		295	561	467				
保証料収入		293	279	309				
求價権回収収入		269	281	157				
費用合計(B)		673	525	642				
事業費		673	525	642				
代位弁済費		673	525	642				
漁業信用保険業務								
業務収支(百万円) (A—B)		1,161	1, 367	731				
収益合計(A)		2, 524	2, 514	2, 067				
政府事業交付金収入		096	1, 096	757				
事業収入		1, 564	1, 418	1, 310				
保険料収入		793	736	710				
回収金収入		772	683	009				
費用合計(B)		1, 363	1, 147	1, 336				
事業費		1, 363	1, 147	1, 336				
保険金		1, 363	1, 147	1, 336				
七 1 4 4 4 4 4 4 4 4 4 4 4 4 4 4 4 4 4 4	ロイン大品	イヤには 日本ベート	レだなる					

3. 各事業年度の業務に係る目標、	計画、業務実績、年度評価に係る自	己評価			
中期日標	甲世群中	年度計画	キな評価指揮	法人の業務実績・自己評価	
T I				業務実績	自己評価
第5 財務内容の改善に関する	第3 財務内容の改善に関する目	第3 財務内容の改善に関する目	く主な定量的指標>	く主要な業務実績>	<自己評価>
事項	標を達成するためとるべき措置	標を達成するためとるべき措置	なし	〇 第2-1に記したとおり、保険及び保証の引受	評定: B
1 財務運営の適正化	1 財務運営の適正化	1 財務運営の適正化		けは増加しているものの、保険金及び代位弁済費	勘定ごとに中期目標
我が国農林漁業の健全な発	我が国農林漁業の健全な発	我が国農林漁業の健全な発	<その他の指標>	の支出が、中期計画策定時で想定したよりも大幅	期間の業務収支の黒
展を図るという政策的な見地	展を図るという政策的な見地	展を図るという政策的な見地	なし	に減少していることを背景に、農業信用保険勘	字を目指して、財務
から、信用基金の業務が安定的	から、信用基金の業務が安定的	から、信用基金の業務が安定的		定、林業信用保証勘定及び漁業信用保険勘定のい	運営の適正化に取り
かつ継続的に実施されること	かつ継続的に実施されること		く評価の視点>	ずれも令和元年度の業務収支は黒字となった。	組んだことから、B
が重要であり、このため、信用	が重要であり、このため、信用	重要であり、このため、信用	長期的に収支均衡とす		とする。
基金の健全な財務内容を確保	基金の健全な財務内容を確保	財務内容を確保	ることを旨として、勘	〇 業務ごとの状況は、以下のとおり。	
することが必要不可欠となる。	することが必要不可欠となる。		定ごとに中期目標期間	(農業信用保険勘定)	<課題と対応>
このような観点から、信用基	このような観点から、信用基	このような観点から、信用基	の業務収支の黒字を目	農業信用保険業務については、第1-1-(3)	I
金は、長期的に収支均衡とする	金は、長期的に収支均衡とする	金は、長期的	指す取組は行われてい	に記したとおり、基金協会との事前協議、適正な	
	ことを旨として、勘定ごとに中		るか	引受・支払審査、大口保険引受先を中心とした期	
期目標期間の業務収支の黒字	期目標期間の業務収支の黒字			中管理等の取組により、保険金支払が抑制された	
を目指すこととし、第3の1か	を目指すこととし、第1の1か			ことから、令和元年度の業務収支は黒字となっ	
らちまでに掲げる制度の普及	ら5までに掲げる制度の普及			た。	
推進や利用促進、保険事故率・	推進や利用促進、保険事故率・				
代位弁済率の低減、求償権の回	代位弁済率の低減、求償権の回	代位弁済率の低減、求償権の回		(林業信用保証勘定)	
収等の取組を着実に実施する	収等の取組を着実に実施する	収等の取組を着実に実施する		林業信用保証業務については、第1-2-(1)	
とともに、効率的、自律的な業	とともに、効率的、自律的な業	とともに、効率的、自律的な業		に記したとおり、関係団体や融資機関に対して計	
務運営を行うものとする。	務運営を行うものとする。	務運営を行うものとする。		135 回の説明を行うなど制度の普及推進・利用促	
特に、林業信用保証業務につ	特に、林業信用保証業務につ	特に、林業信用保証業務につ		進に向けた取組を実施し、保証引受額は 316 億	
いては、前中期目標に掲げられ	いては、前中期目標に掲げられ	いては、前中期目標に掲げられ		72 百万円となり、前年を 34 億 10 百万円上回っ	
た保証料の増加が未達成であ	た保証料の増加が未達成であ	た保証料の増加が未達成であ		た。このほか、第1-2-(3)の代位弁済率の低	
ったことを踏まえ、業務収支の	ったことを踏まえ、業務収支の	ったことを踏まえ、業務収支の		滅に向けた取組、第1-2-(4)の求償権の回収	
黒字化に資するよう、第3の2	黒字化に資するよう、第1の2	黒字化に資するよう、第1の2		等の取組により令和元年度の業務収支は黒字と	
(1)の普及推進・利用促進に向		(1)の普及推進・利用促進に向		なった。	
けた取組を着実に実施するこ	けた取組を着実に実施するこ	けた取組を着実に実施するこ			
とにより、林業・木材産業の成	とにより、林業・木材産業の成	とにより、林業・木材産業の成		(漁業信用保険勘定)	
長産業化に向けた林業信用保	長産業化に向けた林業信用保	長産業化に向けた林業信用保		漁業信用保険業務については、第1-3-(2)	
証制度の利用拡大と保証料収	証制度の利用拡大と保証料収	証制度の利用拡大と保証料収		に記したとおり、基金協会との事前協議、保険引	
入の確保を行うものとする。	入の確保を行うものとする。	入の確保を行うものとする。		受審査、保険金支払審査に係る情報の共有及び意	
				見調整等の取組により、保険金支払が抑制された	
業務収支は、経済情勢、国				ことから、令和元年度の業務収支は黒字となっ	
際環境の変化、災害の発生、				た。	
法令の変更等の影響を受け					
るため、					
いて考慮するものとする。					

4. 主務大臣による評価	
主務大臣による評価	
郭定	В
〈評定に至った理由〉 自己評価の「B」との評価結果が妥当であると確認できたため。	
く指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策>	
くその他事項>	
5. その他参考情報	

	収支計画及び資金計画
基本情報	算(人件費の見積りを含む。)、リ
1. 当事務及び事業に関する基	第3-2

2. 主な経年データ								
評価対象となる指標	指標	(参考) 平成 29 年度 (2017 年度)	30 年度 (2018 年度)	令和元年度 (2019 年度)	2年度 (2020年度)	3年度 (2021年度)	4年度 (2022年度)	(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報
農業信用保険勘定(百万円)								
収入合計		24, 836	24, 194	24, 252				
支出合計		21, 513	21, 652	21, 755				
林業信用保証勘定(百万円)	(
収入合計		7, 612	7, 789	7, 899				
支出合計		8, 127	7, 370	9, 142				
漁業信用保険勘定(百万円)	(
収入合計		15, 761	18, 485	14, 996				
支出合計		14, 175	17, 701	14, 159				
農業保険関係勘定(百万円	(
収入合計		222	382	1, 346				
支出合計		313	404	1, 016				
漁業災害補償関係勘定(百万円)	(万円)							
収入合計		9	9	9				
支出合計		19	14	17				

		里	<野楫2目>	評定:B	適正な業務運営を確	保するため、年度計	画における予算に基	づき、適正な業務運	営を実施したことか	ら、Bとする		<課題と対応>	1						
	法人の業務実績・自己評価	業務実績	く主要な業務実績>	〇 予算に対する決算の状況は、別紙のとおりであ	り、勘定ごとの状況は以下のとおり。	(農業信用保険勘定)	保険金支払額及び基金協会の保証債務の履行	を円滑にするために必要な資金の貸付額及び償	還額が当初の見込みより下回ったこと等から、支	出及び収入の決算額は予算額を下回った。		(林業信用保証勘定)	木材産業等高度化推進資金の原資となる信用	基金からの都道府県に対する貸付額及び償還額	が当初の見込みより下回ったこと等から、支出及	び収入の決算額は予算額を下回った。	(漁業信用保険勘定)	基金協会の保証債務の履行を円滑にするため	に必要な資金の貸付額及び償還額が当初の見込
	野斗书写学士	土'4計"四相条	く主な定量的指標>	なし		<その他の指標>	なし		<評価の視点>	適正な業務運営を確保	するものであるか								
己評価	在审計區	牛及引回	2 予算(人件費の見積りを含	む。)、収支計画及び資金計画	予算(人件費の見積りを含	む。)、収支計画及び資金計画に	ついては、 別紙のとおり。												
計画、業務実績、年度評価に係る自	型程即中	_	2 予算(人件費の見積りを含	む。)、収支計画及び資金計画	予算(人件費の見積りを含	む。)、収支計画及び資金計画に	ついては、別紙のとおり。												
3. 各事業年度の業務に係る目標、	甲口罪士	Π																	
																			_

みより下回ったこと等から、支出及び収入の決算 額は予算額を下回った。	(農業保険関係勘定、漁業災害補償関係勘定) 予算では、セーフティネットという業務の特性 上、大災害が発生した場合に共済金支払原資を供 給できるよう、最大規模の貸付実績を勘案して、 貸付計画・借入計画を設定している。 令和元年度においては、農業保険関係勘定で台 風第15号及び第19号による貸付けがあったが、 漁業災害補償関係勘定では貸付けがなかったことから、予算と大きな乖離が生じた。	○ 収支計画に対する決算の状況は、以下のとおり。 り。 (農業信用保険勘定) 保険料及び回収金の収入より保険金の支払い が少なかったこと等により、31億56百万円の当 期総利益を計上した。	(林業信用保証勘定) 代位弁済費の増加等に伴い、5億 12 百万円の 求償権償却引当金繰入が生じたこと等により、4 億 83 百万円の当期純損失を計上した。この損失 については、前中期目標期間繰越積立金を同額取 り崩して充てた。	(漁業信用保険勘定) 保険料及び回収金の収入より保険金の支払い が少なかったこと等により、8億43百万円の当 期総利益を計上した。	(農業保険関係勘定) 貸付金利息が増加したこと等により、177 千円 の当期総利益を計上した。	(漁業災害補償関係勘定) 貸付実績がなく事業収入がなかったこと等により、10 百万円の当期純損失を計上した。この損失については、前中期目標期間繰越積立金を同額取り崩して充てた。

4. 主務大臣による評価	
主務大臣による評価	
評定	
〈評定に至った理由〉 自己評価の「B」との評価結果が妥当であると確認できたため。	
く指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策>	
くその他事項>	
5.その他参考情報	

			(参考情報) の累積値等、必要な情報			自己評価	<田口評価>				を う つ・	Bとする。			1		Viegi						122				
			(参考情報) 当該年度までの累積値等、		务実績・自己評価			:応じた平成 30 年	承認)を信用基金	: : :	保するため、上記に並、	.掲載した。 ・ := -	用基金の農業信用	及び漁業信用保険はよるので	19 の酒作」(以下ナナナ ロシー	された区が毎の別時間、大谷料	較や財務分析指標	き省令の区分によ		并			重 人間 連付 け た 事	+	nfo disclosure/		
			4年度 (2022年度)		法人の業務実績	業務実績	5実績>	〇 令和元年8月に、勘定区分に応じた平成30年	度財務諸表(8月7日主務大臣承認)を信用基金	ウェブサイトに掲載した。	財務内容の一層の透明性を確保するため、上記エニュー・ニュニー・ニュー	財務諸表に加え、以下の情報を掲載した。	(1) 「独立行政法人農林漁業信用基金の農業信用	保険業務、林業信用保証業務及び漁業信用保険業務に反え出鉄売ずへ引っ間ホラック・バエ	業務に徐る財務及の安計に関する省や」(以下によるなく・1・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	財労省帯] といつ。) に規定された区分毎の財務諸夫と併せた、決算概要を説明した資料	決算情報について、経年比較や財務分析指標	事業報告書について、財会省令の区分によ		事業損益の経年比較・分析	総資産の経年比較・分析	財源構造及び財務データ	ステュッステュテュースー。 、 その他業務実績等報告書と関連付けた事	I \$	https://www.jaffic.go.jp/info_disclosure/	outline22/kouhyou04.html	
			3年度 (2021年度)				く主要な業務実績>	〇 令和元年	度財務諸表	ウェブサイ	財務内容 1.754	財務諸表に				別労省:	2 決算情	_	9,	**	· 総 総	· 財源	. 4	新 明 明 第	https://	outline22/	
			2年度 (2020年度)			王な評価指標	く主な定量的指標>	なし	1	<その色の指標>	なし		<評価の視点>	適切な区分に基づく情報の間には代表がある。	戦の囲かは行われてい	<i>61</i>)											
			令和元年度 (2019 年度)		1	年 度計画	・セグメント情報の	:	の財務内容等の一	を確保する観点か	の、決算情報や、業務内容等に	な区分に基つくセ	報の開示を徹底す														
			30 年度 (2018 年度)	30評価	∃	#	算情報	出	信用基金	層の透明性	の、決算情報・	ふ いた 歯切	グメント情	°													
	セグメント情報の開示		(参考) 平成 29 年度 (2017 年度)	業務事績 佐 梅誣価厂区又自		中期計画	決算情報・セグメント情報の		信用基金の財務内容等の一	5明性を確保する観点か	ら、決算情報や、業務内容等に	「適切な区分に基つくも	/ト情報の開示を徹底す														
基本情報			指標	恒	í		ო																				
1. 当事務及び事業に関する基本情報	第3-3	2. 主な経年データ	評価対象となる指標	2 女事業午申の業務一個人日語	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	中期目標	2 決算情報・セグメント情報の	闊示	信用基金の財務内容等の一	層の透明性を確保する観点か	ら、決算情報や、業務内容等に	応じた適切な区分に基つく 	グメント情報の開示を徹底	°,													

当事務及び事業に関す	本情報								
第3-4 長規	長期借入金の条件								
2. 主な経年データ									
評価対象となる指標	指標	(参考) 平成 29 年度 (2017 年度)	30 年度 (2018 年度)	令和元年度 (2019 年度)	2年度 (2020年度)	3年度 (2021年度)	4年度 (2022年度)	(参考情報) 当該年度までの累積値等、	(参考情報) の累積値等、必要な情報
3. 各事業年度の業務に係る目標	、計画、	業務実績、年度評価に係る自己評価)自己評価						
中期目標		中期計画	年原	年度計画	主な評価指標		法人の業務業数の業務	法人の業務実績・自己評価 ※ 中途	らし証価
3 長期借入金の条件 基金法第 17 条 (漁業災害補 償法 (昭和 39 年法律第 158 号)	4	長期借入金の条件 基金法第 17 条(漁業災害補 償法(昭和 39 年法律第 158 号)	4 1	長期借入金の条件 基金法第 17 条 (漁業災害補 償法 (昭和 39 年法律第 158 号)	く主な定量的指標> なし	く主要な業務実績> (実績は、なし)	(績)		<自己評価> 腎定:
第 196 条の 11 第 1 項又は暫定		第 196 条の 11 第 1 項又は暫定		第 196 条の 11 第 1 項又は暫定	<その他の指標>				く課題と対応>
措置法第7条の規定により読み替って適田する程会を今		措置法第7条の規定により読 み耧シケ嶺田すろ慢会を今		措置法第7条の規定により読み 琴ラケ海田 よん 増合 を	なし				I
- 1 に 1 に 1 に 1 に 2 に 2 に 2 に 2 に 2 に 2 に		ひ。)の規定に基づき、信用基金		ひらの規定に基づき、信用基金	<評価の視点>				
が長期借入金をするに当たっては、市中の金利情勢等を考慮し、極力有利な条件での借入れを図る。		が長期借入金をするに当たっては、市中の金利情勢等を考慮し、極力有利な条件での借入れを図る。		が長期借入金をするに当たっては、市中の金利情勢等を考慮し、極力有利な条件での借入れを図る。	極力有利な条件で借入 れを行っているか				
4. 主務大臣による評価									
				主務大臣による評価	即埋				
評定							1		
く評定に至った理由>									
<指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策>	及び改善方策>								
くその他事項>									
5. その他参考情報									

当事務及び事業に関する)基本情報 	1							
第3一5	短期借入金の限度額	各員							_
2. 主な経年データ									
評価対象となる指標	指標	(参考) 平成 29 年度 (2017 年度)	30 年度 (2018 年度)	令和元年度 (2019 年度)	2年度 (2020年度)	3年度 (2021年度)	4年度 (2022年度)	(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報	
3. 各事業年度の業務に係る目標	神一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一	業務実績、年度評価に係る自己評価	る自己評価						
甲甲壬壬十		日本		日は世	十六岩井方苗		法人の業務	法人の業務実績・自己評価	1
一 一 一 一		世紀計画	#	平 医	土々評価指標		業務実績	自口評自	1
	5 路	短期借入金の限度額農業保険関係勘定及び漁業災害補償関係勘定における一時的に不足する貸付原資を調整を開めて不足する。	ហ	短期借入金の限度額農業保険関係勘定及び漁業災害補償関係勘定における一時的に不足する貸付原資を調整における一時的に不上する貸付原資を調達するための右間を3を開発することをの合置をすることをのる。	く主な定量的指標>なしなし そその他の指標>	<主要な業務実績> (実績は、なし)	に へ)	く自己評価>評定:く課題と対応>	I
	業 田 米 田 、田 、 田 、 田 、 田 、 田 、 田 、 田 、 田 、	年9のとめの放射ョハ亜ほ、廃業保険関係勘定において782億円、漁業災害補償関係勘定において10億円を限度とする。		49~2~2000年30日入並は、原業保険関係勘定において 782億円、漁業災害補償関係勘定において 100億円を限度とする。	ゅこ <評価の視点> 限度額の範囲内で行わ れたか	0		<u> </u>	
									— Г
4. 主務大臣による評価									
				主務大臣による評価	5評価				
評定							1		
く評定に至った理由>									
<指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策>	題及び改善方策>								
<その他事項>									
									Γ
5. その他参考情報									
									1

1. 当事務及び事業に関する基本情報 第3-6 不要財産の	る基本情報 不要財産の処分に関する計画	関する計画							
									-
2. 主な経年データ									
評価対象となる指標	非	(参考) 平成 29 年度 (2017 年度)	30 年度 (2018 年度)	令和元年度 (2019 年度)	2年度 (2020年度)	3年度 (2021年度)	4年度 (2022年度)	(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報	
3. 各事業年度の業務に係る目標	い計画、	業務実績、年度評価に係る自己評価	5自己評価						_
東口等七		日本第七	Ħ	在审計面	十六部件は描		法人の業務	法人の業務実績・自己評価	
1. 1. 1. 1. 1. 1. 1. 1. 1. 1. 1. 1. 1. 1		上独引画	₽	三二三			業務実績	申号 自己評価	
	6 ること る の の を と と と の は が の に の は は は は は は は は は は は は は は は は は	6 不要財産又は不要財産となることが見込まれる財産がある場合には、当該財産の処分に関する計画		6 不要財産又は不要財産となることが見込まれる財産がある場合には、当該財産の処分に関する計画	〈主な定量的指標〉 なし <その他の指標〉 なし	<主要な業務実績> (実績は、なし)		<自己評価> 評定:一 <課題と対応>	•
					く評価の視点> なし				
									7
4. 主務大臣による評価									
				主務大臣による評価	5評価				1
評定							ı		, ,
<評定に至った理由>									
く指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策>	夏及び改善方策 >								
くその他事項>									
									_
5. その他参考情報									
									1

1. 当事務及び事業に関する基本情報	基本情報								
3 – 7	要財産以外の重	不要財産以外の重要な財産の譲渡等に関する計画] 화 중計画						
2. 主な経年データ					-			-	
評価対象となる指標	指標	(参考) 平成 29 年度 (2017 年度)	30 年度 (2018 年度)	令和元年度 (2019 年度)	2年度 (2020年度)	3年度 (2021年度)	4年度 (2022年度)	(参考情報) 当該年度までの累積値等、	(参考情報) の累積値等、必要な情報
3. 各事業年度の業務に係る目標	神画	業務実績、年度評価に係る自己評価	る自己評価						
		# 		10000000000000000000000000000000000000	十十二四日五百		法人の業	法人の業務実績・自己評価	
上 郑 日 徐		三	#	1	土々評価指係		業務実績		自己評価
	7 6 に規定 要な財産を調 供しようとす 画 シャた	7 6 に規定する財産以外の重要な財産を譲渡し、又は担保に供しようとするときは、その計画 ====================================		7 6 に規定する財産以外の重要な財産を譲渡し、又は担保に供しようとするときは、その計画 国 ユニカ	<主な定量的指標> なし <その他の指標> た1	<主要な業務実績> (実績は、なし)	e (グン)		く自己評価> 評定: — <課題と対応>
		دٌ <u>ځ</u>	デ ・ ・ ・ ・		(4) という という という という という という という かいしん かいしん かいしん かいしん かいしん かいしょう しょう しょう しょう しょう しょう しょう しょう しょう しょう				
) 6				
4. 主務大臣による評価									
				主務大臣による評価	5評価				
評定							I		
く評定に至った理由>									
く指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策>	員及び改善方策>								
<その他事項>									
5. その他参考情報									

1. 当事務及び事業に関する基本情報	- る基本情報								
第3-8	剰余金の使途								
2. 主な経年データ									
評価対象となる指標	井	(参考) 平成 29 年度 (2017 年度)	30 年度 (2018 年度)	令和元年度 (2019 年度)	2年度 (2020年度)	3年度 (2021年度)	4年度 (2022年度)	(参考情報) 当該年度までの累積値等、	(参考情報) の累積値等、必要な情報
3. 各事業年度の業務に係る目標、	計画、	業務実績、年度評価に係る自己評価	5自己評価						
中期日期日		甲二二甲甲甲甲甲甲甲甲甲甲甲甲甲甲甲甲甲甲甲甲甲甲甲甲甲甲甲甲甲甲甲甲甲甲甲甲	—————————————————————————————————————	在度計画	主方率価指揮		法人の業務	法人の業務実績・自己評価	
1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1			 	1 1 1	出る計画記念		業務実績		自己評価
	8 剰余金の位 農林漁業3 ネット機関 上のため、人 情報システ. に使用する。	剰余金の使途 農林漁業金融のセーフティ ネット機関としての役割の向 上のため、人材の育成・研修、 情報システムの充実等の使途 に使用する。	σ	剰余金の使途 農林漁業金融のセーフティ ネット機関としての役割の向 上のため、人材の育成・研修、 情報システムの充実等の使途 に使用する。	<主な定量的指標> なし くその他の指標> なし	く主要な業務実績> (目的積立金を積み し)	(主要な業務実績> (目的積立金を積み立てていないことから、実績ない)	ことから、実績な	く自己評価> 請定: く課題と対応>
					く評価の視点> 目的積立金は、中期計 画で定めた使途に使用 されているか				
4. 主務大臣による評価									
				主務大臣による評価	5評価				
評定							I		
<評定に至った理由>									
<指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策>	課題及び改善方策>								
<その他事項>									
5 その他参差情報									

1. 当事務及び事業に関する基本情報	る基本情報								
第4-1	施設及び設備に関する計画	関する計画							
2. 主な経年データ									
評価対象となる指標	指標	(参考) 平成 29 年度 (2017 年度)	30 年度 (2018 年度)	令和元年度 (2019 年度)	2年度 (2020年度)	3年度 (2021年度)	4年度 (2022年度)	(参考情報) 当該年度までの累積値等、	(参考情報) の累積値等、必要な情報
3. 各事業年度の業務に係る目標、	恒	業務実績、年度評価に係る自己評価 	20 20 20 20 20 20 20 20					+7 - 1 - 1 - 1 - 1 - 1 - 1 - 1 - 1 - 1 -	
中期目標		中期計画	——	年度計画	主な評価指標		ボヘジ 未得業務実績	次人の未然未順・自じ計画 務実績	自己評価
第6 その他業務運営に関する重要事項	紙 - 4 業	14 その他主務省令で定める 業務運営に関する事項 施設及び設備に関する計画 予定なし。	8 年 1 上 新 2 分次	、その他業務運営に関する i項 施設及び設備に関する計画 予定なし。	<主な定量的指標> なし <その他の指標> なし	<主要な業務実績>(実績は、なし)			
					<評価の視点> なし				
4 主務大臣による評価									
				主務大臣による評価	5評価				
神では、							ı		
く評定に全った埋田> く指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策>	課題及び改善方領	\ Hig							
くその他事項>									
5. その他参考情報									

1. 当事務及び事業に関する基本情報 第4-2 開員の人事に関する計画(人員及び人件費の効率化に関する目標を含む。)

2. 主な経年データ									
評価対象となる指標	指標	(参考) 平成 29 年度 (2017 年度)	30年度 (2018年度) (令和元年度 (2019 年度)	2年度 (2020年度)	3年度 (2021年度)	4年度 (2022年度) 当該	(参考情報) 当該年度までの累積値等、	(参考情報) の累積値等、必要な情報
常勤職員数									
定員	113名	113名	113名	113名					
実員(期初。再雇用を 含む。)	I	108名	110名	108 名			期初	は、各年度の4	期初は、各年度の4月1日現在である。
実員 (期末。再雇用を 含む。)	I	99 名 (106 名)	101名(105名)	97 名(102 名)			期末は、る。カッツの対象をは、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、	期末は、各年度の3るのカッコ内は、其党の3分の日本の日本の日本の日本の日本の日本の日本の日本の日本の日本の日本の日本の日本の	期末は、各年度の3月31日現在である。カッコ内は、期末の退職者を含む 治験を表して、
3 冬事業在度の業務に係る日煙	画	業務軍績。在度評価に係る	1 世界	-	-	-			
.	Í		1		1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1		法人の業務実績・自己評価	• 自己評価	
中期目標		中期計画	年度計画	画	王な評価指標		業務実績		自己評価
1 職員の人事	2 職員の	職員の人事に関する計画(人	2 職員の人事に関する計画	する計画(人	Ш	く主要な業務実績>			<自己評価>
	員及び人言語	員及び人件費の効率化に関する「ニュー・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	員及び人件費の効率化に関する	率化に関する	○ 定員及び実員の推が	≺	**************************************		评定:B
00	目標を仰む。) (1) 1 m	် သိ	日標を何む。) (1) 1 =		麥	の 業務体制、追 ・ 業務体制、追	業務体制、 退職者数及ひそれを補っ新規採用 妻粉笠を計変して 【昌配器を行った	新規採用	組織体制や研修計画
(1) 人員 業務の質や量に対応した組	3	へjg 業務の質や量に対応した組	の質	や量に対応した絡	<その他の指標>	自数寺 2 刨業 令和元年度	数寺で岡来して人員記憶で1.1 シた。 令和元年度には 4 名を新規採用し、	し い い	の光直でのほが、ヘー事評価、人材の確保、一
織体制・人事配置の見直しを通	鎌	織体制・人事配置の見直しを通		の見直しを通	なし	果、平成31年	平成31年4月1日時点で108名		人材の養成について
じて、業務運営の効率化を行う		じて、業務運営の効率化を行う	剄	効率化を行う		年3月31日時	年3月31日時点で97名(令和2年3月末の退		取り組んだ。また、
ことにより、人員の抑制を図		ことにより、期末の常勤職員数	ことにより、平成	平成32年3月31	<評価の視点>	職者を含める	職者を含めると 102 名)となった。	715	給与水準について、
°°	が期初の	が期初の常勤職員数 (113 名)	日の常勤職員数が平成 30 年4	平成 30 年4	人員体制、人件費の効				対国家公務員地域・
(2) 人事評価		を上回らないようにする。	月1日の常勤職員数(113名)	数 (113 名)	率化、人事評価及び人	〇 令和元年度	令和元年度に、以下のとおり組織体制を大幅 『士・・		学歴別指数は 100 を
役職員に対して、目標管理を	(5)	人件費の効率化	を上回らないようにする。	にする。	材の確保・養成に向け	に見直した。			上回らなかった。
取り入れた適切な人事評価を	i	人件費(退職手当及び法定福	(2) 人件費の効率化	<u>!</u>	た取組は行われている	職員の士	職員の士気の向上に資するよう「上席課長	端長	これらのことから、
着実に実施し、その業績及び勤 ※ままがすがら 。		利費を除く。また、人事院勧告右時コールのファイン	人件費(返っず事を受ける	当及び法定福・事時発生	か	補佐」「主任故職の	補佐」「主任」という新たな職名の設置 ガェのなかの無害にも近距すがこ	1	Bとする。
- 教及領帯を給中・政職軍事に領し、第一・第一にはオース・ファイン・		か踏まんに結中及に部どか系く 、「(こ)ドキ・サイト・サイ	利益的系へ。本格は、	また、人事院側市※モギウガスを		・ 時地の名・ ならなった	町者の名称の間来 に及い 部門を超えた名でまた。 ☆ ― ル		/ 七木2 留黒 /
―――――――――――――――――――――――――――――――――――――		く。) こういつは、 女店のとばれるがおれる というしょ 海ガー 対所 する	- とは、これに、これのでは、これのこれが、これに、これに、 といい はいい はいい はいい はい はいい はい いいい いいい いいい い	ダルピンか系あ年の存った		からが11.	NO机一化 部間構断的な事務談行の一体がの促進に		/ 迷題にどらく
30個に、30年のでした。 国上なする。		トノノ、西ところがでく	く。/ バルグ・ハラング 水の かんだい かいかい から から から かん	(対)の対対の対対 国内に対対する		日子 (一) (1) (1) (1) (1) (1) (1) (1) (1) (1) (1	In Jigal 1978年3825130、 作じの 灰点に向けて、①複数の部門に関係する企画事務の		
(3) 人材の確保、人材の養成	また、	また、給与水準については、	%				一体化、②情報システムに関する事務の集約	事務の集約	
ア 人材の確保	国家公務	家公務員の給与水準を十分	また、給与水準については、	については、		化、③経理	化、③経理業務の見直し(②と③については	こついては	
金融、保険業務等の分野に		考慮し、手当を含め役職員給与	国家公務員の給	の給与水準を十分		令和元年 10	令和元年 10 月より施行。)		
おいて高度な専門性を有す		の在り方について厳しく検証	考慮し、手当を含め役職員給与	め役職員給与					
る民間企業等の人材を採用		した上で、対国家公務員地域・	の在り方について厳しく検証	て厳しく検証		\prec	布		
する。また、適切な人事管理		学歴別指数(地域・学歴別法人	1/	公務員地域•		〇 人事院勧告	人事院勧告を受けた国家公務員の給与改定	D給与改定	
の構築等を通じた魅力ある		基準年齢階層ラスパイレス指		(地域・学歴別法人		を基礎として、	を基礎として、関係規程等を改正した。	た。	
就業環境の形成により、人材はなったが、		数)が中期目標期間中は、毎年度100 チェロジャル・ボー		スパイフス指言する			+ + + + + + + + + + + + + + + + + + +	\$ \$ 0	
の確保を行う。	度 100 名	度 IOO を工回りない水準とし、	数/が中期日標期间中は	世帯で、世帯		の紹力不争に	給与水準について、予和元年度の対国家公務	() 国家公務	

個々の職員の専門性の向 人材の養成

企業等から採用した人材の 専門的な知見を速やかに共 有させるなど、専門性の高い 上に配慮した人事管理を行 うとともに、職員に対する研 修制度の充実等により、民間 人材の早期育成を図る。

とともに、検証結果や取組状況 給与水準の適正化に取り組む を公表する。

ただし、上記の額は、役員 報酬並びに職員基本給、職員 参考)期中の人件費総額(見込 み) 5,569 百万円

諸手当及び超過勤務手当に 相当する範囲の費用である。 人事評価

ල

役職員に対して、目標管理を 取り入れた適切な人事評価を 着実に実施し、その業績及び勤 務成績等を給与・退職金等に確 務遂行へのインセンドィブを 実に反映させることにより、業 向上させる。

(4) 人材の確保、人材の養成

ア 人材の確保

る民間企業等の人材を採用 金融、保険業務等の分野に する。また、適切な人事管理 の構築等を通じた魅力ある 就業環境の形成により、人材 おいて高度な専門性を有す の確保を行う。

イ 人材の養成

個々の職員の専門性の向 上に配慮した人事管理を行 うとともに、職員に対する研 修制度の充実等により、民間 企業等から採用した人材の 専門的な知見を速やかに共 有させるなど、専門性の高い 人材の早期育成を図る。

給与水準の適正化に取り組む とともに、検証結果や取組状況 度 100 を上回らない水準とし、 を公表する。

(3) 人事評価

役職員に対して、目標管理を 取り入れた適切な人事評価及 のインセンティブを向上させ び期首・期末の面談を着実に実 施し、その業績及び勤務成績等 を給与・退職金等に確実に反映 させることにより、業務遂行へ

(4) 人材の確保、人材の養成

ア 人材の確保

る民間企業等の人材を採用 する。また、適切な人事管理 の構築等を通じた魅力ある 金融、保険業務等の分野に おいて高度な専門性を有す 就業環境の形成により、人材 の確保を行う。

イ 人材の養成

個々の職員の専門性の向 上に配慮しつつ横断的な人 事管理を行う。

研修制度については、若手 戦員の能力と意欲の増進に 資するよう、内容を体系的に 見直し、その充実を図るとと もに、引き続き、専門性の高 い人材の早期育成を図るよ

員地域・学歴別指数は 98.9 であった。

(3) 人事評価(3) 化事評価(4) 能力評価、業績評価により、人事評価を行っ

〇 「独立行政法人農林漁業信用基金人事評価実 施規程」を改正し、上司と部下による期首・期 末面談を行った。

人事評価の結果については、職員の勤勉手 当、昇格・昇給の基礎資料として活用した。 0

○ 役員の期末特別手当については、役員給与規 程により、主務大臣が行う業績評価の結果を参 考として、その者の業績を勘案して支給した。

(4) 人材の確保、人材の養成

人材の確保

用した定年退職職員を適所に配置し、その専門 ○ 外部から登用した金融機関勤務経験者、再雇 知識や経験を業務に生かした。

〇 新規職員の採用について、新卒のほか、銀行 等の社会人経験者を採用し、多様な人材を確保

人材の養成

評価結果等により適性を見極め、適材適所の配 各職員の在籍状況を把握しつつ、日常の業務 及び研修により能力向上を図るとともに、人事 置を行った。

に基づき職員研修を行い、専門知識を有する人 「独立行政法人農林漁業信用基金研修規程」 材の育成に取り組んだ。 0

〇 令和元年度に、以下のとおり研修計画を大幅 に見直した。

中堅、管理 経理関係) 職)や専門分野(システム関係、 ・ 職員のステージ(新人、若手、 に応じた研修の構築

若手職員に対する研修の充実

4.主務大臣による評価	
王務大臣による評価	
評定 B	
く評定に至った理由> 自己評価の「B」との評価結果が妥当であると確認できたため。	
く指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策>	
くその他事項〉	
5. その他参考情報	

1. 当事務及ひ事素に関する盘本情報第4-3 構立金の処	9 る歩や情報 積立金の処分に関する事項	する事項						
2. 主な経年データ								
評価対象となる指標	业	(参考) 平成 29 年度 (2017 年度)	30 年度 (2018 年度)	令和元年度 (2019年度)	2年度 (2020年度)	3年度 4年度 (2021年度) (2022年度)	(参考情報) 当該年度までの累積値等、	(参考情報) の累積値等、必要な情報
3. 各事業年度の業務に係る目標、	計画、	業務実績、年度評価に係る自己評価	5自己評価					
東田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田		田井井田	—————————————————————————————————————	作申計面	土た証価指揮	法人の	法人の業務実績・自己評価	
新口姓士 		国温春十	Î	回記以	エタギョ哲係	業務実績		申己評価
	3 積立 農業	積立金の処分に関する事項 農業信用保険業務、林業信用	က	積立金の処分に関する事項 農業信用保険業務、林業信用	く主な定量的指標> なし	く主要な業務実績 >	業災害補償関係勘定	<自己評価> 評定:B
	保証業庫報	保証業務、漁業信用保険業務、 典業保险間核業数 7 1 3 4 差 5 5 5	保証業務、	漁業信用保険業務、 1反業数及75名業 ※	/ 単色発色 が加/	に計上の前中期目標期間繰越積立金は、林業信用促託時によける当時にある。 おお田みび	或積立金は、林業信用 キュ倍 83 丙元四五70	積立金を当期純損失のオアノニカナナー
	(1) (1) (1) (1) (1) (1) (1) (1) (1) (1)	辰米 R校闰 R来幼久び帰来炎 害補償関係業務の各勘定にお	医米尔姆氏 医椎侧侧侧 医椎侧侧侧	ボギが及び流来次 業務の各勘定にお	くての同の指示しなし	、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、	K + ほ 63 日ソロダヴ ナる当期純損失 10 百	とから、Bとする。
	温 () () () () () () () () () (いて前中期目標期間からの繰		目標期間からの繰		万円の補てんに充てた。		
	越積立れる業	越積立金があるときは、それぞ れの業務の財源に充てること		越積立金があるときは、それぞれの業務の財源に充てること	く評価の視点> 各勘定の前中期目標期 	なお、農業信用保険勘定、漁業信用保険勘定及 び農業保険関係勘定に計上の同積立金は、同勘定	漁業信用保険勘定及 20同積立金は、同勘定	<課題と対応> -
	ተ ት	0	۲۸ م ه		間繰越積立金は、各業 務に充てられているか	において当期純利益を計上したことから、同積立金の取崩を行っていない。	ノたことから、同積立	
	_							
4. 主務大臣による評価								
				主務大臣による評価	5評価			
計定						8		
く評定に至った理由> 自己評価の「B」との	評価結果が妥当で&	r定に至った理由> 自己評価の「B」との評価結果が妥当であると確認できたため。						
く指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策>	課題及び改善方策							
くその他事項>								
5. その他参考情報								

1. 当事務及び事業に関する基本情報							
-+	りに必要な事項						
2. 主要な経年データ							
きな参考指標情報		主要なインプット情報(財務情報及び人員に関する情報)	情報及び人員に関す	トる情報)			
達成するため! の高度化			平成30年度 (2018年度)	令和元年度 (2019 年度)	2年度 (2020年度)	3年度 (2021年度)	4年度 (2022年度)
(2) 情報セキュリティ対策 (第4-4-(2)参照)		予算額(千円)					
		決算額(千円)					
		経常費用(千円)					
		経常収支(千円)				/	
		行政コスト(注)(千円)					
		従事人員数(人) ※期首の全体数					
		(注)「行政コスト」欄について	,	平成30年度は「行政サービス実施コスト」	実施コスト」である。	2°	7
3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度目	年度評価に係る自己評価			#	1. 1. 0. 类数电线。白二	五二部第	
中期目標	中期計画	年度計画	業務実績		"	10 計画 自己評価	
第6 その他業務運営に関する重要事項 2 ガバナンスの高度化 (第4—4—(1)参照) 3 情報セキュリティ対策 (第4—4—(2)参照)	第4—4—(1)及び(2) を参照。	同左	同左	群定:B 2項目の小項 中期目標を追る。	評定:B 2項目の小項目についてBとしたことから、中項目「4 その他 中期目標を達成するために必要な事項」についてはB評価とす る。	.たことから、中項 要な事項」につい	[目「4 その他 てはB評価とす
4 主務大臣による評価							
		主務大臣による評価					
菲定					В		
く評定に至った理由> 2項目の小項目のうち、2項目でBとなり、「独立行政法人農林漁業信用基金の業務 いてはB評価とする。	豊林漁業信用基金の業務	の実績に関する評価の基準」に基づき評価を行った結果、	き評価を行った結	果、中項目「4	その他中期目標を	その他中期目標を達成するために必要な事項」につ	%要な事項」につ
(2項目×2点)/(2項目×2点)=100% ※算定にあたっては、評定毎の点数を、S:4点、A:3点、	B:2点、C:1点、D	: 0 点としている。					
く指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策>							
くその他事項>							
5. その他参考情報							

1. 当事務及び事業に関する基本情報	:/青幸								
第4-4-(1) ガバナ	ガバナンスの高度化								
2. 主な経年データ									
評価対象となる指標	指標	(参考) 平成 29 年度 (2017 年度)	30 年度 (2018 年度)	令和元年度 (2019年度)	2年度 (2020年度)	3年度 (2021年度)	4年度 (2022年度)	(参考情報) 当該年度までの累積値等、	(参考情報) の累積値等、必要な情報
3. 各事業年度の業務に係る目標	 計画、業務実績 	ミ績、年度評価に係る自己評価	,自己評価						
中期目標		中期計画	年度	年度計画	主な評価指標		法人の業務実績業務率の	実績・自己評価	自己評価
2 ガバナンスの高度化	4 その他	その他中期目標を達成する	5 4 その街		く主な定量的指標>	ш	\wedge		<自己評価>
(1) 運営委員会	ために必要な事項 (1) ガバナンスの高	ために必要な事項 (1) ガバナンスの高度化	(1) ガバナンス(スの高度化	7.5%	/ 連宮姿員祭 ○ 令和元年	宮安貝宏 令和元年9月に開催した運営委員会におい	営委員会におい	評定:B 運営委員会につい
政府以外の出資者や外部有業を大利の出資者を対象を	٨	子 彩井	٨	運営委員会なった。またいという。	< その他の指標> た !	て、前年度報子を行り	て、前年度の業務実績評価書、決算等について 報本を行った。 また、 会和っ 年っ日 れこっ 日 ロ	決算等について	て、各業務の重要課題の経費に
職自と安員こりの連呂安員式 を適時に開催して、これらの委		政M		いの山気もでが呼ばられる運動を) (報日を行う開催した過	報日を11.7に。また、1º44と牛とカル・ひられに 開催した運営委員会において、業務方法書の変	2.万√5.50万元 業務方法書の変 │	<u></u> ぬの検酌状がにプい て報告を行うなど、
員から示された意見等を信用		員会を適時に開催して、これ		員会を適時に開催して、これ	<評価の視点>	更、中期計	更、中期計画の変更、令和2年度年度計画につ	度年度計画につ	業務運営の透明性を
基金の業務運営に的確に反映		らの委員から示された意見		らの委員から示された意見	ガバナンスの高度化に	いて審議を行った。	行った。		高め、実質のある議
수 나 중。 	等を信	用基金の業務運営(等を信用基金の業務運営に	向けた取組は行われて		† -	1	論を促進し、委員か
(2) 内部統制機能の強化ア 谷昌令	の権に反とといる。	的確に反映させる。 内部統制機能の強化	おの確に及取させる。 人 内部体制権制の	取らせる。 制機能の強化	いるか	の 運営教員 12 12 12 12 13 13 13 13 13 13 13 13 13 13 13 13 13	連宮委員会において、法定議決事項の審議に加え 「判率管定委員会 「業務運営の格証委員会」「業務運営の格証委員	決事項の審議に電量の格許を自	らの意見等を業務運 堂に反時 オセスナル
アンプ 理事長の意思決定を補佐	. 🖰	役員会	ア)役員			会」の結果	※・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	業務の重要課題	取り組んだ。
するため、役員会を定期的に		理事長の意思決定を補	垂 亜	長の意思決定を補		と位置付け	と位置付けられている「信用保証(保険)制度	証(保険)制度	また、役員会や内部
開催して、業務に関する重要		佐するため、役員会を定期	佐する	ため、役員会を定期		の普及推進	の普及推進・利用促進」「農業信用保険業務に	信用保険業務に	統制委員会の開催、
事項について意見交換を行う		的に開催して、業務に関す z 靑 亜 車 店 Γ へい ケ 幸 目		的に開催して、業務に関するままでは、大き		おける借う	おける借入者の信用リスクに応じた保険料率の谱』・「井巻年田伊許業数における両非典語	むじた保険料率 サロス 応サ丼語	監査の実施等を通じて中部統制の時かに
し。 人 内部統制 参画 今	今を記る	ら単 女事 気に ノご こほどな 替を行し。		すなことがいうだんがん		ことがの前の前と	9 争入」・ 体米10 年 医甲米奶 におい ら 付米 正計価の道 スープ・ しょ 車 垣の 棒 計 米 近 し い て 帯	おいる4年日本学院の10年代	ころもあたらの当にい野り組みにある。
	.	(イ) 内部統制委員会	ストンを	制委員会		告を行うな	in さんしょう ファイン スパー・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	き、今後の業務	これらのことから、
統制委員会を開催して、各種		理事長をトップとする		理事長をトップとする		運営に反形	やされるよう取り組ん	<i>、</i> た。	Bとする。
委員会における取組状況をモ		内部統制委員会を開催し		制委員会を開催し		1 1 1			
ニタリンクするなど、囚部統=サギギギャ		て、各種委員会における取る中でを		て、各種委員会における取るはいるエータニングサー		イの部統制機能の強化	ぎ能の強化		く課題と対応>
では、一つとは、ことの、 ことの 無理 という こと かい はん はい はい しょく かい はい	古女だられただったが	だかトータンノンップ 古世谷世内 若半		イトーグ・ノングの内部体制を開発制を開発し		(7) 夜風女	仅貝式 か昌今を 11 同間体 セ か昌今に むい アド	サール・アード	Į
		- 시기 메이에 마기 C JEAC	 გარ გარ ე	F 3 HP40 L 1 P 1 A 2 E 7		() () () () () () () () () ()		(1年) (1年) (1年) (1年) (1年) (1年) (1年) (1年)	
むリスク管理委員会を開催し		(ウ) リスク管理委員会	K	ク管理委員会		ほか、中期	ほか、中期計画及び業務方法書の変更や運営委	の変更や運営委	
て、金融業務に固有のリスク		外部有識者を委員とし		有識者を委員とし		員会の開催	員会の開催など、業務運営に関する重要事項に	する重要事項に	
について統合的なリスク管理		含むリスク管理委員会		て含むリスク管理委員会		ついて意見	ついて意見交換を行い、理事長の意思決定を補	の意思決定を補	
₩	を開作	を開催して、金融業務に固	を開催・	して、金融業務に固		在した。			
T コンプライアンス また デー・デー・デー・デー・デー・デー・デー・デー・		有のリスクについて統合	有ので	いかにしいた第一十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十				: 	
業務の適正な執行を図る たを コンプーイレント番	ママクン	スク	となって	スク管埋を実施す		○ +	半成 31 年4月と令和元年 10 月に埋事長が示した 4ミセージ(「巫典 31 年申の関始に当た	0 月に埋事長か 昨の関始に当た	
いない・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・			õ			, , , , ,	F 5 3		

って」及び「令和元年度下半期に向けて」)を 役職員専用情報サイトに掲載して、役職員に周 知した。 (イ)内部統制委員会 〇 四半期ごとに内部統制委員会を開催し、各種	委員会の取組状況に係るモニタリング等を実施し、内部統制を推進した。 の 内部統制委員会における事故報告を受け、事故発生の防止について全職員に向けて周知徹底を図った。		役職員を対象とのほか、従来のコンク目が、従来のコンー層効果的なものとス理解度テストといい、コンプライアン見直し等を行った。	 ○	 ○ 年度内に発生した事故について、理事長に対して速やかに報告をするとともに、再発防止策等を検討した。その後、四半期ごとの内部統制委員会に報告を行った。 ○ 事故発生・対応状況及び再発防止の取組について、内部監査等により随時確認を行った。 ○ 令和元年8月、9月、11月、12月及び令和2年2月に開催した業務改善委員会において、
ス 数イを図 イアンス ト部右 動 るなど、 (法令等	り組む。 点検 顕在化を 務リスク するとと 踏まえて	な た た な を を を を が が が が に に が が が が が が が が が が	な業務運ようにす		
(エ) コンプライアンス 業務の適正な執行を図 るため、コンプライアンス 委員会において外部有識 者の知見を活用するなど、 コンプライアンス(法令等	遵守)に着実に取り組む。 (オ)事務リスク自主点検 事務リスクの顕在化を 防止するため、事務リスク 自主点検を実施するとと もに、その結果を踏まえて 改善策を検討する。	(カ) 監査 各部署から独立した内 各部署から独立した内 部監査担当部署による内部監査を通じて、また、信用基金から独立した監事及公会計監査人による監査を通じて、法令等に則って、このに、これを通りに	た適切かつ健全な業務運営が確保されるようにする。		
(エ) コンプライアンス 業務の適正な執行を図 るため、コンプライアンス 委員会において外部有識 者の知見を活用するなど、 コンプライアンス (法令等	遵守) に着実に取り組む。 (オ) 事務リスク自主点検 事務リスクの顕在化を 防止するため、事務リスク 自主点検を実施するとと もに、その結果を踏まえて 改善策を検討する。	(カ) 監査 各部署から独立した内 各部署から独立した内 部監査担当部署による内 部監査を通じて、また、信 用基金から独立した駐事 及び会計監査人による監査を通じて、法令等に則っ	た適切かつ健全な業務運営が確保されるようにする。		
会において外部有識者の知見を活用するなど、コンプライアンス (法令等遵守) に着実に取り組む。オー事務リスク自主点検事務リスクの顕在化を防事務リスクの顕在化を防	止するため、事務リスク自主 点検を実施するとともに、そ の結果を踏まえて改善策を 検討する。 カ 監査 各部署から独立した内部 監査担当部署による内部監	査を通じて、また、信用基金から独立した監事及び会計監査人による監査を通じて、法令等に則った適切かつ健全な業務運営が確保されるようにする。			

業務改善提案のペ 17 件の審議と、1件の改善への取組事例の紹介を行った。 (カ) 監査を通じた適切かつ健全な業務運営 (カ 内部監査の実施 「内部監査規程」に基づき内部監査年月を作成し、その計画に従い内部監査を引た。なお、監査着手前には、実施方針につ和観を、監査結果については、随時の準それぞれ理事長に行った。 () 監事監査の実施 平成 31 年度監事監査計画に基づき、登査実施した。 () 会計監査人による監査の実施 音を実施した。 () 会計監査人による監査の実施 音を実施した。						
	土物スロしよる評価主物スロしよる評価主物とは、「一般などは、「一般などは、「一般などは、「一般などは、「一般などは、「一般などは、「一般などは、「一般などは、「一般などは、「一般などは、「一般などは、	〈評定に至った理由〉 自己評価の「B」との評価結果が妥当であると確認できたため。	く指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策>		その他参考情報	

1. 当事務及び事業に関する基本情報 第1-1-(2) 情報わまっ	5基本情報 情報セキュロティ対等	# 技								
(7)		*:								
2. 主な経年データ										
評価対象となる指標	指標	(参考) 平成 29 年度 (2017 年度)	30 年度 (2018 年度)	令和元年度 (2019 年度)	2年度 (2020年度)	3年度 (2021年度)	4年度 (2022年度)	(参考情報) 当該年度までの累積値等、	(参考情報) の累積値等、必要な情報	
3. 各事業年度の業務に係る目標	, 計画,	業務実績、年度評価に係る自己評価	る自己評価							_
甲二二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二		日本第七		4 年計画	十六時任む神		法人の業務実績	5実績・自己評価		
1. 1. 1. 1. 1. 1. 1. 1. 1. 1. 1. 1. 1. 1		1 2 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3		F/支리' 画	上の計画指令		業務実績		自己評価	
3 情報セキュリティ対策	(2)	情報セキュリティ対策	(2)	ュリティ対策	く主な定量的指標>	く主要な業務実績>	:実績>		<自己評価>	
「サイバーセキュリティ戦		「サイバーセキュリティ戦		「サイバーセキュリティ戦	なし	ージノヰ 〇	サイバー攻撃等の脅威への対処に万全を期す	処に万全を期す	評定:B	
略」(平成 27 年 9 月 4 日閣議決		略」(平成 27 年 9 月 4 日閣議決		略」(平成 27 年 9 月 4 日閣議決		るため、以	るため、以下の事項を実施した。	0	情報セキュリティの	
定)、「政府機関の情報セキュリ		定)、「政府機関の情報セキュリ		定)、「政府機関の情報セキュリ	<その他の指標>	・インタ	インターネットからの不審な通信を監視・制	な通信を監視・制	強化のため、不正通	_
ティ対策のための統一基準」	·II·	ティ対策のための統一基準」	.,.	ティ対策のための統一基準」	なし	御するた	御するため、新たに情報セキュリティ機器を平	しリティ機器を平	信の監視等を稼働し	
(平成28年8月31日サイバー		(平成 28 年8月 31 日サイバー		(平成30年7月25日サイバー		成31年;	成 31 年 3 月に導入し、令和元年 11 月から稼働	年 11 月から稼働	たほか、基幹LAN	_
セキュリティ戦略本部決定)等		セキュリティ戦略本部決定)等		セキュリティ戦略本部決定)等	<評価の視点>	を開始し	を開始した。また、11月に、基幹LANシステ	4幹LANシステ	に措置したセキュリ	_
の政府の方針等を踏まえ、サイ		の政府の方針等を踏まえ、サイ	の政府の方	針等を踏まえ、サイ	政府の方針等を踏ま		ムと分離していた業務システムについて、セキ	ムについて、セキ	ティ機器が利用でき	_
バー攻撃等の脅威への対処に		バー攻撃等の脅威への対処に		バー攻撃等の脅威への対処に	え、適切な情報セキュ		ュリティ強化の観点から、基幹LANと接続さ	PLANと接続み	るよう基幹LANと	
万全を期するとともに、情報セ		万全を期するとともに、情報セ		万全を期するとともに、平成29	リティ対策の推進に向		LANの強いセキュリ	Jティ機能の下に	分離していた業務シ	
キュリティに関する知識や経		キュリティに関する知識や経		年度に設置したCISOアド	けた取組は行われてい		た。		ステムを基幹LAN	
験を有する専門家の活用を通		験を有する専門家の活用を通		バイザーの専門的な知見の活	るか	 信用基 	信用基金CSIRT構成員を対象にNIS	を対象にNIS	に接続した。また、	
じて体制を整備し、個人情報の		じて体制を整備し、個人情報の		用を通じて体制を整備し、個人		こ主催の	主催のセキュリティ研修及び情報セキュリ	び情報セキュリ	CISOFFNTF	_
保護を含む適切な情報セキュ		保護を含む適切な情報セキ	Ч	情報の保護を含む適切な情報		トイ対策	ティ対策のための統一基準群に関する勉強会	に関する勉強会	一の助言を踏まえ整	
リティ対策を推進する。	リティシ	ティ対策を推進する。	セキュリテ	ィ対策を推進する。		く派遣し	へ派遣しセキュリティ対策に対する知識の向	対する知識の向	備した「情報システ	_
						上に取り組んだ。	組んだ。		ム台帳」「情報資産	_
						主務省	主務省やNISCから提供される情報セキ	される情報セキ	管理台帳」の内容を	
						ュリティ	ュリティ対策に関する情報等を、役職員に周	を、役職員に周	適切に更新すること	
						知•注意	知·注意喚起を行うことで脅威に対するセキュ	に対するセキュ	で、適切な情報セキ	
						リティ節	リティ意識の向上に取り組んだ。	戊。	ュリティ対策の推進	
						· C18	CISOアドバイザーの助言を踏まえ	言を踏まえ、平成	を図った。これらの	_
						30年12.	月に整備した「情報シ	ノステム台帳」と	ことから、Bとする。	
						「情報資	「情報資産管理台帳」を、機器更新等の都度適	昇更新等の都度適		_
						切に更新	切に更新し、情報資産毎のリスク分析を実施	スク分析を実施	く課題と対応>	
						し、適切	し、適切に情報セキュリティ対策の推進を図っ	1策の推進を図っ	ſ	
						た。				

主務大臣による評価	
郭定	8
〈評定に至った理由〉 自己評価の「B」との評価結果が妥当であると確認できたため。	
く指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策>	
くその他事項>	
 その他参考情報 	

1. 令和元事業年度予算及び決算

(1) 拟入

科 目 総 計算 機業信用保険勘定 体業信用保証勘定 漁業信用保証勘定 漁業信用保險勘定 漁業信用保証勘定 漁業信用保險勘定 漁業保險關係勘定 漁業公舎 (公司) 企業公舎 (公司	_	l fact	ı	ı	ı	ı	ı	I			
村 目 総 計 農業信用保険勘定 林業信用保証勘定 漁業信用保証勘定 漁業信用保証勘定 漁業信用保証勘定 漁業信用保険勘定 農業保険関係勘定 人事業交付金 1,266 1,484 6 - 348 348 912 1,136 - - 府 補給金受入 1 1 - - 1 1 1 -	: 百万円)	僧関係勘定	決算	I	I	I	I	9	-	_	9
村 総 計 農業信用保険勘定 林業信用保証勘定 漁業信用保険勘定 株業信用保険勘定 株業信用保険勘定 株業信用保険勘定 株業信用保険勘定 株業信用保険勘定 株業信用保険勘定 株業信用保険勘定 株業信用保険勘定 予算 決算 予算 不分 一一 一一 一一 一一 一一 一一 <th< td=""><td>(単位</td><td>漁業災害補</td><td>予算</td><td>1</td><td>1</td><td>I</td><td>17, 221</td><td>9</td><td>11, 205</td><td>0</td><td>28, 432</td></th<>	(単位	漁業災害補	予算	1	1	I	17, 221	9	11, 205	0	28, 432
科 制 総 計 農業信用保険勘定 林業信用保証勘定 機業信用保険勘定 株業信用保険勘定 株業信用保険勘定 株業信用保険勘定 入事業交付金 1,266 1,484 6 - 348 348 912 1,136 府桶給金受入 1 1 - - 1 1 - - - 1,136		関係勘定	決算	I	I	I	1, 331	15	1	1	1,346
A		農業保険	予算	I	I	I	80, 314	15	79, 399	0	159, 728
科 制 機業信用保険勘定 林業信用保証勘定 入事業交付金 1,266 1,484 6 - 348 348 所補給金受入 1,266 1,484 6 - 348 348 開 出 資金 8 80 106 - 80 106 業 収 入 149,773 46,051 25,256 23,937 11,464 7,217 月 収 入 863 841 320 312 231 227 別 他 の 収 入 4 16 3 3 1 0 の 他 の 収 入 4 16 3 3 1 0 合 計 の 収 入 4 16 3 3 1 0 合 計 の 収 入 3 48,499 25,585 24,252 12,125 7,899		呆険勘定	決算	1, 136	1	I	13, 566	280	-	13	14,996
科 制 機業信用保険勘定 林業信用保險勘定 林業信用保証勘 人事業交付金 1,266 1,484 6 - 348 府補給金受入 1 1 1 - - 348 開 出 資 金 80 106 - - 80 業 収 入 149,773 46,051 25,256 23,937 11,464 7,3 用 収 入 863 841 320 312 231 月 収 入 863 841 320 312 231 〇 他 〇 収 入 48,499 25,585 24,252 12,125 7,3		漁業信用	予算	912	I	0	15, 518	292	I	0	16, 722
科 総 計 農業信用保険勘定 入事業交付金 1,266 1,484 6 所補給金受入 1 1 - - 間 出資金 80 106 - - 期 出資金 80 80 106 - - 期 出資金 80 80 106 - - - 期 出資金 80 80 841 320 312 期 収入 A 863 841 320 312 カ 他の収入 A 4 16 - - - の他の収入 A 4 16 3 3 3 合 日本の収入 A 48,499 25,585 24,252		呆証勘定	決算	348	П	106	7,217	227	I	0	7,899
科 総 計 農業信用保険協 入事業交付金 1,266 1,484 6 府補給金受入 1 1 1 間 出資金 80 106 - 第 収入 149,773 46,051 25,256 23, 期 収入 863 841 320 別 他の収入 4 16 - の他の収入 4 16 3 合 計 1 242,592 24,499 25,585 24,54		林業信用(予算	348	П	08	11, 464	231	I	1	12, 125
科 目 浴算 計算 入事業交付金 1,266 1,484 府補給金受入 1 1 間 出資金 80 106 業 収入 149,773 46,051 用 収入 863 841 ハ他の収入 4 16 の他の収入 242,592 48,499		呆険勘定	決算	I	I	I	23, 937	312	1	3	24, 252
科 部 大事業交付金 1,266 1, 府補給金受入 1 1 間 出資金 80 46, 業 収 入 149,773 46, 用 収 入 863 八 他 の 収 入 90,604 の 他 の 収 入 4 の 他 の 収 入 4 合 計 242,592 48,		農業信用	予算	9	I	I	25, 256	320	1	3	25, 585
科		11111111	決算	1, 484	П	106	46,051	841	I	16	48, 499
本		総	予算	1, 266	T	80	149, 773	863	90,604	4	242, 592
本	f			④	\prec	金	\prec	\prec	④	\prec	
		Ш		及付	金魚		刘	刘	,		11111111
		食		#	舞		業	田	Y	の他	⟨□
				页		出	#	剰	俳	W	

(2) 支出

(単位:百万円)

	償関係勘定	決算	I	I	17	0	9	11	17
	漁業災害補	子算	I	28, 411	18	1	9	11	28, 429
	関係勘定	決算	I	1,000	16	1	2	10	1,016
	農業保険関係勘	予算	ı	161, 324	21	4	7	10	161, 345
	保険勘定	決算	I	13, 727	432	90	121	261	14, 159
	漁業信用保険勘	予算	I	16,070	417	41	69	317	16, 486
	用保証勘定	決算	74	8, 441	627	34	190	403	9, 142
	林業信用	予算	100	12,858	909	36	96	475	13, 565
	呆険勘定	決算	I	20,987	892	68	197	482	21, 755
	農業信用保険勘定	予算	I	25,031	875	207	116	122	25, 906
1	1— 111¤	決算	74	44, 155	1,860	174	519	1, 167	46,089
	総	予算	100	243, 693	1,937	290	284	1,364	245, 730
			民間出資金	事業費	一般管理費	直接業務費	管理業務費	人 件 費	4 4
				牌	叫迪	経書	ĬII(

2. 令和元事業年度収支計画及び実績

(1) 収益

1	漁業災害補償関係勘定	実績	ı	ı	ı	9	ı	1	- 10	. 16
(単仏:自力円)	漁業災害	厘桯	ı	-	21	9	ı	0	1	27
	農業保険関係勘定	実績	I	I	П	14	I	I	1	15
	農業保険	計画	ı	-	09	14	I	-	1	74
	保険勘定	実績	757	_	1, 289	279	411	2	1	2, 738
	漁業信用保険勘	計画	723	I	1, 290	296	I	0	4	2,313
	保証勘定	実績	245	1	362	225	I	0	483	1,316
	林業信用保証勘	計画	149	1	327	228	I	1	294	1,000
	保険勘定	実績	49	I	5, 431	307	989	3	I	6,426
	農業信用保険勘定	計画	219	_	4,889	317	I	3	180	5,608
1	1— 111¤	実績	1,051	1	7,084	831	1,047	2	493	10, 512
	総	計画	1,090	1	6, 587	861	I	4	478	9,021
	Ш		政府事業交付金収入	給金収入	以 入	坂	き 等 戻 入	扫	越積立金取崩額	111111111111111111111111111111111111111
			政府事業	降 府 補	事 業	収財務	前 当 金	雑	前中期目標期間繰越積立金取崩額	◁□
				<i>≻</i> 1⊏		<u> </u>	. 🔽		泄	

(2) 費用

(単位:百万円)

賞関係勘定	実績	I	16	0	4	11	0	0	I	0	0	I	16
漁業災害補償関係勘定	計画	0	18	1	2	11	0	9	I	I	I	3	27
関係勘定	実績	I	14	1	3	10	0	0	I	0	0	0	15
農業保険関係勘定	画温	0	21	4	9	10	0	34	I	I	I	19	74
呆険勘定	実績	1, 496	368	22	80	598	17	0	14	0	0	843	2, 738
漁業信用保険勘定	計画	1,882	422	38	28	325	6	0	I	I	I	I	2, 313
R 配 助 定	実績	34	604	13	127	464	21	1	929	0	0	I	1, 316
林業信用保証勘定	車相	31	278	6	94	475	13	П	377	I	I	I	1,000
R 除勘定	実績	2,492	715	88	140	487	63	0	I	0	0	3, 156	6, 426
農業信用保険勘定	画相	4,664	888	207	127	554	99	0	I	I	I	I	5,608
111111111111111111111111111111111111111	実績	4,022	1,717	125	355	1, 237	102	1	029	0	0	3, 999	10, 512
総	画温	6, 577	1,926	260	290	1,375	62	41	377	ı	I	22	9,021
		業	般 管 理 費	直接 業務費	音 理 業 務 費	(作費)	価 償 却 費	務費用	1 金等繰入	: 損 失	資産除却損	総 利 柱	1 111111111111111111111111111111111111
献		#	松一角	垣	用	十	淢	用財	引 景	臨時	固定	計	⟨□

3. 令和元事業年度資金計画及び実績

(1) 拟入

											(単位	(単位:百万円)
		1										
ш ф	%	1	農業信用保険勘定	保険勘定	林業信用	林業信用保証勘定	漁業信用保険勘定	保険勘定	農業保険関係勘定	関係勘定	漁業災害補償関係勘定	賞関係勘定
	計画	実績	計画	実績	画相	実績	軍糧	実績	計画	実績	厘桿	実績
業務活動による収入 151,917	151, 917	48, 397	25, 597	24, 263	12,045	7, 795	16,719	14,987	80,329	1, 346	17, 227	9
投資活動による収入	7	1	I	I	П	1	9	I	I	I	I	I
財務活動による収入	. 90, 684	117	I	ı	80	106	0	12	79, 399	I	11, 205	I
前年度からの繰越金	157, 201	162, 016	54,003	58,644	41, 253	41,507	52, 209	52, 343	3, 748	3, 526	5, 989	5, 996
☆ □	399, 810	210, 531	79,600	82,907	53, 379	49, 408	68, 934	67, 342	163, 476	4,872	34, 421	6,002

(2) 支出

(単位:百万円)

₩ ₩	엝	1-	農業信用保険勘定	保険勘定	林業信用保証勘定	保証勘定	漁業信用	漁業信用保険勘定	農業保険関係勘	関係勘定	漁業災害補償関係勘定	賞関係勘定
	計画	実績	厘桯	実績	計画	実績	厘桿	実績	計画	実績	計画	実績
業務活動による支出	152,975	44, 727	25,905	22,078	11, 418	7, 487	16, 486	14, 129	81,946	1,016	17, 223	17
投資活動による支出	61	110	11	П	48	62	П	30	0	0	0	0
財務活動による支出	92, 704	2,074	1	1	2, 100	2,074	l	ı	79, 399	1	11, 205	1
翌年度への繰越金	154,070	163, 620	53, 686	60,828	39,813	39, 769	52, 447	53, 183	2, 131	3,856	5, 992	5,985
台	399, 810	210, 531	79,600	82, 907	53, 379	49, 408	68, 934	67, 342	163, 476	4,872	34, 421	6,005
(注) 資金計画は、予算ベースで作成した。	なースで	作成した。										

令和元年度業務収支

											(単位	(単位:百万円)
<u></u>	総	1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	農業信用保険勘定	呆険勘定	林業信用保証勘定	保証勘定	漁業信用保険勘定	保険勘定	農業保険	農業保険関係勘定	漁業災害補償関係勘定	償関係勘定
	計画	実績	画相	実績	計画	実績	車場	実績	画相	実績	計画	実績
政府事業交付金収入	1,037	866	219	46	96	192	723	757	I	1	ı	I
事業収入	6, 783	7,223	4,886	5,445	538	467	1,281	1, 310	99	1	21	I
保険料収入	3, 358	3, 475	2,660	2,764	I	I	869	710	I	I	ı	I
回収金収入	2,810	3, 281	2, 227	2, 681	I	I	283	009	I	I	I	I
保証料収入	289	309	I	I	289	309	I	I	I	ı	ı	I
求償権回収収入	249	157	I	I	249	157	I	I	I	ı	ı	I
貸付金利息収入	77	1	I	I	I	I	I	I	99	1	21	I
収益合計	7,820	8, 221	5, 105	5, 494	634	629	2,004	2,067	99	1	21	I
事業費	7,057	4, 554	4,636	2, 464	609	642	1,812	1, 448	1	_	ı	I
保険金	6, 377	3,800	4,636	2, 464	I	I	1,742	1, 336	I	I	I	I
代位弁済費	609	642	1	I	609	642	I	I	I	1	I	I
国庫納付金	71	112	1	1	1	1	71	112	1	_	ı	I
財務費用												
支払利息	39	I	I	I	I	1	1	1	34	-	9	L
費用合計	7,096	4,554	4,636	2, 464	609	642	1,812	1, 448	34	1	9	1
収支差	724	3,667	469	3,030	25	16	192	620	23	1	15	I